

□□□ 目 次 □□□

(12月8日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	6
出 席 議 員	9
欠 席 議 員	9
議会事務局職員出席者	9
説明のために出席した者	9
開会、開議宣告	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
議長の諸般の報告	11
市長の行政報告	11
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	15
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	16
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	18
自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告	21
議会広報特別委員会の閉会中の調査報告	22
平成19年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告	24
総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告	27
厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告	28
産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告	31
議案第78号	33
議案第79号	43
議案第80号	43
議案第81号	43
議案第82号	43
議案第83号	43
議案第84号	43

議案第85号	43
議案第86号	48
議案第87号	48
議案第88号	48
議案第89号	48
議案第90号	48
議案第91号	48
議案第92号	48
議案第93号	49
議案第94号	58
議案第95号	59
議案第96号	59
議案第97号	59
議案第98号	59
議案第99号	59
議案第100号	59
議案第101号	59
議案第102号	59
議案第103号	59
議案第104号	59
議案第105号	59
議案第106号	59
議案第107号	59
議案第108号	59
議案第109号	59
議案第110号	59
議案第111号	59
諮問第2号	76
発議第16号	77
請願第2号	78
陳情第9号	78
散会	79

(12月9日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
議会事務局職員出席者	81
説明のために出席した者	82
開議宣告	82
市政一般質問	83
14番 小川 廣康君	83
15番 大部 初幸君	95
9番 吉見 優子君	100
6番 三山 幸男君	108
25番 扇 作エ門君	114
散会	125

(12月10日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
議会事務局職員出席者	127
説明のために出席した者	128
開議宣告	128
市政一般質問	128
4番 小宮 教義君	129
21番 武本 哲勇君	142
22番 中原 康博君	153
3番 小西 明範君	164
12番 宮原 五男君	174
散会	185

(12月11日)

議事日程	187
本日の会議に付した事件	187
出席議員	187
欠席議員	187
議会事務局職員出席者	187
説明のために出席した者	188
開議宣告	188
市政一般質問	189
10番 糸瀬 一彦君	189
13番 大浦 孝司君	200
7番 小宮 政利君	211
散会	221

(12月18日)

議事日程	223
本日の会議に付した事件	225
出席議員	227
欠席議員	228
議会事務局職員出席者	228
説明のために出席した者	228
開議宣告	229
議案第78号・第84号～第89号・第94号～第101号・第111号	229
議案第78号～第82号・第90号・第91号・第102号～第110号	235
議案第78号・第83号・第92号・第93号	240
発議第16号	243
請願第2号	244
陳情第9号	262
発議第17号	263
議案第112号	265
発議第18号	269

発議第19号 .....	270
閉会 .....	274
署名 .....	275

対馬市告示第88号

平成20年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年11月28日

市長 財部 能成

1 期 日 平成20年12月8日

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

齋藤 久光君	堀江 政武君
小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	吉見 優子君
糸瀬 一彦君	桐谷 徹君
宮原 五男君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 榮君	上野洋次郎君
作元 義文君	黒岩 美俊君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	畑島 孝吉君
扇 作エ門君	波田 政和君

---

○12月9日に応招した議員

---

○12月10日に応招した議員

---

○12月11日に応招した議員

---

○12月18日に応招した議員

---

○12月8日に応招しなかった議員

小宮 政利君

---

○12月9日に応招しなかった議員

糸瀬 一彦君

---

---

平成20年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成20年12月8日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成20年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 議会広報特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 平成19年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第1号 平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第10号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第11号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第3号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第5号 平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

・認定第6号 平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第7号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

・認定第8号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第9号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第12号 平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第79号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第80号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第81号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第82号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第83号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第84号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第85号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第86号 対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第87号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第88号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第89号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第90号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第91号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第92号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第93号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について

て

- 日程第30 議案第94号 公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第31 議案第95号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第96号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第97号 真珠の湯の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第98号 ほたるの湯の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第99号 渚の湯の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第100号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第101号 国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第102号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第103号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第104号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第105号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第106号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第107号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第108号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第109号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第110号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第111号 対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第48 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 発議第16号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 請願第2号 中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について

日程第51 陳情第9号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 議会広報特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 平成19年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第1号 平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第11 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第10号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第11号 平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第3号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第5号 平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ・認定第6号 平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

- ・認定第7号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第8号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第9号 平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第12号 平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第79号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第80号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第81号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第82号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第83号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第84号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第85号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第86号 対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第87号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第88号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第89号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第90号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第91号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第92号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第93号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第30 議案第94号 公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について

- 日程第31 議案第95号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第96号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第97号 真珠の湯の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第98号 ほたるの湯の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第99号 渚の湯の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第100号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第101号 国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第102号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第103号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第104号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第105号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第106号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第107号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第108号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第109号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第110号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第111号 対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第48 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 発議第16号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 請願第2号 中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について
- 日程第51 陳情第9号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情について

---

出席議員 (24名)

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
8番 初村 久藏君	9番 吉見 優子君
10番 糸瀬 一彦君	11番 桐谷 徹君
12番 宮原 五男君	13番 大浦 孝司君
14番 小川 廣康君	15番 大部 初幸君
16番 兵頭 榮君	17番 上野洋次郎君
18番 作元 義文君	19番 黒岩 美俊君
20番 島居 邦嗣君	21番 武本 哲勇君
22番 中原 康博君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

---

欠席議員 (1名)

7番 小宮 政利君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長	永留 光君	次長	洪江 雄司君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	國分 幸和君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	橋本 政次君
福祉保健部長	勝見 未利君

観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	一宮 英久君
教育長	河合 徹君
教育部長	永留 秀幸君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	松井 雅美君
峰地域活性化センター部長	阿比留博幸君
上県地域活性化センター部長	原田 義則君
上対馬地域活性化センター部長	近藤 義則君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	扇 照幸君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

---

午前10時00分開会

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。小宮政利君より、奥さんが緊急に病院へ受診されなければならないという理由により、欠席の届けがっております。

また、議会だより及び広報つしまに掲載のため、議場内での撮影を許可しております。

ただいまから平成20年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、三山幸男君及び初村久藏君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から

12月18日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間に決定しました。

---

### 日程第3. 議長の諸般報告

○議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 市長の行政報告

○議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日ここに平成20年第4回対馬市議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会において御審議願います案件は、平成20年度一般会計補正予算等8件、条例の制定及び一部改正案8件、指定管理者の指定17件、公平委員会の規約の変更に関する案件1件、諮問案1件など、あわせて35件の議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと思いますので、よろしく御願い申し上げます。

審議に先立ち、9月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告申し上げたいと思います。

まず、総務企画部関係でございます。長崎県と対馬市の執務室の共同化についてです。政府においては、今後活力ある地方を創出するため、新しい地方分権を推進し、国から都道府県、都道府県から市町村へなお一層の権限移譲を行い、地方がみずから考え、実行できる体制を整備することを目指すこととしております。

県においては、このような課題に対応するための一つの手法として、県と市の職員が垣根を越えて同じフロアで業務を遂行し、地域の課題と一体となって取り組む体制を構築し、専門的な知識の共有及び行政体制の強化を図ることを検討されました。

それを踏まえ、対馬市と対馬地方局で同様の事業を所管する部門が同じ執務室において互いに連携、協力し、同じ目的を持って業務遂行ができれば、市と県の連携が深まり、住民サービスの向上と効率的な行政運営が可能になるとのことから、県から市へ建設部、農林水産部及び北部建設事務所での執務室の共同化が申し入れがあり、ただいま両方で検討中でございます。

続きまして、カーボンオフセット研究会についてでございます。地球温暖化は、今や世界的な課題となっております。京都議定書による日本の温室効果ガスの削減目標は6%で、そのうち3.8%相当は森林の吸収量で確保することとなっているところです。

対馬市は、海に囲まれ面積の約9割が山林で、四面が海であるため、その特性を生かした新たな事業展開のコンセプトが「カーボンオフセット」であるとの考えのもと、今までの林業振興事業に加え、新たな事業を模索するため、また水産業分野においても、海草による二酸化炭素吸収に着目し、さらに磯焼け対策等への期待を含め、長崎県に働きかけを行った結果、地球温暖化の観点から二酸化炭素吸収減の対策として、本市をモデルとしたカーボンオフセット制度の研究を長崎県、対馬市、長崎大学とともに取り組むこととなり、去る11月26日に私も出席し、長崎市において研究会を設置いたしております。

事務局は長崎県が担当であります。今後毎月1回程度の会議が開催され、今年度内に制度設計を組み立てる予定で、カーボンオフセットの研究が行われることとなっております。

次に、地域再生推進本部関係でございます。まず、ゴルフ場開発について、峰町佐賀、櫛地区のゴルフ場開発に関してであります。ユニマツトリバティー社によるゴルフ場開発につきましては、11月25日の議会全員協議会に報告させていただいていたとおりでございます。

米国のサブプライムローン問題に端を発し、世界的な金融不安から国内におきましても景気の後退色が強まり、特に不動産業界にとっては大きなダメージとなっております。このような経済環境悪化の影響を受け、ユニマツトリバティー社は新規開発事業についてはしばらく凍結し、あわせて対馬ゴルフ場開発事業につきましても、一時凍結との方針が伝えられたところでございます。

この事業は、対馬振興の最大の起爆剤として大きな期待を寄せていたところであり、まことに残念でございます。しかし、今後の経済状況の回復を願い、継続してユニマツトリバティー社との交渉を進めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

ORC再生計画検討状況についてでございます。11月25日の議会全員協議会におきましては、議員の皆様のお意見を拝聴し、その結果を踏まえ11月27日に開催されました第5回の長崎県離島航空路線再生協議会におきましては、利用率補償補助金の固定額の関係市負担額の算出について、損益分岐点利用人数等の充足状況を考慮した固定額の設定を図ることと、対馬長崎路線の常時5便運行については、平易に決定することなく、十分な検討を図ることを内容とした意見書を市長並びに議会議長連名により提出し、対馬市の意見としても述べております。

また、今回の離島航空路線再生協議会で、再生スキームの最終案がまとまる予定となっておりますが、五島市から福江福岡線へのORCの参入について異論が唱えられ、対馬市からは再生スキーム案で提示された関係市補助金の固定額の見直しについて検討をお願いすべく提起をおこ

なったため、再度再生スキーム案の検討が行われることになり、12月中に第6回の協議会が開催されることとなっております。

次に、航路対策協議会の設置についてであります。航路対策協議会につきましては未設置でありましたが、本年の異常な原油価格高騰による対馬博多間のジェットfoil便減便問題を契機に、本市に関係する空路及び海路の充実を図り、地域経済の振興と住民生活の向上に寄与することを目的に市、市議会、関係団体からの24名の委員で構成される対馬市航路対策協議会を設置しております。

第1回協議会は10月6日、第2回協議会は11月20日に開催し、当面の課題でありますジェットfoilが、11月5日から博多起終点による厳原の1便体制に減便されたことに伴う来年4月以降のジェットfoil運行体制についての協議を行っておりまして、市としましても協議会の意向を受け、市民が日帰り可能な運行体制に改善できるよう、引き続き九州郵船株式会社との協議を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、観光物産推進本部関係です。2008対馬シーカヤックマラソンについて、去る10月18、19の両日、対馬シーカヤックマラソン大会実行委員会が主催し、対馬の大自然を活かした体験型観光の柱として、国内外に対馬をアピールする目的でリアス式海岸で知られる浅茅湾を主会場として開催されました。

大会には、全国各地から参加した49艇、70人が和多都美神社前をスタート、仁位河口をゴールとするコースで、フルマラソン20キロ、ハーフマラソン10キロ、5キロのミドルコースの3部門で行われ、色とりどりのカヤックがスタート地点につきますと、豊玉高校郷土芸能伝承倶楽部生の太鼓演奏に送り出されるように、穏やかな浅茅湾に勢いよく波を切り裂き進んでいきました。

翌日のふれあいイベントでは、事業所仲間が駅伝レースに66名、親子レースに22人の参加をいただき、歓喜のうちに時間を過ごしていました。今後さらにエコツーリズムの島として、全国に対馬の自然のすばらしさを発信していきたいと考えております。

次に、市民生活部でございます。「第3回日韓学生つしま会議ー漂着ごみを拾う・考えるー」についてでございます。本年度で第3回目となりました日韓学生対馬会議を10月11日から13日まで、県立対馬青年の家及び豊玉町志多浦地区海岸で実施いたしました。

この活動の趣旨は、漂着ごみを日韓の学生が共同で回収するとともに、漂着ごみを通して海洋環境保全について考え、意見交換の場とすることを目的としております。今年は韓国から東亜大学の学生47名、日本からは長崎県の協力をいただきまして、長崎、福岡県内の14大学から81名の計128名、さらに対馬高校国際文化交流コースの生徒及び市民ボランティアなど、島内外から多数の参加をいただきました。

10月12日、午前10時より志多浦海岸におきまして清掃作業を行い、約60立方メートルの漂着ごみを回収しております。また、午後からのワークショップでは、漂着ごみを減らすためにできることをテーマに、グループに分かれ意見交換をし、グループとしての漂着ごみ削減提案をまとめ発表をいたしました。

漂着ごみ問題は、国を越えた問題であり、対馬市といたしましては、今後引き続きその解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建設部関連でございます。法定外公共物水路に投棄された土砂の撤去に関する訴訟についてであります。昨年12月定例会に行政報告しておりました美津島町鶏知甲4211に隣接する法定外公共物、これ水路であります。これを住宅団地造成業者が許可なく埋め立てを行ったことに関し、当該地区の上流を開発しようとしている地権者2人が、長崎地方裁判所に市を相手として訴訟を起こしていた件で、平成20年10月28日判決があり、原告らの訴えをいずれも却下する、2、訴訟費用は原告らの負担とする、被告側——市でございますが、全面勝訴の言い渡しでありました。

判決理由は、原告らに重大な損害が生じる恐れがないから、原告らの訴えはいずれも不適法とし、そのほかの法を検討するまでもなく、不適法として却下を免れないというものであります。しかしながら、原告らはこの判決を不服として11月8日、福岡高等裁判所に控訴しております。

次に、上県地域活性化センターに関することでございます。対馬初午祭についてで、日本在来8馬種の1つであります対州馬のレース、馬跳ばせをメインとした第7回対馬初午祭が10月5日、午前10時30分から上県町瀬田の目保呂ダム馬事公園において開催されました。トーナメントレースや8頭一斉レースなどが行われ、約1,500人の観衆は、対州馬の迫力ある走りに大きな歓声を送っておりました。

また、流鏝馬や乗馬体験など、さまざまな企画もあり、途中降り出した雨にもかかわらず、訪れた市民や観光客は祭りを最後まで楽しんでいらっしゃいました。

消防本部関係についてでございます。住宅防火対策についてでございますが、消防本部では多発する住宅火災を喫緊の課題ととらえ、死者減少、住民の防火意識並びに自主的な防火対策の高揚を図るため、対馬市住宅防火モデル地区指定実施要項に基づき、住宅防火対策に取り組んでおります。

最近の住宅火災による死者数の急増及び高齢化等を背景に消防法が改正され、一般の戸建て住宅に住宅用火災報知機等を、新築の住宅については、18年6月1日から設置が義務づけられ、既存の住宅の場合は、平成21年5月31日まで設置することについては、御承知のとおりであります。

昭和49年、消防本部発足以来、対馬市では火災が1,037件発生し、なかでも住宅火災が

右肩上がりで高い比率を維持し、推移しております。現在、美津島町鶏知上の町第2地区を始め、佐須奈、豆殿、千尋藻、安神の5地区1,688世帯を指定し、対馬市全世帯の約1割が指定を受けたこととなり、現在未指定の町についても、指定に向けた働きかけを行い、住宅防火対策を推進しております。

小型動力ポンプの配備です。また、消防施設では社団法人日本災害保険協会が行う平成20年度離島に対する消防施設寄贈事業を受け、小型動力ポンプを11月15日、上対馬町第14分団に配備しております。

以上、9月定例会以降の行政報告について終わらせていただきます。

○議長（波田 政和君） 以上で行政報告を終わります。

---

### 日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成20年第1回定例会において、会議規則第98条第1項の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、11月25日、対馬市豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、説明員として教育委員会事務局より永留教育部長、市長部局からは豊玉地域活性化センター松井部長、担当課長、地域再生推進本部より担当副本部長、総務企画部より担当課長及び各部の担当者の出席を得て、通学バスの調査・研究及び旅客定期航路事業の調査・研究を行ったところであります。

通学バスの調査・研究におきましては、市内の学校関係の路線バス及びスクールバスの運行状況の説明を受け、利用区間、利用校、利用人員、時間等詳細に調査をいたしました。

現在、市が保有するスクールバスは17台で、その委託料は1億474万円で、対馬交通株式会社に委託されております。また、地方バス路線維持費補助金は約1億1,900万円でございます。

スクールバスの利用人員によっては、バスの小型化や統合が可能な地区も見られ、今後さらに調査を行い、むだのないよう改善できる地区は改善するよう提案いたしました。

また、検討の段階ではありますが、路線バス三根・志越線を市保有スクールバスの空き時間を有効に活用する、市営バスとしての運行を検討しているとのことです。このことは、市営バスと

して運行することで赤字補てんを行う場合より、経費の削減が見込まれるためです。

スクールバスの委託料については、さらに見直しを行い、路線バスとの兼ね合いもあるでしょうが、利用人数に応じたバスの配置を契約前に十分交渉を行い、さらに可能であれば対馬交通だけではなく、他の民間への委託も含めて調査検討され、委託料の削減を図ることを要望しました。

次に、旅客定期航路事業につきましては、平成19年度決算におきましては、歳入が3,596万5,572円、歳出が3,533万6,147円でございます。輸送人員ですが、定期航路の利用客は、平成19年10月から平成20年9月までの1年間で4,362名、このうち割引者（身体障害者）の利用者数が約1,100人であります。事業収入では、貸し切り事業が大幅な伸びを示しております。これは、風光明媚な浅茅湾への観光客が増加したことによるものです。

当初、この航路は半島方面の通学航路でありましたが、現在では中核病院への受診者が主な利用客でございます。

委員の中からは、船体、エンジンの耐用年数を心配する意見も出ましたが、現在運行しております「ニューとよたま」は、昭和62年に建造され、21年が経過しておりますが、船体も毎年検査を行い、エンジンも昨年オーバーホール（点検、修理）をし、燃費もよくなり、現在順調に運行しているそうです。

今後も、中核病院への交通手段として、地域住民の足として欠かせない航路でもあり、また周辺地域がさらなる人口減少によって、限界集落化する恐れもあり、交通弱者の救済交通機関として重要な役割を果たすものと考えられますが、将来を想定し、スクールバス、路線バスとの連携を十分検討していただくよう提案をし、委員会を閉じました。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） おはようございます。産業建設常任委員会所管事務調査報告書、平成20年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、会議規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、11月20日に国道道における冠水箇所に関する調査・研究を行いました。小宮

政利委員は欠席でありましたが、市長部局より川上建設部長、松村北部建設事務所長、担当課長及び各地域活性化センターの担当者の出席を求め現地調査を行い、その後、豊玉地域活性化センター3階小会議室で委員会を開会しました。

夏季の集中豪雨や台風時の大雨で、国県道がたびたび通行どめになる箇所が市内に数多くあります。今回は、上県町、峰町、豊玉町で調査を行いました。

上県町深山地区の佐護バス停付近は、平成18年7月10日の1時間の雨量が75ミリの豪雨のときは、道路の一部がガードレールを越える高さの冠水に見舞われたようで、周辺の店舗や住宅は床上浸水し、約70から80センチメートルに上がったと聞きました。

現在、県において河川改修工事が行われており、既に湊地区から友谷地区までの2キロメートルは完成し、平成18年度から平成25年度までの予定で上流1,450メートルの改修計画がされ、現在そのうち右岸260メートルは完成しており、一日も早い改修工事の完成を願い、道路冠水などが解消することを望むものです。

峰町の三根川については、三根浜から中里地区までは河川改修は既に終えています。上流の上里地区の河川改修を3地区の区長の連名で県に要望書を提出しており、県は地元の地権者の同意が得られれば改修工事を実施するとのことですが、残念ながら地権者の同意が難しい状況下であるとのことです。なお、平成19年度には、堆積土砂の除去を行っているとのことです。

豊玉町曾地区の石田川は、主要地方道上対馬豊玉線の曾から櫛方面に向かうところで、田畑への通路を地権者がつくっており、その下に小さな暗渠が通っていますが、大雨時には水が出入り口部分を越え、田畑や道路を洗い流し、下流の住宅地に流れていくので、地元住民は河川改修の要望をしているものの、これも地権者の同意が得られないとのことです。

浦底の三叉路付近は、国道及び地区の店舗や住宅がたびたび冠水や浸水に見舞われ、通行どめとなる箇所であります。現在、国道の改良工事が行われており、ヒューム管等の改良も予定されていることから、国道部分の冠水は解消されそうですが、下流の店舗や住宅地は河川改修を行ううえで地権者の同意が得られないので、現状では解決策はないとのことであります。

和板地区の国道は、周辺の水田の基盤整備や埋め立てなどが一つの要因ではないかと思われます。現在、県もいろいろと対策を検討しているとのことです。

仁位の十八銀行豊玉支店前付近は、両側に店舗や住宅があり、国道のかさ上げは難しく、隣接する長田川が仁位川に合流する方向が仁位川の上流側に向いており、大雨で河川の水量が多いときは、流れが悪いので改修工事が必要と思われます。また、桜橋付近の土砂の撤去なども必要と思われます。

一般県道唐崎岬線の佐保の冠水箇所は、付近には田畑もなく道路のかさ上げが可能であり、県に対し早急に要望などの働きかけを求めるものです。

今回の調査のなかで、道路や田畑の冠水や住宅などへの浸水は不愉快ではあるが、河川改修に伴う土地の協力が得られない地権者には、地元の協議で進展しない場合は、市職員などの一層の協力も必要かと思われま

す。今回は、上県町、峰町、豊玉町での調査でしたが、他の地区においても数多くの冠水箇所があり、集中豪雨や台風時の大雨時に大変だとは思いますが、現場に出向き状況把握と確認が必要であり、国や県に対して強い働きかけを願うものです。

以上で、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第7、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員長の報告を求めます。国境離島活性化対策特別委員長、作元義文君。

○議員（18番 作元 義文君） 国境離島活性化対策特別委員会調査報告書。本特別委員会の調査等の状況を、会議規則第45条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

平成20年第3回対馬市議会定例会の会期中であった9月19日に、豊玉地域活性化センター3階会議室において、小宮政利委員及び桐谷徹委員は欠席でありましたが、第10回の委員会を開催いたしました。出席したのは、議長と市長部局から大浦副市長、永尾総務企画部長であります。

最初に、故桐谷正義委員の後任の人選を行い、全員一致で堀江政武議員を選任することに決定をいたしました。

次に、「誇りある国づくり」を合い言葉に、超党派の国会議員などで結成されている「日本会議」から出席要請のあった国会議員や地方議員が同席する集会への参加についても議題といたしました。しかし、主催者から衆議院議員の解散含みで延期するという連絡があり、再度決定次第対応することで一致いたしました。

また、国への陳情要望の折には、議会で議決された「防人の島新法の制定に関する意見書」、これを提出する。また、日本会議から正式に文書で要請があれば、会議に出席をして説明をする。その際は、市長の要請により議長及び当委員会から2名の参加とする。また、日程等については、日本会議から連絡があり次第、市長部局で調整をすることに決し、委員会を閉会をいたしました。

次に、第11回の委員会を11月10日、平成19年度特別会計決算審査に係る常任委員会終了後、豊玉地域活性化センター3階会議室に招集し、開催をいたしました。

小宮政利委員は欠席でありましたが、説明員として市長部局より大浦副市長、永尾総務企画部長が出席をいたしました。

案件といたしましては、市長の国に対する陳情同行についてであります。11月11日から13日にかけて、東京の関係省庁に対し、市長の要請により本委員会で先に県にも陳情要望を行った5つの項目について要望するということでもあります。

また、延期になっておりました「真・保守政策研究会」及び超党派の国会議員による「日本の領土を守るために行動する議員連盟」の合同勉強会にも出席をするための陳情同行であります。同行者は議長、当委員長、副委員長であります。特に国境離島対策について強く要望することを決定し、委員会を閉会をいたしました。

次に、東京関係省庁への陳情要望とその対応について報告をいたします。11月12日、市長、議長、作元・糸瀬委員、長崎県東京事務所の門司課長の案内で、まず内閣官房総合海洋政策本部、本田直久内閣参事官と面会し、国境新法制定の外4項目の要望書を手渡すことができました。丁寧に対応をいただきました。本田参事官は長崎県の元水産部長で、対馬の事情も十分理解しており、これから陳情に回るための貴重なアドバイスもいただいたところであります。

次に、総務省、国土交通省を回って国境新法、離島航空路についての要望書を手渡した後、水産庁に移動し、山田水産庁長官の対応をいただき、漁港漁場整備、釣り客、漂着ごみ、燃油、まき網等の実情を説明し、よく対馬の実情に対し耳を傾けていただいたと思っております。

また、橋本漁港漁場整備部長にも直轄漁場の件、また漂着ごみの件などについて要望をいたしました。同部長は、特にこの件につきましては、これ漂着ごみの件でございますけれども、十分理解をしている。国の責任において、利用しやすい政策を打ち出したいとの答えをいただいております。

次は、環境省へ移動し、漂着ごみの件について要望を行いました。水産庁同様、十分理解をいただいたという思いであります。

昼食を挟んで長崎県選出の国会議員の事務所を訪ね、要望書の提出をさせていただきました。ほとんどが不在でありましたが、高木義明先生には対馬に対して温かい支援の気持ちを伺うことができました。また、大久保・犬塚両先生には、直接本人に手渡しでお願いできたところであります。

次に、憲政記念館第1会議室に移動し、対馬問題に関する合同勉強会に出席。真・保守政策研究会、日本の領土を守るために行動する議員連盟、日本会議のメンバーなど、議員団40名、各省庁の参事官、課長クラスより20名、報道関係者40名程度の規模でありました。

緊張感漂う中、まず最高顧問である衆議院議員の平沼赳夫先生があいさつをされ、領土問題、天皇陛下の記念碑の件、韓国資本の件等の話をされ、次に衆議院議員中川昭一先生の代理で、参議院議員の衛藤晟一先生や参議院議員の中谷えり子先生があいさつに立たれ、それぞれ国境離島としての対馬の問題点について思いを寄せていただいていることを強く感じたところであります。

次に、財部市長が国境離島としての対馬のさまざまな状況、実態を30分程度報告をいたしました。国会議員の参加者からも質問があり、また省庁の役員に対してもいろいろな意見が投げかけられたところであります。実際とすれば、もっと生々しい対馬の実態の報告が欲しかったのではないかという点もありますが、対馬と韓国の友好の点も十分理解していただかなければならない部分もある関係上、やむを得ないところであります。

結論として、会議に参加された議員団で、一度対馬の実態の視察に来島したいという意見の集約がなされ、閉会となりました。いずれにしても、これだけ対馬に対して興味を示し、あるいは支援をしてくれようとしている人々がいるということは、大変ありがたいことであります。

次に、翌13日には長崎県市長会と同議長会合同の県選出国會議員への合同要望会に出席をした後、市長に同行して議長とともに国土交通省へ移動し、唐崎岬線道路整備及び佐須坂トンネル陳情のため、同省道路局の西脇次長に面会、対馬にゆかりの深い方で話がはずみ、和やかな雰囲気の中で要望にも耳を傾けていただき、心強く感じたところであります。

次に、谷川代議士の案内により、ジェットfoil航路補助の件で老岐市長、九州郵船社長も合流して自民党の細田幹事長に面談をすることができました。幹事長からは、「航路は道路」、国道との認識で21年度から適用すると心強い回答が得られたところであります。

今回の上京による要望活動で、何か先に明るさが見えたような気がしております。さらなる活動や要望がいろいろな分野で必要であることを実感をしたところであります。

次に、11月18日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、第12回委員会を開催をいたしました。小宮政利委員と黒岩委員は欠席であります。さきに述べた市長の陳情同行について内容の報告をし、次に日本会議一行の来島についての対応について協議をいたしました。その結果、委員会で対応はするが、対馬は日韓交流進行中であるし、韓国人観光客流入により経済効果もあるため、慎重に対処していきたいということであります。

また、日本会議の危惧する問題と防人の島新法制定の問題は、切り離して考えるべきであろうということを決定し、閉会をいたしました。

以上で、本委員会の審査報告といたしますが、12日の陳情が終わった後に、先に話をいたしました長崎県におられました本田参事官から、防人の島新法制定要求ということでアドバイスをいただきましたので、報告をしておきます。

新法制定の要求の仕方もいろいろあると思われませんが、平成25年3月31日で離島振興法の

期限が切れることにより、国としては平成21年から23年にかけて、延長に関する審議に入るため、離島振興法の別枠で外海離島との連携も視野に入れながら、特別法の措置を要求する方法もあるのではないかとアドバイスをいただいていたところでもあります。

以上、報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 質問というよりも、要望をしたいと思います。

今の報告の中に、再三出てまいります日本会議、これは下部組織もあるということですが、この組織は非常に私が偏った方向を向いている、そういうふう認識しております。

この報告の最後の末尾の部分で、日本会議が目指している問題と、そして日韓交流をしようというこの問題については、必ずしも一致しない。慎重に両方を切り離して考えていこうという、末尾にそういう文言があります。これは私は評価したいと思うんです。やはり日本会議について非常に偏った方向を目指しているという団体だと私は認識しております。委員長もそういう立場で慎重に対応していただきたいと要望をいたしておきます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第8、自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

自衛隊誘致増強調査特別委員長の報告を求めます。自衛隊誘致増強調査特別委員長、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 自衛隊誘致増強調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条第2項の規定により報告いたします。

11月17日12時50分より、豊玉地域活性化センター3階会議室において第10回委員会を開催。当日は平成19年度一般会計決算審査特別委員会の会期中でありましたが、昼食休憩の時間中全員出席のもとに、今後の委員会の活動のあり方について協議をいたしました。

内容は次のとおりであります。作成された増強提案書をもとに、防衛省への陳情については、当初10月中に実施する予定としていたが、衆議院解散時期が10月26日前後、あるいは11月、または12月中など二転三転となり、現段階では4月との報道が流されてる状況であります。

本省での計画概要説明の折、地元選出国會議員の協力を得る必要との見解により、日程調整が

うまくいかず、最終案では12月24日、あるいは25日で連絡調整を図っているとのことでもあります。

本省陳情は、市長が中心となり議長の同行も当然であります。特別委員会の同行について議論した結果、5人全員が同行することで委員会の結論を出し、翌日5時半より本庁において市長、副市長を交え委員5名を本省への陳情同行をお願いしたところであります。最終的には了承していただき、予算対応は現計予算で行うこととなりました。

今回の委員会の活動報告は以上のとおりであります。国会議員による「日本の領土を守るため行動する議員連盟」は、超党派により50人程度で構成されており、11月6日緊急総会を開き、対馬市で不動産が韓国資本に買い占められている問題、特に竹敷の太平洋真珠跡地（旧海軍跡地）、このことについて不動産取得に関する法規制や自衛隊の増強などを盛り込んだ法整備を進めることで一致したとのことでもあります。

対馬をめぐる安全保障問題に論議が集中、有事の際、対馬は山林で覆われているため、ゲリラ的な戦いとなる。そうなれば、島民が一番被害を受ける。きちんとした陸海空の部隊を配置すべきと警備強化を訴えたとのことでもあります。

また、韓国の国会では、7月に対馬は韓国の領土との決議案が提出されたことを含め、領土保全意識を高めている動きと推察いたします。過去にない対馬島の防衛強化が実現できることが大きく近づいたと思われ。近日中に議連が来島する予定とのことでもあります。当委員会も積極的に対応する方針でございます。

以上で、委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時5分から。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

---

### 日程第9. 議会広報特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第9、議会広報特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 報告の前に、今回の議会だより創刊号の中で間違いがありましたし

た。冒頭におわびをさせていただきたいと思います。市長を始め、作元議員、関係者の皆様、そして市民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

それは、9月定例議会の一般質問の中で、作元議員の質問で、「竹島問題の見解は」というふうに私が書いておったわけです。それに対して、市長の答弁が「竹島問題に」ということで答弁をされているように間違いを犯しました。正確には、このように訂正をしたいと思います。

質問、「竹島問題に端を発して、対馬も韓国の領土などと言い出す人たちがいるが、市長の考えはどうか」というふうに質問の内容を訂正させていただきます。

それに対して、市長は竹島問題という答弁じゃなくて、「対馬については」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。次号の第2号では、そのように訂正させていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

では、広報特別委員会の調査報告を行います。

当委員会は、さきに決定のとおり、今年度の議会による広報紙「議会だより」は、9月及び12月定例会を記事内容に2回発行する、そういう計画であります。したがって、創刊号の発行に伴う当委員会の調査報告を会議規則第45条の規定により行います。

当委員会は、9月定例会終了後の翌9月30日から早速開催をし、10月7日、10月14日、10月30日と計4回招集いたしました。9月30日は全員出席のもと、会場を市役所本庁別館会議室とし、議会だよりの印刷製本を委託しております合資会社巖原印刷所の島崎及び本石両氏に出席を求めて開催いたしました。

内容は、全体的なレイアウト——割りつけと申しますが、これとか活字の大きさやインクの色など、編集・構成全般にわたっての打ち合わせと意見交換を行いました。

10月7日、14日の2回は、両日とも全員出席で、豊玉地域活性化センターを会場とし、主に各委員に執筆分担していました原稿を持ち寄って読み合わせをし、チェックする作業を行いました。

10月30日の最終回は、上野委員は欠席でしたが、豊玉地域活性化センターで開き、印刷所から届けられましたゲラ刷りを見出しや活字の大きさ、文字の間違いなどすべてにわたって修正・確認し、二次校正は委員長であります私と、そしてまた事務局のほうでチェックをして、完了となったわけであります。

しかし、さっき申しましたように、すべてにわたって適正確認をしたとはなっておりますけれども、これは間違いでありました。

編集に当たっては、当委員会の責任において各常任・各特別委員会委員長の報告、一般質問及び投稿記事など、主旨を曲げることなく要約させていただいたつもりではありますが、議会だよりは市民の方々を始め、議員各位の御協力があつて初めてよりよいものになると確信をいたしてお

ります。

今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第10. 平成19年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第10、平成19年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第1号、平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件であります。

本案について、平成19年度一般会計決算審査特別委員長の審査報告を求めます。平成19年度一般会計決算審査特別委員長、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） 平成19年度一般会計決算審査特別委員会審査報告をいたします。

平成20年第3回定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、当委員会に付託をされました認定第1号平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告をいたします。

当委員会は、11月17日及び18日の2日間にわたり、対馬市議会議場において審査をいたしました。17日は小宮政利委員、中原康博委員が欠席、18日は小宮政利委員が欠席でありましたが、市長部局から担当部長を始め関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け、慎重な審査を行いましたので、その内容について特に質疑や意見が集中した点を御報告をいたします。

総務企画部関係では、財政状況の今後の見通しと地方債の償還状況について。土地開発公社の償還金、三宇田浜用地買収とその後の交渉進展状況について、CATV工事の繰越金について、わがまち元気創出支援事業の内容等について質疑が行われました。

地域再生推進本部関係では、地域交通検討委員会でのバス路線、交通体系の見直しについて。企業誘致の成果について。

観光物産推進本部関係では、韓国人観光客の見込みと今後の展開、国内観光客数について。また、国際交流員の職務内容、観光客への対応、各イベント補助金の支給根拠などについてであります。

市民生活部関係では、市税徴収率が県下ワースト1である。現状と今後の取り組みについて。入湯税増収の原因。雑入の古紙・ダンボール買い取り料の代金未納について。クリーンセンター保守点検委託料の適正化を図るため、コンサルタントに審査委託をすべきではないか。旧最終処

分場の用地借り上げ料については、買い取りについて検討すべきではないか。海岸漂着ごみについては、今年度の2次補正において国の責任で撤去するとの報道もされているが、今後の市の対応についてであります。

農林水産部関係では、シイタケ生産部会や漁業士会、農業士会等の補助金の算定基準について。磯焼け対策としての県海草バンク設置事業、藻場の回復と今後の対策。離島漁業再生支援交付金による各集落の事業状況、新規就業促進対策事業補助金の活用について。負担金補助及び交付金の不用額のイノシシ捕獲補助金への充当について。漁港整備事業費などについてであります。

建設部関係では、公営住宅使用料滞納者の収納状況について。地籍調査の主な資格要件などについてであります。

教育委員会関係では、体育館使用料の収入未済額、給食委託料の6町の調整について。金石城庭園の収支状況、位置づけ、方向性について。また、スクールバス委託料の見直し等についてであります。

福祉保健部関係では、生活保護について、その認定については再検討すべきではないか等の意見が出されるなど、2日間活発な質疑応答が行われ、決算の内容を審査した次第であります。

質疑、討論終了後、採決を行った結果、認定第1号、平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かしていただきたいことを強く要望いたします。

以上で、平成19年度一般会計決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 入湯税の件でありまして、この間全協のなかに、決算が終わった後で全協のなかで報告があつとることについてちょっと聞きたいんですが、この入湯税の分に対してグランドホテルですね、グランドホテルの入湯税、支払いがなされているというんですが、その支払いがなされているということは、そのグランドホテルがどういう規定のなかで入湯税が支払いされているかということで、ちょっと聞きたいんですが。委員長がわかりましたらお答え願いたいんですが。わからなかったら、理事者側からの回答をお願いします。

○議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） この入湯税につきましては、議員御承知のように、平成13年までは管理委託をホテルにさせていただいて、そのかわりにその入湯税については免除するというようなことであつたということでございましたけれども、その後、その管理委託は解消されても、

湯はそのままやっていたというお話でありまして、そのことについてはどうしようもないと、今はどうしようもないというような理事者からのお話だったと思います。

報告しました入湯税につきましては、韓国からの入湯者が増えたので、入湯税が増加したということでございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） いいですか。（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私が申し上げるまでもなく、決算を認定するか否かという問題は、平成19年度における単に会計処理のみならず、この1年間の主要な施策について審査をし、市民にとって有効な市政が行われたかどうかといった視点で見する必要があります。

決算は、予算と同じく市政を映し出す鏡であり、19年度決算はつまり松村市政のまさにその集大成であると言っても過言ではないと思います。したがって、この決算を認定するか否か、既に終盤に近づいております20年度から、さらに21年度の予算決算を判断する視点にも通じるわけであります。

なかには、既に終わった問題です。反対したからといってどうにもなる問題ではないなどという意見が出そうでありますけれども、それは地方自治法の精神にも反し、議会の権能も放棄することになると考えます。

私は、19年第1回定例会がこの当初予算を審議したときに、歳入については大幅な基金を取り崩し、しかも歳出では社会福祉協議会、商工会、観光物産協会等に対する大幅な補助金削減を行いました。

また一方では、市民球団や一部のイベントに手厚く、計画も定まらない巨費を投じている峰港湾の問題、これらの施策が基本的に踏襲されており、認定するわけにはいかないと考えるものであります。

議員各位の良識ある判断に期待をし、反対討論を終わります。

○議長（波田 政和君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号平成19年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第1号は認定されました。

---

### 日程第11. 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第11、総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第10号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件であります。

各案について、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 総務文教常任委員会審査報告書、平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第10号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、11月10日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において全委員出席のもと、市長部局より豊玉地域活性化センター永留課長、上県地域活性化センター原田部長、春日亀課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第10号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,596万5,572円、歳出決算額3,533万6,147円であります。

定期航路としての利用客は年々減少傾向にありますが、貸し切り、団体利用客は増加しております。高齢者の中核病院への受診にとって、また地域住民にとっての生活の足として、定期航路の運行は当然重要であります。今後も浅茅湾観光の中核として広報活動を強化し、積極的に集客拡大に努め、健全な事業運営を目指す必要があると思われま。

認定第11号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,618万3,677円のうち、2,813万2,328円が売電事業収益であります。歳出決算額は3,501万5,520円であります。歳入歳出差し引き残額は116万8,157円となります。落雷により1号機が損傷するというトラブルが発生しましたが、現在は順調に稼働しているそうです。

審査の結果につきましては、本委員会に付託されました2特別会計の歳入歳出決算は適正に計上されており、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第10号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第10号及び認定第11号は認定されました。

---

## **日程第12. 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告**

○議長（波田 政和君） 日程第12、厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての6件であります。

各案について厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告書、平成20年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平

成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件の審査について、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、11月10日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、武本委員は欠席でありましたが、勝見福祉保健部長、中村理事並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

認定第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額3億3,847万2,847円、歳出決算額3億3,557万7,133円であります。

歳入の主なものは、診療収入2億5,349万6,490円、県支出金3,394万2,000円、繰入金2,700万円、繰越金1,185万391円、諸収入1,072万2,466円であります。

歳出の主なものは、総務費2億725万1,122円、医業費1億2,832万6,011円であります。

認定第3号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額57億5,165万7,485円、歳出決算額56億9,575万9,522円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税16億1,995万7,171円、国庫支出金19億3,464万7,477円、療養給付費交付金5億9,420万9,528円、県支出金3億6,683万590円、共同事業交付金7億1,849万6,022円、繰入金4億8,921万3,271円であります。

歳出の主なものは、保険給付費34億1,820万7,439円、老人保健拠出金9億5,448万262円、介護納付金3億4,822万5,963円、共同事業拠出金8億8,685万5,558円であります。

保険税の収納率は、現年分89.28%、前年比1%の増、滞納繰越分11.94%、前年比0.97%と、対前年比では努力をされていますが県下では最下位であり、対馬市民の経済状況も厳しい中ですが税負担の公平を図るうえからも、管理職と職員が一体となって収納率を上げるよう努力していただきたい。

認定第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額9,557万6,097円、歳出決算額9,408万890円であります。

歳入の主なものは、繰入金6,650万円、諸収入2,596万500円であります。

歳出の主なものとしては、地域支援事業費 7,739万7,515円、介護予防支援費 1,668万3,375円であります。

認定第5号、平成19年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額 38億8,418万8,809円、歳出決算額 38億8,357万6,366円であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金 19億7,194万4,885円、国庫支出金 12億7,952万6,751円、県支出金 3億1,772万128円、繰入金 3億1,315万9,000円。

歳出の主なものは、医療諸費 38億6,706万9,631円であります。

平成17年度の老人保健法改正により、受給者の対象年齢が70歳から75歳へ順次引き上げられたため、前年比1.2%の減となっております。

認定第6号、平成19年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額 29億284万148円、歳出決算額 28億3,583万108円あります。

歳入の主なものは、保険料 4億6,869万3,070円、国庫支出金 6億7,150万5,595円、支払基金交付金 7億9,511万1,111円、繰入金 4億3,918万9,000円、繰越金 1億3,223万5,043円あります。

歳出の主なものとして、保険給付費 25億3,900万7,941円、総務費 1億71万9,060円、基金積立金 5,560万6,000円、諸支出金 7,135万9,533円、地域支援事業費 6,616万1,000円あります。

収納率は、特別徴収（年金より）100%、普通徴収、現年分収納率 76.26%、滞納繰越分収納率 15%であり、前年度より収納率は下がっております。なお、不納欠損額は1,020万7,875円あります。市の財政に大きく影響するので徴収に努力をされたい。

認定第7号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額 4億5,563万7,576円、歳出決算額 4億5,221万652円あります。

歳入の主なものは、繰入金 9,364万1,000円、繰越金 1,007万1,009円、諸収入 3億5,192万5,567円あります。

歳出の主なものは、民生費 3億8,473万6,744円、公債費 6,747万3,908円あります。

民生費委託料の宿直委託料について、浅茅の丘は3名交替となっているが、平成20年度から2名交替でされるようである。なお、前年度比2,600万円程度歳出減となっているので、今後とも経費削減に努力されるよう十分検討されたい。

以上、本委員会に付託されました認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号の6特別会計の歳入歳出決算は、慎重に審査を行った結果、いずれも原案の

とおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号は認定されました。

暫時休憩します。昼食休憩とします。13時5分から。

午前11時55分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

報告いたします。糸瀬一彦君より早退の届け出がっております。

### 日程第13. 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第13、産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第8号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定についての3件であります。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告書、平成20年第3回対馬市議会定

例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第8号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定についての計3議案でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、11月10日豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、小宮政利委員は欠席でありましたが、市長部局より一宮水道局長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

委員の皆さんの事前研究の成果により、的確、熱心な質疑が行われ、各委員からの質問に対し、行政サイドの詳細な説明を受け審査を終了いたしましたので、その概要を報告いたします。

認定第8号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定についてであります。水道局・旧各支所とも機構改革で職員の減少等で、限られた職員での水道料金の徴収率向上のため日ごろから努力されていることは理解していますが、平成19年度決算で簡易水道特別会計で163万2,670円、水道事業会計で299万9,100円の不納欠損処理がされています。

各委員から、水道料金の徴収について厳しい意見や質疑があり、財源確保と使用者負担の公平を期するため、水道局と各地域活性化センターが連携をとり、料金滞納が3カ月になると催告書を出すということになっていますが、現実にはまちまちな対応がされており、2カ月滞納で警告、3カ月滞納で給水停止ぐらいの徹底を図り、未収金解決をされるよう強く要望し一層の努力を求めます。

次に、認定第9号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、当初加入予定戸数89戸と計画していたところ、平成18年度末で47戸、平成19年度加入戸数6戸の計53戸と徐々にふえつつありますが、対馬市に1カ所の施設であり地区の希望と熱意でできた施設でもあり、地区との協議を行い理解を得るように努め、当初計画に沿った事業の推進を強く要望いたします。

以上、審査の経過と結果について、要望も含め報告いたしました。

議決されました予算は、その趣旨、目的に沿って適正に効率的に執行されており、付託された3件の特別会計の歳入歳出決算については、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成19年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第12号、平成19年度対馬市水道事業会計決算の認定についての3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第8号、認定第9号及び認定第12号は認定されました。

---

#### 日程第14、議案第78号

○議長（波田 政和君） 日程第14、議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、指定管理者の指定に伴います有線テレビ使用料及び委託料の減額、地方バス路線維持費補助金、各事業費の決定による調整であります。また、人件費につきましても今回減額をいたしております。

1ページをお願いいたします。平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億5,730万円としようとするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるとしようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は8ページ、9ページの第2表、債務負担行為補正によ

るとしようとするものであります。

ごみ積みかえ輸送委託料、そして農林漁業金融公庫が対馬林業公社へ森林整備活性化資金、造林資金、林業経営維持資金の融資に対して損失を受けた場合、長崎県が損失補償をする時にその損失の一部を補償するもので、借り入れごとに10件に分けて債務負担行為を設定いたしております。

第3条、地方債の補正は、地方債の変更を10ページ、11ページの第3表、地方債補正によることを定め、地方債の限度額を33億2,160万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳出について御説明をいたします。

24ページをお願いいたします。1款議会費1項議会費の23万5,000円の減額は、職員の人件費の減額が主なものであります。

2款総務費1項総務管理費の1億7,141万5,000円の増額は、26ページをお願いいたします。2目文書広報費13節委託料の有線テレビ放送委託料1,234万円の減額、7目企画費、28ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の地方バス路線維持補助金1億1,868万円の増額、ORC機体重整備補助金988万9,000円の増額が主なものであります。

2項徴税費の1,674万9,000円の減額、30ページをお願いします。3項、戸籍住民基本台帳費の904万6,000円の減額、4項選挙費の203万4,000円の減額。

32ページをお願いします。5項統計調査費の1,139万5,000円の減額、6項監査委員費の34万5,000円の増額は、給料等の人件費の増減が主なものであります。

34ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費の1億2,210万4,000円の増額は、人件費の補正のほかに1目社会福祉総務費20節扶助費の自立支援給付費4,957万4,000円の増額、23節償還金利子及び割引料の国費県費の精算金返還金4,747万7,000円の増額。

36ページをお願いします。5目老人福祉費28節繰出金の介護保険特別会計繰出金1,167万7,000円の増額が主なものであります。2項児童福祉費の212万8,000円の増額は、人件費の補正が主なものであります。

40ページをお願いします。3項生活保護費の7,096万2,000円の増額は人件費の減額、2目扶助費20節扶助費7,905万2,000円の増額が主なものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費の2,551万3,000円の減額は、職員人件費の減額。

42ページをお願いします。5目診療所費の1,707万7,000円の減額が主なものであります。

2項清掃費の6,806万8,000円の増額は44ページをお願いいたします。2目じんかい処理費、11節需用費の燃料費4,200万円の増額、13節委託料のごみ積みかえ輸送費委託料1,420万4,000円の減額、3目し尿処理費11節需用費の燃料費531万9,000円の増額等が主なものであります。

6款農林水産業費1項農業費の371万7,000円の増額は、職員の人件費の補正が主なものであります。

48ページをお願いいたします。2項林業費の374万1,000円の減額は、職員の人件費の減額のほか、2目林業振興費15節工事請負費の維持補修工事167万8,000円の増額が主なものであります。

50ページをお願いいたします。3項水産業費の816万1,000円の減額は、職員の人件費の減額のほか事業費の事業内容の変更によります組み替え等が主なものであります。

52ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費の1,363万8,000円の減額は、職員の人件費の減額。

3目観光費、54ページをお願いいたします。13節委託料の施設管理等委託料510万2,000円の増額が主なものであります。

8款土木費1項土木管理費の1,846万1,000円の減額は、職員の人件費の減額が主なものであります。2項道路橋梁費の1,197万円の減額は、職員の人件費の減額。

56ページをお願いいたします。道路改良事業の事業内容の変更による事業費の組み替え等が主なものであります。3項河川費の130万円の増額は、維持補修工事を増額いたしております。

58ページをお願いいたします。4項港湾費の200万円の減額は、2目港湾建設費15節工事請負費の厳原港湾関連施設整備工事400万円の減額が主なものであります。5項都市計画費の554万9,000円の増額は人件費の減額、5目まちづくり事業費、60ページをお願いいたします。まちづくり交付金事業の事業内容の変更による事業費の組み替え等が主なものであります。6項住宅費の332万2,000円の増額は、市営住宅の修繕料170万円の増額が主なものであります。

9款消防費1項消防費1,873万8,000円の減額は、職員の人件費の減額が主なものであります。

62ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費の922万8,000円の減額、2項小学校費の121万6,000円の増額は、64ページをお願いいたします。人件費の増額が主なものであります。

3項中学校費の1,938万9,000円の増額は人件費の増額。

66ページをお願いいたします。グラウンド整備工事800万円の増額が主なものであります。

4項幼稚園費の1,464万9,000円の減額。

68ページをお願いいたします。5項社会教育費の1,938万9,000円の増額は、職員の  
人件費の増額が主なものであります。

70ページをお願いいたします。6項保健体育費の1,399万6,000円の増額はスポーツ活動  
振興補助金210万6,000円の増額と、職員の人件費の増額が主なものであります。

72ページをお願いいたします。13款諸支出金2項公営企業費の351万8,000円の増  
額は、旅客定期航路事業特別会計繰出金を増額いたしております。

続きまして、歳入でございますが、16ページをお願いいたします。1款市税2項固定資産税  
は、交付額の決定により20万円を増額しております。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付  
額の決定により149万4,000円を増額いたしております。

9款地方特例交付金3項地方税等減収補填臨時交付金は、305万1,000円を増額してお  
ります。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を2億1,809万2,000円増額いたして  
おります。

13款使用料及び手数料1項使用料は、有線テレビ使用料を1,738万2,000円減額いた  
しております。

18ページをお願いいたします。14款国庫支出金1項国庫負担金の8,457万5,000円  
の増額は、生活保護費負担金5,928万9,000円の増額が主なものであります。

2項国庫補助金の482万円の減額は、まちづくり交付金事業補助金532万円の減額が主な  
ものであります。

3項委託金は、住生活調査委託金6万3,000円の増額であります。

15款県支出金1項県負担金の1,289万3,000円の増額は、自立支援負担金1,239万  
3,000円の増額が主なものであります。

20ページをお願いいたします。県補助金の678万6,000円の増額は、2目民生費県補  
助金の障害者自立支援対策臨時特例交付金347万4,000円の増額が主なものであります。

3項委託金の183万7,000円の減額は、海区調整委員選挙費委託金197万3,000円  
の減額が主なものであります。

22ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入は、八幡宮神社内公衆便所移設補償費  
322万9,000円などを含みます918万5,000円を増額いたしております。

21款市債1項市債の1,570万円の増額は、6目土木債のまちづくり交付金事業債  
930万円の増額が主なものであります。

74ページから77ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので御参照方お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） ここで各議員にお願いをいたします。上程されます各議案等につきましては、所管の委員会に付託する予定であります。できるだけ所管の委員会で質疑をしていただいて、所管以外の議案について質疑をお願いします。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 29ページに、お願いします。11月25日にORCの機体重整備補助金、これを988万9,000円、内訳は県が3分の2、残った3分の1を壱岐、対馬、五島、これで分割する。そして、21年度以降は県が全額負担すると。

そして、そのかわり固定の500万円を3市については負担していただいて、あとは利用率の設定の中でその赤字に応じた負担をしてもらおうと。対馬は、週に通常4便であるが、金曜と日曜については5便体制が現状。そのあたりで、61%強の19年度の実績、これを全週5便にわざわざハードル上げて、その利用率を指定の中で堅持してもらおうとこういうふうなことで説明受けましたが、私の記憶では全日空、エアーニッポンが長崎対馬を就航した間の実績はB3で、ボーイング737この今福岡の便と同じ機種ですが、1日2往復の中で53%前後の私は搭乗率実績があったように記憶しております。

それで、全日空としては、エアーニッポンとしては手放すような方向ではなかったんです。そのころの説明では、ところが、ORCの経営実態の中で対馬路線を黒字路線と見込んで無理に、いわゆる全日空をおろしたわけです。そういう説明でありました。裏では、

それから、県の方針とエアーニッポンの社長が全日空から退職されたから出向したんだというふうなことでございました。その時に、対馬路線についてこういうことなかで、迷惑を一切かけないという前向きな姿勢で当時のORCの考え方ありました。そういう説明でありました。

ところが、実際はそうではないと、わかりますよ。五島においては、わざわざ長崎行くために大村まで飛行機乗ってまた1時間かけて長崎まで行く、その時間とすればもうジェットフォイルに乗ったほうがましということで、五島の搭乗率は上がるはずありません今後。実績として大体45%。

このなかで、対馬が61%でほかは全部大赤字ですが、5,800万の黒が19年度実績、これ何を物語るとするかといえば、利用料金がものすごく高いですね、150円マイル超えますよ。

そういうなかで、黒字の対馬をねらったORCの考え、これはどんどんどんこの累積で

8億4,000万円が19年度実績で上がっておりますが、これは負担が飛べば飛ぶほど、あてになるのは対馬の空路の就航をもっと福岡にしたい、すればいい、そして県の負担を長期に持ってもらいたいというこの2つの成り立ちが今後ないと、この運行は私は不可能と思っております。この会社の。

そういう意味で、来年は県が一部持つから、あるいは利用率の設定の中で対馬に負担があまりないということですが、最終的に私は対馬の産業、観光、それからマグロのフライト、これに多大な影響を及ぼすことに問題が生じるということで、私個人としてはこういうふうなエアースポットの負担について私は応じることはできないという個人の見解を持っております。

市長の考えを再び、全協でもありましたが再度、この県の委員会とかいいですか協議会とかいいですか、その中でどういうふうな思いで発言されたか、ひとつ確認をとりたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先立っての議会全員協議会でも申し上げましたように、そして今大浦議員のほうからも発言ございました。ANAが長崎便から撤退しORCが参入した経過はこうこうこういう理由なんだと、当時こういうふうな発言があったということをお聞きしましたので、その後にあります第5回の航路再生協議会においてその意思を意見書の中で明確に述べさせていただいたところであります。

特に、福岡、対馬線における参入というのは、断固として認められないということがまずありまして、それから500万円という固定の分についてもこれが経常化していくことが危ぶまれますので、搭乗率に応じた500万円からの、仮にそれを超える想定を超える搭乗率であった場合、500万円を基準として減額をすとかいう方策をしないと、逆にORCとしても存続できないんじゃないかと。

皆さん、島民の方々がORCの経費を削減するためにそのあたりをきちんと踏まえる意味において、500万円を出しとけばいいんじゃないかと、500万円からどれだけ下げていかれるかということも明確に島民の方々にわかっていたくためにそういう方式を導入してはどうかと。導入すべきではないかという意見書を前回の協議会に提案をさせていただいたところです。

一応、書面で出しましたのは、私ども対馬市と五島市の2市がそういう形で、意見を明確に各委員さんたちに書面で渡しましたので、恐らく第6回が、当初予定は5回でございましたけども、6回を予定するということになったというふうに聞いておりますので、多分最後になるかと思いますが、6回の協議にはきちんとした明確な意思でこちらを伝えていきたいという、皆さんの思いを伝えていきたいというところでございます。

ただし、今回補正で計上させていただきました988万9,000円につきましては、当初言っておりました1,000万円これは4カ年で3,500万円を負担をするものを、来年度以降に

については県のほうが、先ほど3分の2というふうな話されましたが県が7割でございます。

県が7割で、残り3割を3市でという考えでございましたけども、その3,500万円を当該年度であります今年度の、20年度の約1,000万だけで軽減を、あとは県のほうが持つというふうになったのも、ある意味皆さん市議会の方々の意見がきちん通ったというふうなつもりで私は解釈をしてるところであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 今の大浦議員の質問に重複するかわかりません。やはり、今回1,000万近いお金を出すということは非常に、日ごろ市長が言ってある財政の厳しい時ですからという言葉の中において、こういった1,000万出すのはやぶさかじゃないんじゃないかなとちょっと私思っております。今後、検討していただきたいと思っております。

43ページの診療所費の、各病院の医師研究等の補助金とか診療所の運営等の補助金が1,423万円減額にすべてなっておりますが、この内容等について説明を願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 係数等につきまして、細かなのについては担当部長のほうより説明させていただきます。

○議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

○福祉保健部長（勝見 末利君） ただいまの診療所費の補助金の関係でございますけれども、これは9月の補正予算の折に、診療所会計で必要な経費につきましては診療所で経費を計上いたしますということで、9月で特別会計のほうを増額をいたしております。その分について、ここで減額をいたしまして一般会計から繰り出しをしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに。6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 37ページの国民健康保険費に関連をして質問をさせていただきます。

今月5日の新聞に、対馬市の医療等対策検討委員会が市長に対馬市の医療のあり方について答申を出されたということが新聞に載っていたわけですが、その内容というのは読ませていただいた中で、9月の定例会で大きな議題と言いますか話題になりました離島医療圏病院の統廃合に関連したような内容の答申が出されていたようです。

検討委員会の答申はもちろん尊重しなければいけませんし、将来の対馬市の医療を考える時には必要なことだと思うんですが、9月の定例会では企業団にかたることについては反対もありましたが議会として加入をすると。ただし、現在の病院の機能というのはそのまま残すべきだとい

うようなことだったろうと思うんです。

この答申の中には、いづはら病院に入院機能は集約をして、中対馬病院については外来機能をする、北部の上対馬病院については分院の形で従来の病院の機能をそのまま残すような提言内容ですが、市長がすぐそれを、答申をすぐ政策にかえるということはないでしょうけども、今後市長の考え方といいますか、答申を受け取った市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、新聞報道で出ましたように答申を受けました。答申の中身については、もう新聞等で皆さん御存知だと思います。これは、離島医療圏3病院だけの問題ではございませんで、対馬島内にあります、今私どもが抱えております診療所も含めての答申をいただいたところであります。

そういうなかで、療養病床等のことについて、国の方向というのがある一定出てるものの、答申を出された立花委員長のほうから言われましたのは、あくまでもこれ答申ですと。

そのなかで、制度等が日々変わってきていると、目まぐるしく変わる状況があると。それも、国の動向というのも十分に見とかなないといけないということと、最後に住民等の意思を、意見を十分に聞かれて、今起こっているこの医療の問題等に対処していただきたいというふうなお言葉だったと思いますし、答申の中にもその旨記載されていたというふうに記憶しております。

それで、答申を受けたからすぐにどうのこうのという話にはなりませんし、不採算病院の問題につきましても、今国のほうがこの12月の来年度の予算等を固めていくなかで、不採算病院の特別交付税の行方というのも若干好転してるのか、私どもにとってはですね、好転してるのかなというふうな思いで見させていただいておりますので、そのあたりの結果を総合的に見ながら、そして市民の皆さんの意見を聞きながらある一定の時期に一つの方向とかいうのをきちんと皆さんと協議をしていきたいというふうな考えでおります。

○議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 答申が出たからといってすぐ実施することはないというようなことで、それはもちろんそのとおりだと思うんですが、この新聞の記事が出る前に、もう一つ上対馬病院が看護師不足で、長期入院者といいますか療養病棟を一時的に止めたというようなことも載っておりました。

確かに、病院についてはドクターといいますか先生も大事でしょうし、看護師等の確保も大きな問題だと思うんです。この辺は、やはり地域医療を守っていくためにも、市も全力を挙げて医師の確保なり看護師の確保に全力を挙げて、とにかく病院の機能、あるいは診療所等も出ましたけども、やはり対馬市民の気持ちを十分尊重したうえで今後の検討課題にしてほしいと思います。ぜひ、上対馬病院については一日も早く、現在閉じているようなところを再開できるように、

市長全力を挙げてほしいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上対馬病院の療養病床の休止につきましては、私自身もこの11月の、いつでしたかね、もう末でございますが報告を受けて、正直言いまして驚いたところであります。

上対馬病院のほうとも、その直後にどういうことなんでしょうかと、これは突然ということでも話を聞きました。そういうなかで、看護師さんの突然の退職ですね、それは病気によるもの、それから家族の方が突然倒れたことによって介護をしなければいけないことが急に起こって、やむなく対馬を出なければいけないというふうな状況が生まれたとか、それから産前産後休暇ですね、これに伴う休暇、そしてその後出てこられましても、出産後6カ月間は夜間勤務等ができないというふうな法律があるというそういうなかで、そしてもう一人は病気で、骨折で突然病休になられた方が出てきたということで対処できなくなったと。

ある意味ぎりぎりのとこでずっと、経営のことも考えてやってこられたと思うんですけども、そういう突発的なことが起こったがために夜間勤務ができなくなり、やむなくこういう措置をとりましたという報告を受けました。

その状況が見えた段階から、上対馬病院長以下皆さんが看護師さんの確保に向かっていろいろと手は打たれたそうでございますが、なかなか看護師さんが見つからないということで、12月1日から休止をせざるを得ない状況になったことについては申しわけないというふうに私自身も思っております。

ただ一つ、院長先生にもお伝えしましたが、このような問題ていうのは少なくとも現段階において理事長である私のほうに、そのことが起こる、予想された段階、もしくは起こった段階で早くに報告をいただかんと、何も市として動けんじゃないかということで注意を促したところでございます。申しわけございませんでした。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私、厚生常任委員で議長の注意にそむくようですけども、余りにも大きな問題ですから関連で市長にお願いを申し上げたいと思います。

この問題は、企業団に移管するという問題が出た時に、私は反対討論をいたしました。その理由の中で、今その何ですか協議会長か何かしてある立花委員長と、そしていづはら病院の事務長を交えて、私たち上の議員と話し合いしたときに、もういづはら病院に中対馬病院を吸収してしまうと、そして診療所にするということをもう何回も言われたんですよ。

その前提でこれは進むのかなあと思ったら、土壇場になって、いやもうそ白紙に戻すと、市長の提案ですね、白紙に戻して企業団だけをお願いしたいということで、私反対しましたけれども議会は承認したわけですね。

市長は、今答弁されたように、これはその問題については当面というかしばらく触れないと、白紙だということを言われたわけですから、ここ終わって数カ月もしないうちにそういう提案をされるというその神経が私はわからないわけです。

だからそれについては、それは市長じゃないわけですから、ね。それについては、議会で言われた、あるいは住民感情もよくわきまえて、慎重に対応してもらいたい、それを市長にお願いをしたいと思います。ちょっと決意を。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 夏からずっと、この離島医療圏3病院の問題については皆さんと率直な意見を取り交わしてきたところでございますが、企業団設立に絡む病院の一つの差別化ていいますか、そのあたりについてはすべて白紙にしたという県からのきちんとした話の中で、9月議会に皆さんに企業団設立についてお願いをしたところであります。

今回の療養病床休止につきましては、先ほど三山議員の質問に答えさせていただいたところでありますが、院長先生と話をするなかで、この問題がいつになったら解決するのかと、再開できるのかというところでも話をさせていただいております。

実際、4月から新たな看護師さんを2名、もうそれ以前に2名雇うように決定をしておりますが、その数字を超えて現在足りない状況があります。だから、すぐに再開、4月に再開するというのが不可能な状況ありまして、産後休暇後復職されてから6カ月を過ぎるのがちょうど7月ごろになるんじゃないかということでもございました。7、8月のこの時期に再開の、通常どおり進めばですね、再開できるものというふうなお話を聞いているところですので、必ずしもこれをなしくずし的に物事をやっていこうという考えはございませんので、ご了承のほどお願いします。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。14番、小川廣康君。

○議員（14番 小川 廣康君） すみません。所管外ですので、教育委員会に1点だけお尋ねしときたいと思います。

明日、一般質問で私学校教育の環境整備について一般質問する予定ですので、1点だけ確認をしておきたいと思いますが、中学校費のこのグラウンド整備工事800万円補正で組まれておりますが、どこの学校でどのような整備をされるのか、その1点だけ確認をしておきたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

○教育長（河合 徹君） お答えします。巖原中学校のグラウンドの予定です。また、この件につきましては議員さんのほうから質問がある、ほかの議員さんのほうから質問がある予定になっております。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。これで質疑は終わります。

暫時休憩します。14時5分からお願いします。

午後1時52分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

---

日程第15. 議案第79号

日程第16. 議案第80号

日程第17. 議案第81号

日程第18. 議案第82号

日程第19. 議案第83号

日程第20. 議案第84号

日程第21. 議案第85号

○議長（波田 政和君） 日程第15、議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第85号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、勝見末利君。

○福祉保健部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第80号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第82号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について、以上4件の議案について順次御説明申し上げます。

まず、議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、嘱託職員及び職員の人件費、過不足分の調整等を行っております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,589万8,000円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、4款繰入金1項他会計繰入金の補正額で66万7,000円計上しています。人件費過不足分の財源として、一般会計からの繰入金

を充てるものであります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款総務費1項施設管理費の補正額で66万7,000円計上しております。1節報酬45万2,000円から4節共済費3万4,000円までの人件費調整によるものであります。

12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第80号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動による職員1名減、要介護認定システム改修委託料及び保険給付費不足見込み分を調整をいたしております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,398万7,000円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、1款保険料1項介護保険料の補正額で4,051万9,000円計上しております。所得確定によるものでございます。

3款国庫支出金1項の国庫負担金の補正額で6,920万2,000円減額計上しております。介護給付費負担金であります。

2項の国庫補助金の補正額で、97万1,000円計上しております。要介護認定モデル事業補助金であります。

8ページから9ページにかけて、4款支払基金交付金1項の支払基金交付金の補正額で860万6,000円計上しております。介護給付費交付金であります。

8ページから11ページにかけて、5款県支出金1項の県負担金の補正額で5,973万3,000円計上しております。介護給付費負担金及び認定従事者研修事業負担金であります。

7款の繰入金1項他会計繰入金の補正額で1,167万7,000円を計上しております。一般会計からの繰入金であります。

歳出予算であります。12ページから13ページにかけて、1款総務費1項総務管理費の補正額で550万5,000円減額計上しております。人事異動による職員1名減による人件費1,051万7,000円減と、介護システム改修委託料499万6,000円の増によるものであります。

12ページから13ページにかけて、2款保険給付費1項の介護サービス等諸費の補正額で984万円、2項の介護予防サービス等諸費の補正額で2,835万6,000円、4項高額介護サービス等費の補正額で501万6,000円、5項特定入所者介護サービス等費の補正額で1,412万8,000円計上しております。いずれも不足見込み額であります。

16ページから17ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第81号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動による職員1名分の人件費の増と庁用車購入等による執行残を調整いたしております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,524万8,000円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、2款繰越金1項繰越金の補正額で139万5,000円計上しております。これで、前年度繰越金の全額を計上したことになります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款地域支援事業費1項の地域支援事業運営費の補正額で139万5,000円計上しております。人事異動による職員1名分の人件費の増209万1,000円と、介護給付費通知書郵送料及び庁用車購入等の執行残69万4,000円の減によるものであります。

12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要であります。

次に、議案第82号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動による職員分と嘱託職員2名分の人件費及び燃料費の高騰等による不足分を調整しております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,878万3,000円と定

めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金の補正額で762万6,000円計上しております。一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金1項繰越金の補正額で242万6,000円計上しております。これで、前年度繰越金の全額を計上したことになります。

歳出予算であります。10ページから11ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費の補正額で1,005万2,000円計上しております。人事異動による職員給与分と嘱託職員2名分の増により、人件費851万4,000円と燃料費の高騰による109万3,000円及びエアーマット等購入費25万1,000円の増によるものであります。

12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要であります。

以上、4件の議案について、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、一宮英久君。

○水道局長（一宮 英久君） 議案第83号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,390万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

それでは、補正の内容について歳入から御説明いたします。6ページをお願いします。

3款繰入金の97万8,000円の増は、一般会計からの繰入金の追加でございます。

4款繰越金の220万2,000円の増は、前年度繰越金の追加でございます。

5款諸収入の28万円の減は、下水道加入金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いします。

第1款下水道事業費1項下水道管理費290万円の増は、2目施設管理費11節需用費で240万円の追加、12節役務費で50万円の追加でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 豊玉地域活性化センター部長、松井雅美君。

○豊玉地域活性化センター一部長（松井 雅美君） ただいま一括議題になりました議案第84号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、旅客定期航路事業の運営に関して行うもので、次のとおり定めるものでございます。第1表で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,570万8,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入につきましては、8ページをお開きください。

2款国庫支出金1項1目航路事業国庫補助金を326万5,000円の増額計上し、3款1項1目航路事業県補助金の決定により292万9,000円を減額計上するものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金を351万8,000円計上し、6款繰越金1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として52万9,000円を計上させていただくものでございます。

歳出につきましては、10ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、嘱託職員2名の勤務態様変更と人事異動に伴います職員の給与の増額分288万3,000円の計上であります。

2款施設費1項1目施設管理費は、燃油高によります150万円の増額計上をお願いするものでございます。

なお、末尾に補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので御参照ください。

以上、簡単でございますけれども議案第84号の提案理由、その概要であります。よろしく御審議のうえ、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 上県地域活性化センター一部長、原田義則君。

○上県地域活性化センター一部長（原田 義則君） 議案第85号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明をいたします。

平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,500万8,000円とするものであります。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算の補正であります。歳入、5款繰入金124万円とし、歳入合計を3,376万8,000円から3,500万8,000円とさせていただ

くものでございます。

次に、3ページの歳出でございますが、1款電気事業費1,767万9,000円に134万円を追加し1,901万9,000円とし、2款諸支出金10万円を減額しゼロ円にさせていただくものでございます。

8ページから9ページにかけて御説明いたします。今回の補正予算の歳入につきましては、風力発電事業基金より予算計上させていただくものでございます。

10ページから11ページにかけて説明いたします。歳出につきましては、1款電気事業費1項営業費1目一般管理費で7節賃金を2万4,000円減額し、4節共済費に2万4,000円を追加しております。また、2号機の制御装置が故障し早急に対処を行うことが必要となったため、11節の修繕費に92万円と、風力の受電送電施設キューティクルの点検費用として13節委託費に42万円を計上いたすものでございます。

3款諸支出金1項基金費1目基金費で、25節積立金を10万円減額しゼロ円にさせていただくものでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りまして御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 続けてやる。はい。

○福祉保健部長（勝見 末利君） まことに申しわけありませんが、診療所特別会計の1ページをお開きいただきたいと思います。

診療所特別会計の1ページの第1条2行目に、歳入歳出それぞれ34万5,898円とこう書いておりますが、円を千円に訂正をしていただきたいと思います。まことに申しわけないです。よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第22. 議案第86号

日程第23. 議案第87号

日程第24. 議案第88号

日程第25. 議案第89号

日程第26. 議案第90号

日程第27. 議案第91号

日程第28. 議案第92号

## 日程第29、議案第93号

○議長（波田 政和君） 日程第22、議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第29、議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例についてまで、8件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題となりました議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第89号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてまでの4件について、順を追ってその提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成18年6月2日に法律第50号において公布され、平成20年12月1日、施行されました。

この法律第199条の規定による地方自治法の改正において、認可地縁団体に係る規定が改められました。改正前の地方自治法においては、認可地縁団体の規定は、主に民法の規定の多くが準用されていましたが、今回の改正においてこれらの民法の規定が削除され、新たに地方自治法において具体的に定められております。したがって、今回改められました地方自治法に合わせて改正を行うとするものであります。

附則で、条例の施行日を公布の日とし、適用の日を法律の施行日に合わせて平成20年12月1日と定めております。

次に、議案第87号、対馬市温泉条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は対馬市が設置しています5温泉施設のうち、真珠の湯温泉に売泉料金の条項を加える条例の一部を改正しようとするものであります。

先般の議会全員協議会において御説明申し上げましたが、現在対馬グランドホテルに温泉を無料提供いたしております。対馬グランドホテルは、旧町が誘致した企業ではありますが、この恩恵を与え続けることは現在の対馬市財政状況、公平性の観点からも改める必要があるとの判断のもと、平成21年度から有料とするため条例の改正をしようとするものであります。

料金につきましては、現条例にあります湯多里ランド及びひたるの湯の売泉料金に、加熱料として真珠の湯温泉で平成19年度の実績によります油代1立方当たり190円を加算した料金にしようとするものであります。

附則で、条例の施行日を平成21年4月1日と定めております。

次に、議案第88号、対馬市分担金条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案

は対馬市分担金条例の中の移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の改正をしようとするものであります。

今回、総務省において電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱が改正され、移動通信基地局施設の整備の携帯電話等エリア対象世帯数が100世帯以上と100世帯未満に区分され、電気通信事業者の負担割合が改正されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

このことによりまして、100世帯未満の移動通信基地局整備の電気通信事業者の負担割合は、過疎対策事業では210分の23から315分の23へ、辺地対策事業では15分の2から45分の4へ、一般事業では6分の1から9分の1へ軽減されることとなります。また、国の補助金の率が高くなりますことから、県及び市の実質負担も軽減されることとなります。

附則で、条例の施行日を公布の日と定めております。

次に、議案第89号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成16年度から平成19年度にかけて実施しました街なみ環境整備事業によりまして公園整備が完了いたしましたので、対馬市公園等設置条例第2条、別表第1の上見坂公園の項の次に、中村ふれあい公園、対馬市厳原町中村597番地2、大歳神社前公園、対馬市厳原町中村617番地1を追加しようとするものであります。

施設の概要であります。中村ふれあい公園は面積が423平方メートルで、施設内容は、石舗装及び土舗装となっております。石堀、武家門、井戸、植栽、照明等を設置しております。大歳神社前公園は面積が275平方メートルで、施設内容は、透水性舗装を採用し、植栽、石堀、ベンチ等を設置いたしております。なお、公園の名称につきましては、市民の皆様からの名称募集を行い審査委員会において決定されたものでございます。

附則で、条例の施行日を公布の日と定めております。

以上、4件、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） ただいま一括議題となりました議案第90号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

汚泥再処理センター厳美清華苑及び北部衛生センターで生産されている汚泥肥料は、現在、農家の方や家庭菜園等の利用者の方に無料で配布をいたしておりますが、最近汚泥肥料を利用される方がふえております。なお、肥料袋の製作費が年間51万8,000円程度要しております。今後、袋の原材料の高騰等によりまして単価アップも予想されます。よって、利用者の方にも袋代及び袋詰め経費等の一部御負担をお願いするものであります。

改正の内容でございますが、第7条で、汚泥堆肥の有効利用として、市長は、汚泥再処理セン

ターで製造された汚泥堆肥を有効利用するため、これを販売することができるとうたしております。第8条では、堆肥の使用料として堆肥を購入するものは、1袋当たり100円の使用料を納入しなければならないと定めております。

なお、附則で、施行日は平成21年4月1日からといたしております。

以上、簡単ですが、御審議のうえ、御決定賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

○福祉保健部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第91号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の取り扱いについて変更がありましたので、対馬市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。第6条は、出産育児一時金を定めるものであり、被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として35万円を支給することを規定しております。同条第1項にただし書きを加え、市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する旨を加えるものであります。また、同条第2項中、「第7条」を「次条」に改めるものであります。

附則の第1項に、この条例の施行日は平成21年1月1日から施行することといたしております。第2項に、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものとしております。

以上が、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の提案理由及びその内容であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） ただいま一括議題となりました議案第92号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について提案理由の御説明を申し上げます。

本案の主な改正の内容でございますが、対馬市道路占用料徴収条例第2条の占用料の額につきまして、道路法施行令の改正施行に伴い、今回、次のとおり所要の改正をお願いするものであります。

本市の現行の占用料につきましては、道路法施行令第19条の規定を準用しておりまして、このたび20年4月1日に、国におきまして、全国的な地価下落の状況が続く中、占用料の基礎となる地価水準の見直し、あるいは全国的に市町村合併が進展する中、全国の市町村区分の考え方など、社会経済情勢の変化にかんがみまして、対馬市においても現状の町村としての区域の丙地から市の区域となる乙地の適用となったことにより、今回改正をお願いするものであります。

別表の内容でございますけれども、道路法第32条第1項第1号に掲げる占用物件につきまし

ては、広告塔が1,100円から2,000円に増額しておりますが、ほかの物件につきましては、平均約15%の減額改正となっております。同条項第2号につきましては、現行は外径区分が6区分となっておりますが、占用実態等を考慮いたしまして9区分とし、平均約17%の減額改正となっております。同条項第3号から6号につきましては、率にかかわるものにつきましては平均約28%、金額にかかわるものにつきましては22%の増額、増率となっております。

次に、道路法施行令第7条第1号から5号に掲げる占用物件につきましては、平均約66%の増額改正となっております。同条6号から8号につきましては、現行は建物階数により4つに区分されての率の設定でございましたが、今回、1つの占用物件に集約をいたしまして、平均約22%の上昇率となっております。同条第9号から第11号にかけての占用物件につきましては、今回、新たに追加をし、それぞれ占用面積に土地の時価を乗じて算出することとなっております。

なお、附則といたしまして、この条項は平成21年4月1日から施行するものといたしております。また、この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものの占用料の額につきましては、改正前の条例の例によるものといたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、小島憲治君。

○農林水産部長（小島 憲治君） 一括議題となりました議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、旧美津島町が平成元年度に空港下の対馬物産開発加工場の横に設置いたしました施設でございます。対馬市合併時に提案すべき案件でございますが、合併協議会等での事務方の計上漏れと判断いたしております。いずれにいたしましても、条例の制定が今日になりましたことを深くおわび申し上げます。

内容について御説明いたします。第1条におきましては目的を、第2条では名称及び位置を定めております。第3条及び第4条では使用に関する事項を定め、第5条は管理について、第6条及び第7条は使用料について、第8条から第10条までは使用上の遵守事項等を定めております。第11条に使用の許可の取り消しについて、第12条に委任事項を定めております。

なお、附則で、条例の施行日を平成21年1月1日と定めております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） 93号議案についてちょっと質問をいたします。お尋ねをいたしますが、これは旧美津島町が建設をされた市の加工施設ということで、市内の漁業協同組合、市

の産業振興に関連する業務を営む者、こういう方々に限定をされて使用させるというようなこと  
でございます。

このことにつきましては、水産物を加工して産業の振興を図っていただければいいことござい  
ますので、別に反対をするものではございませんが、7条で使用料の減免というのがございます。  
場合によっては使用料を減額したり、免除したりするということのようですが、やはり市の加工  
施設ですので、やっぱりあらかじめこの基準が要るんじゃないかと思うわけですね。ただ、  
12条で、必要な事項は市長が定めるということがございますので、後で市長がこういう方々に  
は使用料を免除するんだということも考えられますけれども、どういう方々に免除されるのか、  
一つお尋ねをしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この施設は先ほど担当部長のほうから説明申し上げましたように、平成  
元年度から20年間、ほぼ20年間、使われてきた施設でございます。合併以降、条例がない状  
態が発覚しました。それで、今回、遅ればせながら条例を上げているものでございます。

実際、この施設は対馬物産開発のまさしく隣接する所にあります冷蔵庫並びに冷凍庫が大半を  
占める施設でありまして、ここに上げておりますような加工施設と申し上げましても、漁業協同  
組合、それら関連の方々に貸すことになろうかと思いますが、ここで定めております使用料の  
2万9,000円につきましては、土地を、あそこは賃貸借でやっております。少なくとも土地  
の代金についてきちんと反映をさせていただかなければいけないという思いで2万9,000円と  
いう金額に、これを決定してるところであります。

さらに、今後の物産開発は、皆様もう既に御案内のとおり清算手続に入っております。そうい  
うなかで、この施設が設置条例を持たないということでは、今後の借りてる土地の問題等々、物  
事がスムーズに進んでいかないという状況に立ち至っておりますので、きちんと今回は条例を上  
げさせていただいたところです。

しかし、物産開発の清算の行方に応じては、この施設というのもどのようになっていくのか。  
いかんせん、土地が物産開発の施設と所有者が全く一緒で、同じ筆の中にあるもんですから、そ  
こに難しさがあるかというふうに思っておる施設でございます。

明確な質問の答えにはなっていないと思いますけれども、現段階では、なかなか貸す状況とい  
うのは、すぐには、貸すといえますか、永続的にそこを貸すという状況にはならないのかなとい  
うふうに思っております。清算手続の行方次第だと思っております。

○議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） 今市長の説明では、まだ処分が決定してないんだというお話のよ  
うでございますが、私は、ここに出た時点で、それは対象外になってここに出てきたもんだと思

ってたんですよ。そして、物産開発は今まだ進行中ですから、財産の処分あたりはできてないと思うんですよ。まだ完全に。

しかし、ここに出てくるような、その物産開発とは関係ない支出がここに出てきたと思ってたもんですから、やはりここに減免ということもありますので、今後、使用される方々が、どういふことで申し込まれるか知りませんが、市長の考え方によって、そういう減免、免除されるのかなあという気はいたしておりましたけれども、今お話を聞きますと、それはまだ物産開発の名称でまだ処分もできてないということであれば、これはどうしようもないし、ここに出されても、この使用についてはどうしようもないかなあと思っておりますが、ちょっとその辺は。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私の説明が、説明不足だったと思いますが、この施設はあくまで市の施設ではございますが、今まで物産開発の本体施設ですね、本体施設と隣接をしております、この本体施設、しかし土地については、同じ方が1筆で貸してある状況がございます。その土地所有者とこちらの物産開発の資産の分の、要するに上のこちらの分の行方が見えてこない、こちらの土地所有者が一体なもんですから、そことの絡みがあるから、処分、すぐに処分とかというのはなかなか難しい状況があります。という問題でございます。

○議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） それなら、この条例を承認しても、実質的にはまだ使用はできないということですよ。そういうふうには解釈してよろしいんですよ。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この施設、今回上げております施設については、清算手続の直接的な物件ではございませんから、そして、来年の3月31日までは市がその土地の所有者とは賃貸契約を結んでいる関係で、使用することは可能なんです。しかし、永続的にずっと借りていくとかいうことは、あと3カ月ぐらいしかないじゃないですか。そういうなかで永続的に借りていくというのがすごく難しい状況に今至っているということです。

それが、こちら側の本体の物産開発の清算手続いかんによって、土地所有者が今度はどういうふうにおっしゃられるかわかりませんので、そこがはっきり見えない部分はあるものの、うちの施設であると。清算手続をしてる施設の横に全く設置条例がない施設が存在してるということは、まづもってよろしいことではないですから、きちんと今回設置条例をおくればせながら上げたということもでございます。（「もう一度、いいですかね、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） わかりましたけど、しかし、この減免や免除についてはまだ検討されてないというふうなことです。どういう場合に免除するのか。どういう場合に減額するのかと

いうのは、ここに上げてあるけど、まだそういうことは検討されてないということではないでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。（「そのところを私は聞きよると。どういうこと」と呼ぶ者あり）

○市長（財部 能成君） 減免の今施設設置条例を上げたばかりでございます、それに対する使用、施設使用願等が申請等が出た段階で物事の判断はしていきたいというふうに思います。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） まず議案第86号、この対馬市認可地縁団体、この団体ですね、どういう、私ちょっと勉強不足かもしれませんので、どういう団体かということと、この対馬市にこの団体は何団体あるのかということと、まず最初に1号認可といいますか、一応申請された団体があって、その団体の申請控えが現在現存しとるかということをお聞きしたいんです。

次に、議案第87号の真珠の湯の件でございますが、これ午前中もちょっと質問したんですが、この今委託料が今上がってるのが643万9,780円、これが指定管理者委託料で上がってるんですが、私全協に行ってなかったんで聞き及んでなかったんですが、このグランドホテルにこの温泉を引いているということが、燃料代の額の大きさに判明したという話を聞いておるわけですね。

しかし、入湯税は16年からグランドホテルは払ってあるわけですよ。それならば、その各年の部課長は、そのときにグランドホテルに温泉が引いてあるということがわからなかったかということですよ。今現在、おってあるかもしれませんが、その民間企業に対して営利を手助けする。委託料を市が払って、その何ていいますか、お湯を指定管理者ですが、そこに市とグランドホテルが契約がなされておったかということ、使用してもいいというお湯をですね。恐らくなかったから、今度このような条例を出してこられたと思うわけですよ。しかし、その間に、行政の職員たちが、だれひとりとしてそれを気づかなかったかということですよ。わかってなかったのか。

そして、民間に対して委託料まで払って、民間の営利をこれで温泉のうちありますよと。宣伝広告で、それでお客さんを呼んで収益を上げるということは大いにあるわけですけど、民間企業の手助けをしとるわけです。それを、当時の部課長は知らなかったのか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の地縁団体等に関する件でございますが、今件数等を持ち合わせをしておりませんので、委員会の折にきちんと報告をしたいと思っておりますので御了承のほどよろしく申し上げます。（「はい」と呼ぶ者あり）

2点目の真珠の湯の関係でございますが、確かに、今回の原油高騰の関係で、それぞれの施設

等から燃料費が足りないということで上がってきたことによって、補正要求の中身を見るなかで今回気づいた次第であります。

今、宮原議員がおっしゃられるように、当初、グランドホテルがあそこに設置をされる。そして美津島町と協議をされる段階ですね、建設前の段階において、真珠の湯の温泉を送るということを取り交わしがあっております。ただし、そのときの条件でございますが、真珠の湯温泉の施設管理をすることを条件として、その温泉を送るというふうな取り交わしの条文といたしますか、何というんですかね、さまざまなホテル設置に向けたいろんな各条件項目といたしますか、そういうものの取り交わしがあって、今のグランドホテル側と、それから当時の町ですね、その間で、その項目ごとに対する回答がなされておりました。きちんとした印鑑が押した協定書等は見つけないというふうなことでありまして、その対馬グランドホテルが真珠の湯を管理運営をしておりましたのは、平成13年3月31日まででございます。その後は、美津島町振興公社のほう管理運営をやってきております。ということは、もとの仮に協定というふうに称するならば、その協定のまゝいきますと、13年の4月1日から、その温泉の送水はある意味ストップをしなければいけないんじゃないかというふうに私は解釈を今しております。

しかし、現実、その後ずっとグランドホテルさんのほうに流され、そして現在に至って、今回の——今回といたしますか、8月ごろですかね、補正要求があるのは。その補正要求の段階で、何でこんなに高いんだらうという疑問の中から、私は調査をしてくださいということで、加熱をして、真珠の湯が加熱をしてグランドホテルさんに送っていたと。そのまま送ってたということがわかった次第です。そして、協定等が見つかったと。協定と称するものがですね、見つかったということで。13年4月1日以降の燃料費について請求をしたいというこちらは思いは当然ございます。しかし、これにつきましては、一切町とその後、市とグランドホテルさん側と何の取り交わしもないまま、物事が進んできておったために、その応分の負担をしていただくことができない。こちらも請求も一切していませんし、以前にですね。今回、20年度において、この請求を正式にし、今回、今年度から納入をしていただくというふうになった次第であります。

こういう形では、前回、全員協議会の場で説明をさせていただきました。このようなことになりましたのは、平成13年度以降、そのことを見過ごしてきたといたしますか、もしくはわからなかったということで、私ども行政側の、まさしくこれは市民に迷惑をかけたなというふうな思いでいっぱいでありまして、これについては素直に謝りたいというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 私のちょっと質問が違ってたかもしれませんが、勉強不足の部分がありまして、結局、13年からは公社ですかね、公社のほう指定管理になってたということですね。現在まででしょ。はい。

そしたら、それならば、そのときに、その契約が切りかえのときにストップをかけるということもされなかったということですね、今、市長の話の内容。それから、それは暗黙の了解の中で、結局それは何といいますか、お湯の無断使用ということに値するんじゃないですか、これ。いやいや相手は民間企業ですよ、指定管理者でもないわけですよ。それが、お湯を自分とこに引くというたら、これはその温泉の無断使用に値するっちゃないですか。それも相手は民間企業ですよ。

それで利益を得とるわけですね。利益を。利益がないなら別ですよ。ボランティアで、それをしてるなら別やけど、相手はそれで営利目的の企業ですから。それでなおかつ、そのお湯を無断で使ってた。それを知ってた職員、これは、それが私はおおと思いますかね。新しく市長体制になったときに、その話も今の職員からの話は全然なかったわけですか、市長のほうには。

そのやっぱりこれは大きい問題ですよ。これをただで使わせとったという。その協定書があっても切りかえなかった。旧松村体制の中の暗黙の了解のままに職員たちが動いてきた。それから、今も、現在もそのままの暗黙の状態で行政がなされているのかという不安感があるわけですね。そこをやっぱりはっきりしていかなと、このままずるずるその状態を続くとちょっとおかしいんじゃないかと思えますけどね。市長どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この件が私どもが把握をした後に、当然美津島、当時は美津島町のときに対馬グランドホテルさんから、美津島振興公社のほうに管理委託が変わったものですから、当時のことをよくわからないでしょうかという形で、このことについては、旧美津島の職員の方々に正直言って、主たる方々には聞いたつもりはしております。当然、センター部長にも聞いておりますし、当時、いらっしゃったであろう、関係されたんじゃないかと思われる方々にも一応私のほうは尋ねはしました。

しかし、このことについては自分らは全くわからない。初めて聞いたということで、報告を私に直接されておるところでございますので、それ以上の私は調べようがないというふうなところに至っております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） わかりました。それならば、その平成13年から合併したのが6年前で、14年ですか、そのときの部課長の書類を、係を、だれだったかということを出、よかったらお願いしたいんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 平成13年の、極端に言えば、4月1日以降ということですね。どこにあるかわかりませんが、以前の事務分掌表が、どこか調べてみたいと思いますけども。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。（発言する者あり）何のために休憩するんですか。

いや、もう終わりましたけど。何かあるんですか。（発言する者あり）

暫時、休憩します。はい、どうぞ。

午後3時08分休憩

.....

午後3時11分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。20分から。

午後3時11分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

会議の進行上、あらかじめ時間延長します。

.....

### 日程第30. 議案第94号

○議長（波田 政和君） 日程第30、議案第94号、公平委員会の事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題になりました議案第94号、公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について、その提案理由と内容を申し上げます。

対馬市の公平委員会の事務につきましても、長崎県との協議のうえ、合併後5年間、平成16年3月1日から21年2月28日までの間、事務委託をお願いしているところでございます。対馬市においては、長崎県への事務委託期間終了後に、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎県市町村総合事務組合の6団体で公平委員会を共同設置することで協議が整ったところであります。

ただ、共同設置日を平成21年3月1日とした場合、年度中途での設置であり、一カ月間の予算及び負担金が必要となることから、共同設置日を平成21年4月1日とすることとなりました。

そのため、長崎県との公平委員会事務委託期間を平成21年2月28日としていたものを、平成21年3月31日まで1カ月間延長しようとするものであります。

附則で、規約の適用日を平成21年1月5日と定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第31. 議案第95号

日程第32. 議案第96号

日程第33. 議案第97号

日程第34. 議案第98号

日程第35. 議案第99号

日程第36. 議案第100号

日程第37. 議案第101号

日程第38. 議案第102号

日程第39. 議案第103号

日程第40. 議案第104号

日程第41. 議案第105号

日程第42. 議案第106号

日程第43. 議案第107号

日程第44. 議案第108号

日程第45. 議案第109号

日程第46. 議案第110号

日程第47. 議案第111号

○議長（波田 政和君） 日程第31、議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理の指定についてから、日程第47、議案第111号、対馬市美津島総合公園の指定管理の指定についてまで、17件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題になりました議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定についてから、議案第101号、国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定についてまでの7件について、順を追って、その提案理由と内容を説明申し上げます。

まず、議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理運営につきましては、平成18年9月1日より特定非営利活動法

人対馬郷宿を指定管理者として管理運営を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者の選定等により、引き続き特定非営利活動法人対馬郷宿理事長浦田一朗氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたっては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められました対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4項第1項の選定方法及び基準に沿って公平に審査した結果、応募要領の選定基準を満たし、当NPO法人対馬郷宿がまちづくりの推進等の活性化を目指し、さまざまな活動及び事業を行い、地域住民と行政の協働を通じた市民活動の定着に寄与することを目的とした団体であり、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館において、主たる運営管理業務はもとより、市民が企画したイベント等を開催するなど、堅実な運営が行われてきており、今後も当交流館を積極的に運営することが期待できると思われることから、引き続き指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年143万5,000円を予定いたしております。

なお、指定管理期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年といたしております。

次に、議案第96号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理運営につきましては、平成18年10月1日より株式会社まちづくり厳原を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約満了期間となりますので、関係条例による公募によらない候補者の選定等により引き続き株式会社まちづくり厳原理事長浦田一朗氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、株式会社まちづくり厳原は交流センター建設計画の段階からテナント構成などとともに、駐車場のあり方についても本市と協議を重ねるなど、中心市街地の活性化を目的に設置された対馬市の出資法人であること。

管理経費につきましても、清掃業務、消防設備点検委託、特定建築物衛生管理業務委託など、テナント部門と駐車場と合わせた見積もりを徴収するなどにより安価な契約が可能となり、経費節減が図られるなど、対馬市の委託料支出が全く発生することなく、対馬市交流センターの複合施設としての利用向上、地域の中核的駐車場として健全な管理運営が見込まれることから、株式会社まちづくり厳原を指定管理者候補として選定いたしました。

なお、指定管理期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年といたし

ております。

次に、議案第97号、真珠の湯の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理につきましては、平成16年4月1日より財団法人美津島町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条によります公募を行ったところ、2団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補株式会社対馬グランドホテル代表取締役佐伯達也氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び基準に沿って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、経営能力及び管理能力を総合的に判断し、株式会社対馬グランドホテルを真珠の湯の指定管理者候補として選定いたしました。

管理委託料は、年643万9,780円を予定いたしております。なお、真珠の湯、ほたるの湯、渚の湯の管理委託料につきましては、油代が大多数を占めておりますので、最近油価格が下落傾向にありますので、4月の契約時点での油価格を調査し、委託料を決定したいと考えております。

なお、指定管理者期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日の5カ年といたしております。

次に、議案第98号、ほたるの湯の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理につきましては、平成17年3月1日開設以来、直営経営を行ってまいりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに管理経費の縮減を図ることを目的に関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、社会福祉法人梅仁会理事長阿比留志郎氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたりましては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び基準に沿って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、経営能力及び管理能力を総合的に判断し、社会福祉法人梅仁会をほたるの湯の指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年961万2,000円を予定いたしております。このほたるの湯につきましても、4月の油の値段の調査によって価格は変更になる予定であります。

次に、議案99号、渚の湯の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理につきましては、平成16年4月1日より財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、財団法人上対馬町振興公社理事長近藤義則氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたりましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法、基準に沿って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、現在の指定管理者であり、その実績、今後の事業計画、収支計画等を総合的に判断し、財団法人上対馬町振興公社を渚の湯の指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年2,454万7,000円を予定いたしておりますが、これにつきましても、4月の油の値段の調査で変更の予定といたしております。

なお、指定管理期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年といたしております。

次に、議案第100号、あそうベイパークの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理運営につきましては、平成16年4月1日より、財団法人美津島町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、4団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、グリーンアイランド合同会社代表社員三原叶也氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたりましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法、基準に従って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、経営能力及び管理能力を総合的に判断し、グリーンアイランド合同会社をあそうベイパークの指定管理者候補として選定いたしました。

管理委託料は、年725万円を予定いたしております。

なお、指定管理者期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年といたしております。

次に、議案第101号、国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の管理運営につきましては、平成16年4月1日より財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営をしてきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となります

ので、関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、財団法人上対馬町振興公社理事長近藤義則氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定にあたっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って公平に審査しました結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、現在の指定管理者であり、その実績、今後の事業計画、収支計画等を総合的に判断し、財団法人上対馬振興公社を国民宿舎上対馬荘の指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年153万1,000円を予定いたしております。

なお、指定管理期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年といたしております。

以上、7件、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉保健部長、勝見末利君。

○福祉保健部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第102号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、議案第107号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、議案第108号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、議案第110号、対馬市子どもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、以上、9件の議案について、順次、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第102号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、この施設の指定管理者は、社会福祉法人梅仁会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識をいたしておりますが、養護老人ホームについては、入所施設であり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設であり、また、利用者の利益保護を図るうえで非公募といたしました。

しかし、現指定管理者として指定している社会福祉法人に対し、指定管理者指定申請書の提出

を求め、過去の実績から、今後の事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であることを決定いたしましたところであります。

対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市養護老人ホーム丸山、指定管理者となる団体の所在地、長崎県対馬市豊玉町和板字和板原、名称、社会福祉法人梅仁会理事長阿比留志郎、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第103号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人米寿会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理については、非公募とした理由及び事業計画等の審査については、先ほどの議案第102号と同様でありますので省略させていただきます。

対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホーム、指定管理者とその団体、所在地、長崎県対馬市上対馬町琴字茂木ノ浜1169番地イ、名称、社会福祉法人米寿会理事長米田征四郎、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第104号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人長崎厚生福祉団であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識しておりますが、特別養護老人ホームについては、入所施設であり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設であり、また、利用者の利益保護を図るうえで非公募といたしました。

しかし、現指定管理者として指定している社会福祉法人に対し、指定管理者指定申請書の提出

を求め、過去の実績から今後の事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市特別養護老人ホームいづはら、指定管理者とその団体の所在地、長崎県長崎市魚の町3番27号、名称、社会福祉法人長崎厚生福祉団理事長千々岩源二郎、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第105号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人幸生会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理について非公募とした理由及び事業計画等の審査については、先ほどの議案第4号と同様でありますので省略させていただきます。

対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市特別養護老人ホームひとつばたご、指定管理者とその団体、所在地、長崎県諫早市有喜町537番地2、名称、社会福祉法人幸生会理事長山田幸儀、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第106号対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であります。デイサービス事業は、広く地域に対してそのサービス提供を行っていることから、利用者との人間関係が老人ホーム等の入所施設より希薄であり、人材の育成をという観点では不安は残るものの、競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じたサービス提供が可能

になることから公募といたしました。

公募の結果、現指定管理者との唯一の指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬デイサービスセンター合歓の木園、指定管理者とその団体の所在地、長崎県対馬市上対馬町大浦字浜在所原66番地1、名称、社会福祉法人慶長会理事長武末裕雄、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第107号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理については、公募とした理由及び事業計画等の審査については、先ほどの106号と同様でありますので省略させていただきます。

公募の結果、現指定管理者からの唯一の指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理を下記のとおり指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンターなるたき園、指定管理者となる団体、所在地、長崎県対馬市上対馬町大浦字浜在所原66番地1、名称、社会福祉法人慶長会理事長武末裕雄、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とします。

以上が、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第108号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了となることから、指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理について公募とした理由及び事業計画等の審査については、先ほど議案第

106号と同様でありますので省略させていただきます。

公募の結果、現指定管理者からの唯一の指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンター御嶽の里、指定管理者となる団体、所在地、長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5、名称、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会会長平間雅哲、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第109号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人あすか福祉会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間が終了となることから、指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理につきましては、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であります。この施設の事業は、高齢者のための居宅において生活することに不安のあるものに対して、必要に応じて住居を提供することと、各種相談や助言等のサービス提供を行っていることから、競争による職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じたサービス提供が可能になることから公募といたしました。

公募の結果、現指定管理者として指定している社会福祉法人あすか福祉会からの唯一の指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」、指定管理者とその団体、所在地、長崎県対馬市厳原町田淵933番地、名称、社会福祉法人あすか福祉会理事長素花弘、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。

以上が、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

次に、議案第110号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人米寿会であり、指定管理期間は平成16年3月1日から平成21年3月31日までの5年間で終了することから、指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識しておりますが、こどもデイサービス事業は、障害児等に通園の場を設けて、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適用の訓練を行うことにより、自立、助長と福祉の増進を図ることであり、サービスの対象者は障害児並びにグレーゾーンの児童、またはその保護者であります。

公募にして指定管理者がかわった場合、児童に接する担当者が変わることにより、発育途中の利用児童には精神的負担が生じることが考えられることから非公募といたしました。しかし、現指定管理者として指定している社会福祉法人に対して指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市こどもデイサービスセンター、施設管理者とその団体、所在地、長崎県対馬市上対馬町琴字茂木ノ浜1169番イ、名称、社会福祉法人米寿会理事長米田征四郎、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間といたしております。

以上が、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定の提案理由及びその内容であります。

以上、9件の議案について、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 教育部長、永留秀幸君。

○教育部長（永留 秀幸君） 一括提案されました対馬市美津島総合運動公園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美津島総合運動公園の指定管理者の指定が平成21年3月に満了するため、平成21年4月から平成26年3月31日までの期間、指定管理者を指定し管理を行わせるため指定管理者の募集を行ったところ、3団体から応募がありました。

選定方法、基準等によりヒアリングを実施し、選定委員会に慎重に協議し、指定管理者の候補者の選定を、財団法人美津島町振興公社理事長阿比留正明氏に候補者として選定しました。

この財団法人は、平成16年度より指定管理者として実績のある財団法人でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく御審議のうえ、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 57ページの議案第111号に関連して、もちろんこの件もなんですが、美津島振興公社が指定管理をあそうベイパークと、それから真珠の湯温泉の管理を3つ指定管理の委託をしておいたというなかで、そのうちあそうベイパークと真珠の湯は第三者に決定したということですね。

そのなかで、私決算を中身が結局、累積の赤字をずうっと引っ張ってきとったような気がするんですよ。この振興公社の決算は、とりあえず平成20年度の段階でゼロにする必要がありはせんかと、こう思うんですけども。この累積赤字というのは、他の機関が受託する以上、清算せねばならないというふうな考えが浮かんでくるわけですが、ただ、総合公園、美津島総合公園については引き続き当振興公社が継続するというなかで、その決算の赤字をどう処理するのか。

これは、1つ問題があるかと思います。例えば、今後民間の団体が、これを受託した場合に、委託額の範囲で業務が遂行できなかった場合の措置は、これははっきり切って、じゃ振興公社、何といいますかね、半民・半官とかいう感じの今までの解釈ですが、それを赤字が出た場合にどうするのか、今年度以降。その範囲でおさまるためには、あるいはその目標に達するためには経費を落とすやり方しかございません。これは日当を下げる。あるいは草取りの回数を5回を4回にするとかいろいろありましようが、その辺のヒアリングちゅういいいますかね、聞き取りは経費を削減するという方向は今の課題でしょう、行財政の。そのなかで内容を落とすのか。あるいは、そこらの単価で調整がしてきてるのか、そこらの実態を選定委員会の実情をお話を聞きたいと思えます。

それと最後ですが、今まで真珠の湯に2人おったと、あるいは多目的に3人おったとか、あそうベイパークに2人おったとかいうことで、複数の方が振興公社の職員としておったでしょうが、まるっきり違う組織に委託するわけですが、この従来の人たちの働き場所、これはあっさりなくなるのか。その辺の話がヒアリングの中でどう処理してきたか。担当部長さんのほうにその説明をお願いしたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 私が指定管理の選定の委員長ですから、私のほうから説明したいと思います。

まず、1点目の美津島振興公社の累積の赤字についてどうするかということですが、これは市が100%出資した振興公社でございます。この公社は、この3月末で解散するわけありませんので、当然、累積の赤字については、そのまま公社として継続していくということになるかと思えます。解散するときについては、うちが100%出資ですから、そのときに考える

べきだと思っております。

それから、管理の方法ですけども、これは今までの管理の方法と変わりません。今まで振興公社が指定管理を受けていたとおりの管理をしてもらうということになります。それから、今まで振興公社が雇用していた従業員はどうなるかということですけども、これはヒアリングの段階で、あそうベイパーク、それから真珠の湯温泉についての従業員について、今回提案をしました、選定をしました候補者の法人に対して、今後、その社員、従業員についてはどういうお考えですかということ聞いております。本人たちの希望があればそのまま雇用したいということですから、議会を終わって指定管理者が決まれば、指定管理者の法人がその個人の方と協議をされるというふうに思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。5番、阿比留光雄君。

○議員（5番 阿比留光雄君） 議案100号のあそうベイパークの件なんですけど、この問題は9月の定例会で一般質問をしたところでございますが、今回指定管理を行うということで、ちょっと大浦議員と重複する点もあるかと思いますが、まず今気になってたのが、今までやってた振興公社の職員の問題もあったんですけど、それと同時に、私が定例会の一般質問の中で言ったことは御存知と思いますが、あるボランティアの団体が、種からまいて、育てて、いろいろ苦労されて、今ゲンカイツツジですか、2万本の植栽を行って一生懸命そこら辺をボランティアでやっているところでありますが、その人たちの思い、そしてそれに携わった小学生、そして高校生の卒業記念樹とかいう思いもいっぱいあると思うんですよ。そこに携わった一般の人もあると思う。

そして今、それを管理しているボランティアの方々の思い、そこら辺が全く関係なくなるのか。もうそうなるだろう懸念もあるわけですが、そこら辺の思いがどう生かされていくのかなあと心配する点があるんですけど、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 昨年でしたかね、2万本のゲンカイツツジが植栽をされております。

それは、NPO法人が植栽をされた2万本ですけども、当然、今回の指定管理では、その施設の下刈り、管理含めて応募要領というか、そのヒアリングのときに話をしておりますから、当然、指定管理が決まれば、その法人が植栽をしたその分までも含めて管理をするということになります。

○議長（波田 政和君） 5番、阿比留光雄君。

○議員（5番 阿比留光雄君） それで管理に関しては問題は、私は反対をする気持ちはないんですけど、問題はその思いですね、思いが受け継がれるのか。また、その思い、一緒にやれないのか。そこら辺がちょっと聞きたいんですが。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） その思いですけれども、当然そういうものを大事にしながら、そのボランティア団体と協力しながら、その管理をやっていくと。全然、その人方の意向を無視するような形での管理にはならないというふうに、こちらは理解をいたしております。

○議長（波田 政和君） 5番、阿比留光雄君。

○議員（5番 阿比留光雄君） ぜひ、そこら辺は指定管理が決まったら、そこら辺の話し合い、心配り、行政側もそこら辺の心配りがあっていいと思うんですよ。今まで何年もかかってここまでやってきてるんですから。それが、指定管理が決まったから、あんたたちはもうかかってくるなとかいうようなことになったら大変ですよ、本当ね。そこら辺を十分に心配りをして、もう少しそこら辺の話も聞いてやって、話し合いをさせて決めてもらわないかんと思います。一つよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 1つは、また温泉施設の件であります。これは対馬市温泉施設条例、対馬市のね。これが今あるんですが、ここの中で、入湯税、入湯税が渚の湯、真珠の湯、ほたるの湯は、入湯税が備考欄に書いてあるわけですね。ここの湯多里ランドは、ここには入湯税が入ってないわけですね。入湯税がですね。それと、この施設の中にグランドホテルというものの名称は出てきてないわけですね。ここの中にはですね。それをちょっと説明していただきたいと思います。

それとですね、今のあそびベイパーク、これの美津島町振興公社、今、大浦議員から質問が出ましたけど、累積赤字がどれぐらいあるのか、現在で、振興公社の。市が100%投資っていうことになっておりますから、それをちょっと教えていただきたい。

○議長（波田 政和君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） 温泉条例の使用料の件について、私のほうから御説明申し上げます。

今、御質問の温泉条例の別表、渚の湯が大人が500円となっておりますが、その中に150円の入湯税があると。それと真珠の湯が400円で、150円の入湯税、もろもろありますが、この表は第6条、温泉の利用料金を定めた別表になっております。ですから、渚の湯を例に取りますと、500円の中には入湯税が入ってますよと。実際の温泉使用料は、ですから350円ということになります。この表の見方がちょっとまずい点がありますので、この点については暫時研究をして、表を変えていきたいなど。議員さんおっしゃるようにすべての部分から入湯税を引くか、入れるか、今の段階で湯多里ランドにだけですね、入湯税の入った値段という

のが表記されていないというふうに判断いたしておりますので、ほかの料金については入湯税が入った複合値段ですよということになっておりますので、表の中でばらばらな表記になってますので、その点は変えていきたいなと思っております。

それと、今後、今お願いしとるグランドホテルへの有料が決まりますと、真珠の湯の中に源泉の使用料というのが出てきます。それを引き込まれて温泉経営されるわけですけど、温泉経営されるときは、この市税のほうで入湯税の申請をして、一人あたり150円ということで、税務のほうの申請の段階になりますので、あくまで温泉の、風呂といいますか、そこを経営される方が入湯税、払っていくことになりますので、市から源泉を買って経営されてもそれは構いませんので、条例上あればですね。今回真珠の湯にありませんでしたのでそれを作り出しまして、グランドホテルが温泉経営をしていきます。そうしますと、温泉経営をされるグランドホテルさんが一人当たり150円の入湯税というのが発生してくることになります。

○議長（波田 政和君） 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

○美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 先ほどの質問なんですけれども、累積赤字のことなんですけれども、現在、私のほうの、財団法人の美津島町振興公社におきましては、真珠の湯温泉、それからあそうベイパーク、それから美津島総合公園、3つ合わせましての累積赤字といたしましては、平成19年度決算におきましては336万6,000円となっております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男議員。

○議員（12番 宮原 五男君） まず条例からいきますね。この条例、それならば湯多里ランドのその入湯税150円はもらってないということですか、現在は。もらってないという判断をしてもいいということですね。それでいま、今後、この真珠の湯の条例ができれば、入湯税を150円ずつもらうということに、もらうようにするということになっておりますが、現在、入湯税として150円、市がもらってた分は、これは何になるわけですか。これ、もらったらできない金をもらってたという判断になるんですが、そう捉えてもいいわけですか。

それとですね、次はそのベイパークの件ですよ。これは、336万6,000円の赤字、3カ所で336万の赤字になつとるとい、今回答をいただいたんですが、その振興公社の分でしょ、これね。そしたらベイパークはあれは、赤字事業になっているんですかね。普通やったら振興公社が指定管理してる分やったら、そこで利益を出して、赤字を消すように努力をする方向に持っていくのが、行政やなかろうかなと思うわけです。それをなぜ、今回、指定管理者を振興公社を外して、新たな公募された業者に指定されたか、その理由を教えてください。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） その施設で赤字を出したということじゃなくて、振興公社全体の運営の中で、累積で336万6,000円の赤字をということですから、御理解願いたいと思います。

それから、なぜその赤字の振興公社を指定管理者から外したかということですが、当然、指定管理というのは直営でやるより安い委託料で、しかも住民が使いやすい、そのことによって交流人口が増える、そういう要素を含め持った法人が指定管理するということからして、いままで指定管理を行ってもらっていました振興公社は、ベイパークの管理については、この先について、今後どういう形で運営するかということが意欲的ではなかったというふうなことで、今回選定から外れました。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 温泉施設条例と、それと入湯税との関係でございますが、入湯税につきましては、あくまでも鉱泉浴場の経営申告書、鉱泉浴場、まあ温泉ということだと思います、鉱泉ですから、鉱泉浴場の経営申告書というものを出示していただくことによって、入湯税がまずもって発生をしてきます。

で、私どもの対馬市の市税条例に基づいて、その湯多里ランドつしまをやってある米寿会さんが特別徴収義務者となって私どものほうに納税をされているというふうに私どもは解釈をしております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 鉱泉浴場ていえば、これは温泉に値するのですか、普通の風呂屋さんになるとですかね、これは。温泉ですか。そしたら、温泉だったら、あそこはその源泉がないと温泉になるとですか、グランドホテルを。ちょっと待ってくれんですか。源泉は真珠の湯にはあってもグランドホテルにはないわけでしょ、源泉自体は。

それとですね、この湯多里ランドの入湯税、これはどれぐらい年間もらってるんですか、この150円、入湯税は。

それと、そのベイパークの今度の新しい業者に、その振興公社は事業する意欲的ではなかった、この意欲的っていうその解釈は、私はあまりわからんとですが、どういうふうな解釈をすればいいとですか。どれが意欲があるか、意欲がないかで、そこのところ私、よう判断しきらんですね。そら委員長が相手を見て、あ、これ意欲的や、いや、こらだめや、これはいいぞというふうなその判断の仕方やとか、その委員長自身の見方で判断しているものか、そこがちょっと私には理解できないんですが。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどもちょっと話をしましたように、やっぱり振興公社というのはうちの100%出資した法人ですから、いかにして市民が使いやすくするかという、その前向きな姿勢が民間に比べて少なかった。今まで、長い間管理をしていたそのままでいいだろうという、そういう事業計画にしても収支計算、収支報告にしても、今までと一つも変わらないような事業

計画、収支計算でありました。そういうことからして、今まで以上の管理ができない、市民が喜んで交流人口が増えて、そういう施設には振興公社では少し無理があるなという思いで、今回、審査をさせていただきました。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後4時20分休憩

.....

午後4時20分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この、今、湯多里ランドとそれから対馬グランドホテルの話がちょっとごちゃごちゃになってるよと感じるんですけども、入湯税の質問がございました、いかほどかということで。今、手元には、私今年度の当初予算の入湯税の見込み額しか持ち合わせがございませんが、湯多里ランドにつきましては547万2,000円を入湯税として見込んでおります。

それから、グランドホテルについては185万4,000円という数字を当初予算でおさえておるところで……（「湯多里ランドはいくら」と呼ぶ者あり）547万2,000円ですね。

詳しい数字につきましては、また委員会等できちんと報告はしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） ベイパークからいきますけどですね、ちょっとあの、副市長はなんかこう感覚が、私は間違うと思います。100%市が投資した振興公社でしょ。それならば、民間に負けんぐらいの営業ができる教育をするべきじゃないですか、行政が。普通はそうやないですか、それは行政がすべき仕事やなかろうかなて私は思いますがね。このようにしなさい、こういう営業をしなさい、100%行政が投資、行政の子会社ですから、もともと。それならば、あなたたちが教育をしてもう少し利益を出したり、いい仕事ができる、その皆さんに来ていただくような形を作る、その教育をするのがあなたたちやないですか。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）あなたたちが自分のすることを怠っとうだけのお話やないですか。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）そして、今ある累積赤字を少なくする、最終的に解消するには、市の借金ですからこれは。そういう方向性に考えて、指定管理まで考えるべきじゃなかろうかなと私は思いますがね、違いますか。私はもう少し行政側の考え方を改めてもらわないかんところがかなりあると思います。それ、答えてくれんですか。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君、もうそれで最後になりますがいいですか。

○議員（12番 宮原 五男君） いいです。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 宮原議員が言われるとおりでと思っております。今までの振興公社と

いうのは、美津島の振興公社に限らず、これは行政の責任と言われればそうだなと思いますけども、やっぱりその100%市が出資をして、赤字が出れば、何らかの形で最終的には市が面倒見るよという、そういう思いがいままでもずっとありました。上対馬の振興公社についても然りかなと思ってるんですけども、なかなかそこから脱することができませんでした。

だから、宮原議員が言われるように、市の責任において、赤字を解消させるような努力をさせて、ということかもしれませんけども、ほかの指定管理者のほうに管理をさせたほうが振興公社の今の考え方よりかは、その管理が、うちの思ってるような管理ができるということで、今後の振興公社の育成については、今宮原議員から指摘がありましたように、上対馬の振興公社も含めて指導なり、指摘をしたいと思っております。

○議長（波田 政和君） ほかに、3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） お伺いします。この指定管理の委託料ですが、これは年額の委託料ですよ。それで指定管理をするのは5年間ですが、当然、年ごとの委託料の見直しがあると思います。そして、この、今提示されてる委託料が、どれだけ管理状況でこの委託料になるのか、まったくこうわかりません。例えば、赤字が出たときはどうなるのか。もちろんその、この委託料というのはこれでやってくださいという金額ですから、多分、市のほうは出せないと思います。

しかし、施設の改修費とか、そういうのは出すようになると思いますが、これを見る限りではそういうのはわかりませんので、もし中身がわかればそういった資料も欲しいなと思いますが、どうでしょうか、よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） それぞれの指定管理者の候補者から、収支計画書、予算書が出ております。それを、収支計画書については次の委員会のときでもお渡しができるかなと思っておりますけども、そのときでよければ委員会に提出したいと思っております。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） なぜそういったことを私が申すかといいますと、以前、湯多里ランドの指定管理のときに、市のほうとボイラーの買い取りの話ができてたということが過去にあります。実際、補正予算措置をするという話があったみたいですが、そういうことがこの分ではまったく把握できませんので、指定管理の協定書の中にそういうのがあるかどうかというのはやっぱり確認する必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 提案理由のときに説明をいたしましたけども、油代の、燃費の動向が

ありますから、その分については少し単価差が出てくると思います。

しかしながら、そのほかのものについては、変更する予定はありませんので、油代の差額についてのみの変更がある、この今委託料示しておりますけども、その額については指定管理の期間中は基本的にはこの金額でいくということです。

○議長（波田 政和君） 8番、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） 温泉の件ですけど、この議案97号から議案99号までは、温泉関係の指定管理の問題でございますけど、これを見ますとですね、指定管理の委託料の金額が大変、渚の湯とこの真珠の湯ですかね、約4倍ぐらゐの差があるわけです。これ、どういうわけかこういう差があるのかという点をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほど言いましたように、収支計画については、あとで委員会のときに資料提出したいと思っておりますけども、当然、施設の大小についてもですね、あると思います。詳しくは委員会のときに収支報告書を出しますので、そのときに具体的に説明をしたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 8番、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） はい、わかりました。私たちはその委員会というても委員会に属せん場合もありますので、全員にできたら配付をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第78号から議案第111号までの34件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。

委員長の審査報告は12月18日に行います。

---

#### 日程第48. 諮問第2号

○議長（波田 政和君） 日程第48、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。財部能成市長。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦についてであります。現委員西山悦子氏の任期が平成21年3月21日をもって満了となりますので、後任としまして美津島町鶏知乙503番地50にお住まいの松村穎幸氏を推薦いたしたく、人権擁護

委員法第6条第3項の規定により議会の御意見ををお願いするものであります。

松村氏は昭和40年4月から平成15年3月まで中学校教諭として、特に児童生徒の人権教育に取り組まれてこられました。また、平成18年2月から社会福祉協議会評議員に就任され、現在も御活躍中ございまして、広く社会の実情にも精通し、人格、識見とも申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は松村頼幸氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は松村頼幸氏を適任とすることに決定しました。

---

#### 日程第49、発議第16号

○議長（波田 政和君） 日程第49、発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者の主旨説明を求めます。4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） ただいま議題となりました、発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての提案の理由及び内容について御説明を申し上げます。

対馬市には大陸文化の玄関口、また、国境の島として国・県などの文化財が多数存在しております。特に国指定文化財は、対馬の歴史、文化を知るうえでは貴重な財産であり島の宝物でもあります。指定文化財整備事業にかかる事業費は、従来国・県などの補助事業を元に実施されてまいりましたが、平成19年度から県補助率の減による変更などがあり、これに伴い分担金も大きく変わりました。今日の経済状況及び他の分担金などのバランスをとることも必要であります。

今後、指定文化財の保存や整備には長期的整備計画が必要であります。以上を鑑み、分担金徴収条例の第3条の1部を改正するものであります。以下、改正の内容について御説明をいたします。

発議第16号、平成20年12月8日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員小宮教義。

賛成者、対馬市議会議員桐谷徹、同吉見優子、同初村久藏、同齋藤久光、同堀江政武。

対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）。

対馬市分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別紙、第3条関係、指定文化財整備事業の項中、「市負担額の20%」を「市負担額の10%」に改める。

附則、この条例は平成21年4月1日付から施行する。

以上でございます。御審議、御決定賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、発議第16号を会議規則第37条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

委員長の審査報告は、12月18日に行います。

---

#### 日程第50. 請願第2号

○議長（波田 政和君） 日程第50、請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願についてを上程します。

ただいま上程いたしました請願については、お手元に配付の請願文書表のとおり産業建設常任委員会に付託します。

委員長の審査報告は、12月18日に行います。

---

#### 日程第51. 陳情第9号

○議長（波田 政和君） 日程第51、陳情第9号、介護療養病棟廃止中止を求める意見書採択を求める陳情についてを上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり厚生常任委員会に付託します。

委員長の審査報告は12月18日に行います。

---

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。明日は定刻から本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

午後4時39分散会

---

---

平成20年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成20年12月10日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成20年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

---

出席議員(25名)

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
7番 小宮 政利君	8番 初村 久藏君
9番 吉見 優子君	10番 糸瀬 一彦君
11番 桐谷 徹君	12番 宮原 五男君
13番 大浦 孝司君	14番 小川 廣康君
15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	22番 中原 康博君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 永留 一光君 次長 渋谷 雄司君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	橋本 政次君
福祉保健部長	勝見 未利君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	一宮 英久君
教育長	河合 徹君
教育部長	永留 秀幸君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	松井 雅美君
峰地域活性化センター部長	阿比留博幸君
上県地域活性化センター部長	原田 義則君
上対馬地域活性化センター部長	近藤 義則君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	扇 照幸君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日の登壇は、5名を予定しております。4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 皆様、おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。前はラストバッターでございましたが、そのときに皆様にひな壇にお座りの方に「顔を閉じている方がおるんじゃないか」ということを申し上げましたところ、市長より大変なる御叱咤を受けましたので、今回は朝一番ということで皆さん目ん玉パチリのようにでございますので、質問させていただきたいと思っております。

何か市長は風邪を召されているようでございますが、（発言する者あり）あっ、そうですか。市民の生活は市長のその肩にかかっているわけでございますから、大事にさせていただきたいと思っております。

そして、きのうの一般質問のなかで、扇議員の質問で「地域マネージャー制」というのが話がございまして、もう既にモデル6校区、そして73名のマネージャーの指定をして頑張っておられる、スタートをしたということでございます。何事も、一朝一夕にはいかんわけでございますが、やっぱり上杉鷹山のように己を律し、そしてその改革の火種を市民の方に植えつけて、早く植えつけていただくようにまずお願いを申し上げます。

市長はよく百年後の話をされますが、私は来年の5月も真っ暗で先は全く見えません。（笑声）でも、私にはやらねばならぬことがある。それは市民の声を活かす、議会におい市民の声を活かすということです。前は名刺が小そうございましたけども、今回はこのように「市民の声を活かす小宮教義」ということで、市民の声を活かすためにさきに通告しておりました3点、まず第1点は福岡事務所の開設、第2点はごみ収集業務について、そして第3点は地元の企業育成について、この3点につきまして市政一般質問をさせていただきます。

まずこの第1点でございますが、福岡事務所の開設について、今は、市長、今は世界的に大変な状況です。1929年の世界大恐慌に匹敵するんじゃないかというふうな状況が生じております。特に、アメリカの自動車会社ビッグスリー、これもいつ破綻するやわかりません。国に助けを求める状態でございます。

では、国内はどうか。国内もまた大変でございます。トヨタを始めすべての自動車メーカー、人員削減、人員削減でございます。特に非正規社員、これは来年3月で約3万とも4万とも言われています。そうして、正規社員の解雇、これを含めると来年3月ごろには10万以上になるんじゃないかと、そういうふうな状況が叫ばれているわけでございます。

しかし、このような状況のなかで、来年4月から従業員をふやし、そして新たな土地に踏み出そうとする企業があるわけでございます。その企業は、対馬市でございます。600億の借金や何や何のその、その勢いは大事でございますが、先ほど申しましたそのような状況のなかで果たして船が漕ぎ出せるのか。

特に、九州は自動車産業、そしてIC産業のメッカでございます、今は。そして、きのうの新聞ですけども、これは大分のキャノン工場です、100人を解雇、そしてきょうの新聞はソニーが1万6,000人を解雇すると、これからますますどん底に入っていくわけでございます。そのような状態のなかで、どのような経過と計画を持って福岡事務所を開くお考えなのかということをお尋ねをいたします。

次は、ごみ収集業務についてでございます。これにつきましては、3月の11日に前市長のもとで入札執行がされました。そして、その2日後、13日には取りやめの通知も発送しております。これは、次になられる市長の判断によってされたとお聞きしておるわけでございますが、そして次の月の4月18日に市長名で入札執行通知が発行されております。そして、28日の入札がなされたわけでございますが、これが本当に公正・公平に行われたのかということをお尋ねいたします。これは、答弁が長くなるでございましょうから公正・公平に行われたか否か、それだけでよろしゅうございます。

そして、その2点目ですが、この入札を拝見させていただきますと、非常にすばらしい入札方式が入っております。今までは上県方式とか美津島方式というのがされましたが、今回はその名をかりて厳原方式が採用されているわけでございます。この厳原方式というのは、1回とったところは次のところは入れませんよという、すばらしい改革の厳原方式でございます。

このすばらしい厳原方式を他の公共事業に生かすことができないのか。十分すばらしい方式でございますから、どう考えておられるのかということでございます。

そして、3点目の地元企業育成について、今先ほど申しましたが、世界的に大変です。特に、離島においてはさらに激しい。私ども対馬市商工会では、この1月から11月までに正会員でも35業者が倒産しています。田舎の小さいところを入れると、既に廃業してるのはことだけでも100以上はあるんじゃないかと推測されるわけでございます。

企業誘致もいいが、しかし今生きているこの地元の企業を助けるためには、どうすればいいのか、それは市の発注する備品、工事を対馬の業者のみにさせる。ほかの業者にさせても税金は払いません。だから、対馬の業者のみにさせるという考えはないのかという3点でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。3点御質問がございました。

冒頭におっしゃられたように、職員73名が6つの校区に11月から動き始めております。まさに、この不況の波にある対馬に改革、そして再生のための火種を移していこうという気概で皆さん動き始めておりますので、議会の皆様方におかれましても御協力と御支援のほどよろしくお願ひいたします。

まずもって——あつ、決して風邪はひいておりません。直っております——1点目の福岡事務所の開設に係る経過と今後の計画ということについてまずお尋ねですので、お答えしたいと思います。

確かに小宮議員がおっしゃられるように、今、日本は大変な状況に陥っております。これも9月15日のリーマンの破綻、細かく言えば昨年秋のサブプライムローンの問題から発してくるわけですが、世界的なこのような同時不況ということに相成りましたが、確かに非正規雇用者がどんどん解雇され、正規雇用者もおっしゃられるように解雇されていくという状況に今陥っております。

確かに経済はそのような状況になっております。ただし、まず言えることは、私どもの島がどうして生き延びていけばいいかというときに、この四面を海に抱える対馬は水産物等の加工とかいうものをきちんとやっていけば私は生き延びていけると思っております。また、林業のこの森林資源というものを活かしていくということが私は大切だと思います。

不況であっても、間違いなく支出を伴うものは私は食費だと思っております。食費を抜きにして人間は生きていけません。確かに大変な状況に日本全国陥っておりますが、今日本人の多くの方々は食の安全・安心ということで国産品もしくは地元産品というふうに目が向いておる状況です。私は、この流れというものを的確にとらえる必要があると思っております。

ちなみに、この11月末に福岡の方で民間7業者の方が岩田屋の横のNTTのところで物産展を3日間開きました。これは昨年も開いたんですけども、同じような時期にですね、約、ことは倍ぐらい売れてます。同じ業者さんが入ってです。まさに、今消費の方向は食の安全・安心の方向に私は行っていると、それをあらわす今回の売り上げであったというふうに私は思っております。

そういうなかで、この福岡事務所を開設することが不況下における暴挙ではないかと、ある意味ですね、そういうふうな思いに至られる方もいらっしゃるかもしれませんが、私は今こそ対馬が攻めていくときではないかと。経済が収縮していくなかで、同じように収縮してはいけないという思いであえて福岡に打って出るという考えでおります。

さらに、私どものところは大阪事務所は持ち合わせておりませんが、数日前に対馬出身の方がこちらにお越しでした。その方はいみじくも福岡事務所だけではなくて大阪事務所を開いてほしいと、市が開けないならば、自分たちがその役割を担って電話1本でも置いてくれたら自分たちは対馬のために動きますというふうなお考えもいただいたところです。

まして、福岡には10万人以上の島出身者がいると言われております。この人たちとの横の連携をとらないと、私がこの対馬3万7,000人は生き延びていけないんじゃないかという思いで福岡に事務所を構え、横の連携を密にしながら物産さらには観光、企業誘致というもののアン

テナを張り巡らして対馬をどんどん引っ張っていきたいという思いでこれを計画したものでございます。

次に2点目のごみ収集運搬業務の入札についてでございますが、1点目については明確に答えだけでいいですということですので、この入札に関しまして公正・公平に行われたのかという御質問です。私は、公平・公正に行われたというふうに思っております。

さらに、この入札制度に関して、このような方式をほかの入札に適用はできないかというふうなお話だったと思いますが、今回のごみ収集運搬業務の入札は島内を11のブロックに分けて、入札条件として先ほど小宮議員がおっしゃられるように1地区を落札したものはほかの地区の入札に参加できないとしました。

また、ごみ収集運搬義務が円滑に遂行できるように契約期間を3年とするなど、極めて特異な形態の入札だと考えております。この業務は、市民の生活とすごく密着した業務であります。その点において、あえてこのような入札方式を導入したところでございます。したがって、今回の入札方法は特質性にかんがみ、ほかの入札への適用は現在のところ考えておりません。

続きまして、地元企業の育成について、この不況下においてすべての入札を地元のみでできないかというふうなお話だと思っております。現在、行っております建設工事の入札実施状況から説明いたしますが、現在、工事57件の契約をしております。そのうち、市内の業者が43件、市内に支店等がある準市内業者が8件、県内業者が2件、県外業者が3件、準市内業者と市内業者のJVが1件であり、市内、準市内業者合計で52件、率にしますと91.23%という状況であります。

県内業者と県外業者との5件の契約につきましては、電気通信事業である情報基盤整備工事が主なものであり、率にしますと8.77%であります。

また、建設コンサルや物品役務におきましても、市内業者を優先する指名競争入札による契約を行っている状況であります。建設工事等につきましては、地元業者でできることは地元が発注するという方針で鋭意努力をしているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） では、第1点から第3点まで順を追って質問させていただきますが、福岡事務所開設についてはこういう厳しい状況のなかでも食の安全、こういうものを考えるとかやはり市場が開けると、そこに打って出る必要があるということですが、それともう1つは観光と、それと物産と、企業誘致も兼ねてあるということですね。

まあ、それだけのことをやるんですから、すばらしい職員が行くと思うんですが、これはあれですか、こういう事業は市のお金でやるんですかね。それとも、市長自身の私財でやるんですか、

この事業は、

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 常識で考えてください。私の私財でやれるはずがありません。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） そうですよ。ただ、皆さん同じ情報を共有しなければならないと思うんですよ。

これ、この開設の記事が載ってますけども、新聞に載るわけですよ。こういう厳しい状況のなかで開くということは非常に記事になるからということで、こういう記事に載るわけですよ、ね、そして、私どもは議員させていただいておりますけども、これを見て、市民の方が事務所を開くらしいじゃないかと、どこに開いてどれだけのものをするか教えてくれと言われるんですよ。共有するも何もないわけだから、皆さんそうだと思いますよ。教えようにも教えられない、伝えられない、市民に。

こういう島外でこういう事業をするということであれば、よく全協をされるじゃないですか、全員協議会を。そこでまず意見を聞いて、そしてやるべきじゃないんですか。この前、ゴルフの凍結についても、そうされたじゃないですか。事前に共有することが必要だと思いますけども、全協になぜかけなかったんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私自身、福岡事務所を開設することが市民にとって決して後ろ向きな施策ではないと、皆さんに賛同していただける施策だという思いでおりましたので、あえて全協ということはそのときは考えませんでした。

そういうなかで、9月議会においてこの予算については上げさせていただいたところでありませぬ。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） その意気込みはわかりますけどもね。結構、人を置いてやっていくんですから、結構お金が要るんですよ。3,000万、4,000万すぐ要るわけですよ。運営については、職員もやらんといかん、もう1人やったりするためには、

そして、このような状況のなかでね、職員が企業維持ができますか。職員派遣するんでしょ。ここに載っておる、職員の顔が載ってますよ。こういう、ま、素晴らしいとは思いますが、3つの分野をこなして、企業誘致、観光、物産、こなせないと思いますよ、人間としては、物理的に。

そして、自分で決めたと言われるけども、主観的じゃなくてもっと客観的に相談をして、そら相談しなかったら自分で決めればいいことだけでも、しかしこういうふうにならして、共有するも何もないんだから、今後はこういう大きいときには自分で決めるんじゃなくて全協に

もう1回諮って、こうして進めていただきたいと思いますよ。

そうせんと、無駄なお金を使うんですから、税金を使うんです、税金を。いいですか。そして、こういう税金を使うようになれば、今お年寄りが大変ですよ、国民年金暮らしの方、月に3万5,000円しかもらわない。そして光熱費、電気代、水道を払うと1万5,000円払うんですよ。病院に1回行ったら、もう後は生活できない状態、そういう人にかえて、障害者もそうですよ、そういう方に給付制度をつくって、それにかかる費用を給付金としてやったらどうですか、どうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、確かに給付金とかいろんな話が今出ましたが、それよりも、次の対馬をつくっていくためには新たな施策を打っていく必要があると、今おっしゃられた給付金で、今、対馬は、今後対馬は立ち直っていけるのでしょうか。私はそこだと思っております。

先ほどの、その前の質問の中で、記事になる、記事になるのはこの時代に出したから記事になったんだということでしたが、必ずしも記事の中にそのようなことは書いてないと思いますよ。それは記者のさまざまな価値観の中で記事を書き込んでおるわけで、一概に一面的なものの方にはならないんじゃないかというふうに私は思います。

絶対、この、今回の施策が無駄な経費にならないように、一生懸命職員も既に取り組んでおるところでございますので、成果を見てからまた判断をしていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） やはり物事をするときには、新しい分野に踏み出すときには、自分の考えも非常に大事だが、しかし周りの意見もやはり聞いて、そうしなくていいけども、やはりある程度どういう考えを持っておられるかちゅうのを聞く必要があると思いますよ。

そして、最後ですけどね、またこれ新聞の記事で申しわけないが、朝日新聞の12月6日、これ市長も御存知でしょうけど、地方分権の旗振り役の松沢成文さん、神奈川県知事ですよ、これが今の麻生内閣について定額給付金のことをこういうふうに批判してますね。「どう見ても、この施策は愚策としか言いようがない」と、こういう発言ですよ。

そして、このタイトルがいいんですね。これを送ってから私この質問をやめますがね、「改めるに、はばかることなかれ」、改めることにはばかることなかれ、まだ時間がありますからねえ、まだ周りの意見もよく聞いて、時間があります。お願いしたいと思います。

それと、2点目のごみ収集の問題ですね。これは公正・公平に行われたと。それはそうでしょう、市が行うのは、これ公正・公平でなければいけない。これについては、実は市長がすぐなられてから専決処分をしてありますよね。3月のいつでしたか。すみません、4月の15日ですか――に専決をしてありますね。それも金額は2億3,700万、非常に大きい金額ですよ。それ

で、専決ちゅうのはいろいろ地方自治法のもとにやっていくわけですが、この専決されたのは、この地方自治法179条には4つのパターンがうたってありますが、どのパターンでされたんですかね。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 179条は専決でしたかね、随契じゃなかったですか、どうです。ちょっと私、今地方自治法全部わかっとするわけでありませんが…。

○議員（4番 小宮 教義君） わかりました。じゃあ、私の方から聞きます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 4つのパターンがありましてね、まあ、3つのパターンはこれは常識的なパターンだ。

そして、いつも専決がかかるのは「議会を開く時間がないとき」、そういうふうな形でこの4月の15日の専決をされておりますね。それでいいんですね。4つのうちの1つ、そのパターンでされたんですね。常識的にはそうですから。議会を開く時間がないときということでもいいんですね—ですよ。それしかないと思いますがね。

じゃあ、いいですか。ならば、議会招集はいつかけたんですか。4月22日の臨時議会の招集は、いつ何月何日にかけたんですか。

○議長（波田 政和君） 休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

わかってあったら教えてください。こちらわからないそうですから。

4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 招集日はですね、何とその専決をしたその日ですよ。議事録に載ってます、臨時議会の分に、私もちょっと質問しましたから、4月の15日に専決してます。

そして、そのとき私も質問したんですが、そのときに市長はこう答えられてますよ。あっ、その前に4月の15日専決をしたが、じゃあ、ならば先ほどの179条に抵触しない専決をされたんじゃないんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、ちょっと朝だから、もっと脳みそが働かないかんのですが、今言っている意味がちょっと私に今理解できんですが、申しわけございません。

○議員（4番 小宮 教義君） はい、わかりました。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 要するに、地方自治法外の専決をされたんじゃないかということをお尋ねしておりますよ。議会が開く時間はあった。その日に議会を招集したんだから、招集したその日に専決をした、ですよ。

専決が議会を招集する前ならば、これはものの通りは通るけども、専決をしたその日に議会の招集をかけてるんですよ、同じ日に。地方自治法を逸脱してるんじゃないですかという話してるんです。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時31分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、今おっしゃられるように15日に専決と招集日が重なったということになりますが、招集日と議会開催日っていうのは当然違いますね。議会の開催日ですね。そこに予算をかけた場合、それから入札、執行までの間の1週間っていう期間ですね、そのあたりを今度考慮しますと5月1日の収集開始、月初めに間に合わないという事態が生じるということで、たしか前もって専決をしたという記憶です。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） うん、まあ、それはそうでしょうね。しかしですね、最初の取り消した分がありますね、前市長のときの、3月11日に執行通知書を出して3月の13日に取り消した。取り消しの文書が私、手元にあるんですが、取消書、これには4月から2カ月間程度は空白が生じますよと。だから随契なりいたしますからお待ちくださいとあるんですよ。そんなに性急にすることじゃなかったんじゃないですか。そういうふうに通出を出してありますよ。ばたばたすることはないですよ。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに3月13日に入札執行取消通知書ということで、3月11日付の入札執行通知を、その当時の現市長の任期満了に伴い、3月28日から新市長の執行体制となるので新市長の方針のもとで執行すべきと判断をし取り消しをいたしますというふうな通知書が、要約するとそういうことでございます。

それと、2カ月程度随契で実施したいと。近日中に現在の委託業者に相談をしたいんだという旨のことが理由で挙げられております。2カ月とればよかったじゃないかというお話かと思いま

すが、新たに、昨年までのいろんな入札の事業の業務の執行状況のなかで早くに入札をして地域住民が安心する、地域住民に直結した業務やもんですから、地域住民が安心を早くする方向がいいんではないかという判断で1カ月でしたというふうに理解をしていただければと思います。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 時間もありませんからね、ほかのもありますんでね。

専決に至った関係は、これまでの臨時議会でもお話されましたが、平成17年の3月に厚生委員会委員長からの報告によって、陳情があって、それを報告によってされたということですね。平成17年というと、私たちが今26人ですが、その前の請願ですよ。すばらしいですね。

そうすると、その専決までして、それでこういう事項について陳情ないし請願の順序というのはどういうふうな基準で決められたんですか。ほかにもいっぱい請願がありますよ。陳情も上がってますよ。どういう順序で決められたんですかね。

というのはね、いいですか、なぜかという、その3月のときの、これ委員長報告なんですけどね、こうなってるんですよ。確かにパッカー車導入は入ってますよ。そしてね、大事なところはパッカー車導入とね、地域区割りの有無を募ってるんですね。区割り、美津島にしても、上県にしても、豊玉にしても、1つじゃないかと、その区割りも求めておるんですよ。

そして、なぜその区割りも一緒にやらなかったんですか、やるとすれば。パッカー車だけならいつでもできるじゃないですか。区割りもしてくれと書いてあるんですよ。

そしてね、今回の26人の委員長の報告のなかにも、こういうのもあるんですよ。これは12月の3日に同じようなことを言ってます。これは初村久藏委員長の報告ですが、美津島、上県、上対馬地区については収集範囲の区分けを見直してほしいというのが昨年の12月の3日ですよ。

そしてさらに、それが入札が終わった後、委員長はこういうふうに報告してますよ。これは6月の定例議会、6月20日の報告ですけどね、いいですか、よう聞かんといかんですよ。「平成19年12月の定例議会に委託された分については、美津島地区、上県地区、上対馬地区の分に区分けの見直しが必要であると指摘しましたが、今回の入札には何ら反映されていない」と。

「当委員会としては遺憾に思う」というふうな報告書が上がってるんですよ、ですよ。

ならば、パッカー車だけじゃなくて、この区割りもなぜそのときしなかったんですか。そのために、2カ月間の随意契約の猶予を与えたんじゃないんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の入札に入る前に、確かに、ま、おっしゃられる区割りの検討がするべきではないかというふうな議会の方からの御指摘があつてということは私も承知しておりました。

そういうなかで、担当課の方とも協議をしました。この平成17年の3月時点から3年の間どのような区割りの検討がされたのかと、内部において。それについては、区割りの検討がきちんとされずにずっと来ていると、毎年、いうふうなことでありました。報告を受けました、実際

で、これについては、正直言いまして2カ月で区割りがきちんとつくり出せるというものではなかなかないと。それで1年、2年かかるのではないかというふうな協議が整いました。

そういうなかで、私は今、担当部の方にもこの区割りについて、今、実際、環境衛生課の方も取り組んでもらってる状況ですので、どうか御理解のほどお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 区割りは1年ぐらいかかるということですよ。

ならば、その前執行者がしとったのを1年そのまま延ばして、そのまま執行して、1年でしたからね、この前のは。1年間のうちに整理をして、そうしなければもう3年契約をしとるわけですよ。3年間もう見直すことできないわけですよ。

ならば、1年かかるならば1年の間を今の状態で行って、そして新たにしたとき来年にすべきじゃなかったんですか。それが常識だと思いますけど、これは私の意見です。まあ、それは意見です。

それと、次はこの入札の関係なんですけど、公正・公平に行われた、これは当たり前でしょう。ここにその入札の一覧表があるんですよ。これが実におもしろい。これは上、下と2つに分けてます。そして、巖原地区、美津島地区で5区ですね、5地区あります。そして、参加者が7社、ここがすごい。そして、豊玉から比田勝、これが6地区あります。そして、参加者が8名、いいですか、いいですか、美津島地区は5区で7業者参加、 $7 - 5 = 2$ なんですよ、はい。そうすると最後にとった業者、1を足しても $2 + 1 = 3$ なんですよ、これが、ですね。3業者で入札するんですよ。いいですか、そうして次の上の方もそうですよ、6の地区、8業者、 $8 - 6 = 2$ なんですよ。これは5にはならないんです。

そして、とった業者を1入れると3業者でやるんですよ。でも、実際に上対馬からね、豊玉まで来やしませんよ。そういう状況で、さらにこれから辞退者が出るんです。実質的には、2業者、2業者の入札ですよ。そして、すごいところは全部辞退して1業者のところがありました。これはまさに官製談合じゃないんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 実際、入札結果を見ますと、上の方の方が豊玉地区を落札されてるケースもございます。上、下っていう考え方ではなくて、あくまでも前回は説明しましたが、青ナンバー、白ナンバーということで分けをしてるつもりでございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 最初3月の入札は、そういう取り決めが入ってなかったんですよ。

市長になってから、先ほどのこういう事項が入ってきとるんですよ。12番目に入札においては1地区落札した者は他に参加できませんよというのが、ここで初めて入ってきたんです。だから、3月の執行段階においては、区割りはできましたから、そのとおりにされて、しかしそれじゃいけないということで12項目を12号を加えて落札した人はするなと決めておるんですよ。いいですか、そうするとそのような結果になるわけです。官製談合じゃないかと思えますけどね、官製談合じゃないということであればそれでいいけども。

じゃあね、それと対馬市の条例、対馬市契約規則というのがございますが、第14条、これにはそう書いてありますよ。いいですか。指名入札参加の指名、これは原則として5人以上の入札者を指名しなければならないと。5名ですよ。先ほどの3-2じゃないですけどもあれだと3業者じゃないですか。この条例との関連はどうなんですか、整合性は。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この業務は大変特殊なケースでございますし、「原則として」ということで、そこを理解をしていただければと思います。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 「原則として」ですね、ということは3業者でもいいんじゃないかと。それは原則外だということでもいいんですね。（「特異な」と呼ぶ者あり）特異な、わかりました、わかりました。

ではですね、お尋ねしますがね、ほかのいろいろな事業がございますが、例えばいろいろな工事があっておりますが、その中でどこでしたかな、これか、これこの前いただいた入札結果表ですけどね、対馬の業者に限って仕事もできることできるわけですよ。原則5人じゃけども、原則から外れることもあるんですから、世の中は。

ならばですよ、この入札結果表はたくさんありますが、これにおいて、地元業者が3業者入るところもかなりあります。ならば、原則として5であるけども、地域性をかんがみれば5でなくてもいいんだということであれば、地元の業者だけで3業者以上、3業者でもできるんじゃないんですか。規約はそうなとるんですから、どうなんですか、その辺。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 「特異な業務」という関係で、という前提条件のものと話でございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） ならば、その最初の入札したときにこのような事項を入れなければよかったんですよ。競争性をさせようと思えばね。あえてこの12番を入れたんだから、なかったことなんです、これは。

そういう新しい方式をつくれるならば、5業者でなくてもいいならば、地元企業のためにもつと枠を広げて、ある意味で、そして地元業者だけにさせることも十分できるんじゃないですか、すべての工事に、いや、備品においても、どうなんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、備品と地元業者育成の立場でおっしゃられました。

すべての民間業者の方々たちが指名願を出してるわけではございません。出してある方については、今の備品なら備品の話ですけどもすべてこちらは指名をしてるつもりでございます。

そういうなかで、あと不足の部分を仮に2業者、1業者という形で準市内から選んで入札をしてるところであります。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 先ほどの原則5人の分は、地域性的なものがあるちゅうことですからね、特別な場合ということがね、特別の場合。でも、だから、ならば対馬は離島なんですから、同じような特別な地域なんですよ。

だから、やろうと思えばできるんですよ、できたんだから、実際に。ね、どうでもできることなんですよ。原則5人は原則だけ、あとはできるんですからね、そこをこれからは行政のなかで生かしていきたいと思いますがね。

それと企業との関係なんですけど、今備品関係、島内、島外業者がおられますが、備品関係については金額的には島外業者、島内業者、パーセンテージ、金額ですよ、どのくらいの比率なんですかね。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 11月18日現在ですが、金額で言いますと市内業者が33.89%です。それから、準市内が4.59%、県内が1.91%、県外が47.91%、JVが11.70%というふうな割合です。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） まあ、ということは市内においては地元業者は約40%ぐらいの率でいいんですね——ですね。

この備品ぐらいは、せめてどうですか、地元からとれば、皆苦しいんですよ。備品は80万以

下は入札しなくてもいいんですからね、そうでしょう。

そしてね、その関係でいきますけども、国土の調査がございまして。国土調査、これは今お聞きすると、地元が3業者しかいないということですが、新たに資格をとって、2業者とることですから5業者になりますけども、国土調査はね。先ほどの原則的に5人以上は十分に満たしておるわけですが、来年度からはその地元5業者での入札は考えておられますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、初めての提案でございまして、十分に内部で検討したいと思います。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 検討してもですね、いい結果が出なければ何もならんわけですから、ぜひ5業者だけで、やればできるんですよ、さっきみたいに。5業者でぜひ、それをお願いしますね。

そしてね、この前インターネット見てましたらね、広報つしまの作成委託業務というのが入ってました。今度は制作から発送まで、配達までを1つの業者に委託するというふうな考えでございまして。当然、対馬にはそういう業者いませんよね。一括でできる業者の育成はできるかもしれんけども、まずもってできないと思います。

市長がよく言われる市民協働——協力して働くということですが、この市民というのは役所を省いた分の市民なんですかね。役所も入れての市民ですよ。いや、返事だけでいいですから。

では、ちょっとお願いしたいんですけどね、あのインターネットによると島外の方も十分に入ることになっています、島外からも、これについては。そうすると、島外は大きい資本がいっぱいありますから、たくさんノウハウを持ってるんですよ。そうすると、規模が違うんだから審査すりゃ向こうに行きますよ。

それよりも、市民協働と言うならば、市でできること民間でできることをきれいに分けていて、今までどおりにせめて広報ぐらいは対馬の印刷会社で印刷するようにせんといかんじゃないんですか。この方式でいくと、地元業者はゼロに等しいですよ。

そういうところも考えていかんと、みんな一生懸命なんです。大変なんです、世の中は、市長が考えておられる以上に大変なんです。その分についてはどうですかね。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 広報制作について、今回そういう今公募をかけております。おっしゃられるとおりでございまして、私は広報制作等を役所から外に出したいという思いは企業育成、それから島内の皆さんのさまざまな技術力とか、ものを見る力とかいうものを育成してもらいたいと。

次なる展開を見つけていくために、島内全部を走ってもらうのがいいことじゃないかという思

いで、外にこれは出した方がいいということに決めたところをございまして、決して市内の方々から外すための話ではございせん。その選定の基準をきちんと自分自身の中では持っているつもりでございせんので、心配ないと思っております。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 確かに育成も大事かもしれませんよ。育成が大事ならば、もしこれが地元でとれなければ関係者2、3人はもう職を失うんですよ、失うんだから。それが果たして対馬にとっていいことなんですか。言われる市民協働であれば、市民が今まで役所がしよった印刷かけるまでの仕事はお互いにやっていって、そして市でできる分、そして印刷をかける分、それが地域のためなんですよ。これはぜひやってもらいたいと思いますね。

それと最後になりますけどね、これも地元の企業の関係なんですがね、地元でできる事業は地元でさせねばいけないと、そういう観点から水道事業がございせん。水道の簡易水道改良事業ちゅうのがございせん。これは、水道関係で例えば器機をつけてそしてインターネットで結んで管理をするという、そういうような工事があるんですよ。

そして、以前の厳原町のときには地元業者だけの指名でした。1回あったように資料をいただいております。そして、市になってから、通信事業になったということですから、ぜひその分も電気工事という形にすれば地元でできますんで、その辺もひとつお願いしたいと思っております。

時間をオーバーしましたんで、後ろからやじが飛んでいます。お願いします。

○議長（波田 政和君） はい、答弁はよろしいですか。いいですか。

○議員（4番 小宮 教義君） 以上です。

○議長（波田 政和君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

11時5分から。

午前10時54分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 質問に入る前に、私が最近痛切に思っていることを申し上げてみたいと思っております。

いつかの新聞で見たんですけども、現在の対馬の状況について、財部市長は「荒波にもまれる笹船のごとし」といった意味のことを言われたそうですね。まさに、そのとおりで、そういう

なかで、ということは対馬の市のなかでやれることは非常に限られていると。財政的にももちろんそうですが、政治的にもいろいろな問題があると思うんです。

そういうなかで、以前のように我々が「あれもできるじゃないか、これもできるじゃないか、こういう無駄があるじゃないか」ということをずっと追求してきました。しかし、それにも限度が見えてきているわけです。そういう立場で、非常に厳しいということを前提に、無理難題は申しませんが、基本的なことについて市長に伺いたいと思います。

私は、水産業の振興と韓国との交流に伴う諸問題について市長の御見解を伺います。まず水産業の振興の問題ですが、質問に入る前に一言、私の産業振興に対する基本的な考えを申し上げたいと思います。

対馬は、何と言っても第一次産業が産業の中心であると、これは歴史的にもそうですし、これからもそうあり続けていこうというふうに考えております。もちろん、そのなかでも水産業がその要であるという、この点についても衆目の一致するところだと思います。

例えば、農業については今は全国的に注目をされています「地産地消」の問題、例えば学校給食に地場産品を積極的に取り入れる問題、こういう問題があります。林業にしても、徐々に見直されつつあると、その気配を感じます。対馬の産業の柱の1つになると、将来は、そういう期待を私は持っております。

また、林産物の要でありますシイタケについては、これは今追い風に乗ってるという時期に入っていると思います。これについても、非常に私は有望であると考えます。それは、皆さん御承知のとおり、中国を始めとした外国からの粗悪品がどんどん席卷しておりましたけれども、もうその品質の悪さとか、あるいは食の安全の面からでももう相手にされなくなってきたと、このようななかで対馬のシイタケは私は全国的にも屈指の品質を誇っているというふうに考えております。

このような対馬の第一次産業の将来性に期待と展望を持ちながら、前段が長くなりましたけれども、その圧倒的シェアを持つ水産業について質問をいたします。

対馬は、全国的にも屈指の好漁場であります。今日まで基幹産業としての地位を占めてまいりましたが、最近、漁獲量の減少に加え、漁価の低迷、燃費の高騰と相次ぐマイナス要因に見舞われ、戦後経験したことのない深刻な状況に追い込まれていると思います。市長のこのような厳しい水産業の現状に対する認識をまず伺いたいと思います。

そのなかで、何かささやかでも起爆剤になるような御提案があれば、あるいは施策があれば教えていただきたい。

次に、対馬の水産業にとってネックとなっている問題、いろんな問題、燃費の問題もありましたが、いろいろあると思うんですね。それは市長はどこにどのような問題が、特に対馬の水産業

について壁になっている、足かせになっている問題があるとお考えなのか、それを伺っておきたいと思います。

私自身は、最大のネックは大中まき網の操業、この実態にあると考えております。例えば、制限区域の問題、対馬の近海まですぐそこまで許可されている問題、また何でも獲っていいと、獲れるものなら何でも獲っていいという魚種の制限がない問題、この問題が以前から指摘されているわけであります。

基本的対策としては、その2つの問題であります。このことについて、大中まき網の規制について市長の御見解を伺いたいと思います。

2点目は、韓国との交流に伴う諸問題であります。

私自身、観光産業は対馬にとって極めて重要な産業であり、とりわけ隣国の韓国との交流と観光客の導入はことのほか重要と思います。この点についての市長の基本的な認識をまず伺いたいと思います。

次に、最近一部マスコミが報道している韓国からの観光客の動向、いろんなことをやっている話もあります。また、韓国資本による対馬における不動産の買い占めの問題が、一部のマスコミですけれども批判的に報道をされておる問題であります。このことについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

また一部マスコミ報道と連動するかのように、去る8月18、19日に日本会議地方議員連盟と名乗るメンバーが市長と面談をされております。この日本会議を——これは「につぼん会議」と言うそうですけれども——この日本会議をどのような団体と認識しておられるのか、忌憚のない意見を聞かせていただきたい。このように思います。

為替レートの円高基調が続くなか、韓国客の減少が今後も危惧されます。この動向に対する市長の見方、今後どういうふうに移るだろうかという市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、対馬市の末長い発展にとって韓国との交流の拡大、なにかんずく観光客の増大はその根幹を成す課題と私は考えます。市長の決意、韓国問題に対するいろいろなプレッシャーなんかがあるわけですが、これに対する市長の基本的な決意と伺いますか——を最後に伺いたいと思います。

以上で、総括的な質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに「九州本土と半島との間のさまざまなパワーゲームの中で、押し寄せる波に笹船のような状態である対馬です」という表現を以前したのが、恐らく報道等載せられたと思います。

水産業のまずもって振興と、対馬の基幹産業である水産業について基本的な認識を伺いたいと

ということですが、まず先ほどからずっと言っておりますように、この第一次産品というものをどのように外に出し、外から外貨を稼いでくるかということが対馬の今後の生きる方向だというふうに私は思っております。

そういうなかで、基幹産業であります水産業が、獲るだけではなくて獲ってからこの地で加工し、そして九州本土等に流し込み、生きていくというのが本来の対馬の姿であろうと思っておりますし、そのことをきちんと形づくっていきたいという思いでおります。

次に、今の水産業のネックになる問題は幾つほどあるかという御指摘がありました。1つには、どうしても離島であるということでのこの輸送コストの問題、水産物であれば鮮度保持の問題、管理等の経費をいかに圧縮できるかということが重要だというふうに考えております。

2点目は、磯焼け対策が大変重要な問題にこれからなろうというふうに思っております。対馬の、特に南の方の西海岸で、特にですけれども海草がまばらか全くない状態にあります。それより以北であっても、場所によっては磯焼けがひどい場所があり、明らかに被害が北上している状況であります。そういうなかで、本市も県事業による海草バンク設置事業や漁場環境保全創造工事等を行い、さらには食害動物の駆除等にも各地先で取り組んでおるところであります。

3点目は、後継者不足という問題があるかと思えます。今の経済、それと日本の価値判断の——価値観といいますか、価値観のなかでこの後継者問題という解決は大変難しい問題であろうと思えます。もっと日本の生き方というものが変わっていくように、教育等が私は必要だと思っております。

さらに4点目としては、ことし特に問題となりました燃油の高騰等の問題、これが漁業就業者をすごい圧迫をしているというふうなことが大きな問題かというふうに理解をしております。

さらに、特に問題と考えられる大中まき網の操業規制の問題でございますが、私もこの大中まき網の3海区が入り混じっておる対馬、この問題を整然としなければいけないというふうな思いで、8月11日議長と国境離島活性化特別委員会の皆さんと一緒に県に出県し、この件につきましても陳情したところでございます。

さらに、11月12日には、議長並びに国境離島活性化特別委員会の作元委員長、糸瀬副委員長と国への陳情を行った際に、長崎県選出国會議員はもとより水産庁長官に直に会う機会をつくっていただきましたので、そのときも、この大中まき網の操業規制の問題が対馬にとって大変重要な問題だということで陳情を申し上げました。

水産庁長官の方は、そのあたりのことについては「詳しくはわからなかった」という言葉でしたけども、私は正直言いまして「知っと思ってほしかったなあ」という思いで帰ってきました。その点は、きちんとお伝えをしたつもりでございます。

また、11月5日に開催されました対馬市漁業協同組合長会の総会に水産庁資源管理部の審議

官が出席されましたので、この問題を要望を行いました。マイル規制は時間がかかるので、トラブルを起こす船を特定し、指導体制の強化が実効が上がるとの指摘を受けているところでございます。

同組合長会長と壱岐対馬しいら漬実行組合長の連名で、5月、6月の漁期だけの漁場での操業自粛を衆議院議員へ要望しておりますが、まだ具体的な回答は得られないとの報告を受けております。この水産業につきましては、県の方が最近力を入れております養殖マグロの件について、今島内でもそういうふうな増大が見込まれるということで一生懸命取り組みをされておるところでございます。

さまざまなことに取り組んでいきたいと思っておりますが、なかなかすぐに解決する問題ではないというふうに思います。しかし、昨日も若干触れましたが、カーボンオフセット事業等でこの水産の問題についても制度設計に盛り込んでいきたいというふうな思いでおります。

次に、韓国からの観光客及び韓国資本からの流入の問題でございます。

今までずっと韓国からの観光客がふえておりました。この要因は、当然、韓国と対馬等の間を運行してある会社の企業努力はもとより、対馬市が出しております釜山事務所の開設に負うところが大きく影響しているというふうに思います。この観光客というのは、少なからずとも対馬経済に与える影響は大なるものがあるというふうに私は評価しております。

韓国資本による買収の件でございますが、ことしの6月に大浦議員の質問でも触れました。その後、さまざまなお考えの方々が多数来島され、市民の皆様にも御迷惑をおかけしています。現行法の中において、外国の方が不動産を購入することに対する規制は困難を極めております。

国内においても、兵庫県議会を始め多数の自治体がある後、行政視察に訪れていただき、私どもは対馬市と韓国のかかわりを申し上げ、説明をし、深い共感をいただいております。一部の新聞、テレビにより報道されたことが功を奏し、現在開会中の国会においても、浜田防衛大臣は11月27日の衆議院安全保障委員会において、「対馬市における一部不動産の購入問題については重く受けとめ、問題意識を持って検討していきたい」と答弁をされた。さらに、中曽根外務大臣も「我が国の領土を守るのは国家の最重要課題」と答えられ、危機感を表明されるなど政府内で積極的に対応を検討する意向を示唆されておるところであります。

また、国においても、外国人の土地保有を国防上の理由により制限できる外国人土地法の活用や国境新法の制定を求める意見も出され、問題解決に向け動き出していますので、今後とも国の行動を注視しながら働きかけをさらに継続していきたいというふうに考えておるところであります。

次に、お尋ねの——私的に「にほん会議」と思っておりましたが、「にっぽん会議」というんですかね——日本会議についてであります。あくまでも私どもがインターネット、これ情報だ

けの範囲ですけれども、日本最大の保守系の団体と。日本全国に何らかの組織を持っておられて、構成する団体には日本会議地方議員連盟、それから超党派の国会議員248名が所属する日本会議国会議員懇談会、このほか文化人、財界人等各方面に多くの構成員を擁しておられ、「北朝鮮の拉致家族を救う会」、「新しい教科書をつくる会」等の本体と私の方は聞き及んでおります。

次に円高基調が続くなかで、ウオン安に触れておるわけですけれども、観光客の減少に係る問題でございます。このウオン安のあおりを受けまして、対馬に来島される韓国人の観光客がこの秋から減っております。本年の入国者数は、10月末で6万5,617人で平成19年度通年で6万5,490人を超えたものの、11月の1カ月に把握できる範囲では725名のキャンセルが発生しております。

これまで、釜山、ソウルが主体でありましたが、現在韓国旅行社に働きかけ、大田、大邱等のエージェントにも誘致活動を展開し、12月のこの末には30名単位でツアーを計画していただき、年明けには韓国の修学旅行生600名を送り込んでいただくよう働きかけているところであります。

一方、国内では、県観光連盟主催の「ながさきの旅人」ツアーで国内旅行者のエージェント12名の参加をいただき、対馬観光についての意見交換会も行ったところであります。

今後は、新たに開設します福岡事務所を中心に山陽地方それから九州、大阪の旅行社を訪問し、観光客誘致に向けての商品づくりをお願いをしていきたいというふうに思っております。既に、豪華客船2隻の来春の寄港が決定されております。

最後に、対馬市と韓国との交流との兼ね合いでございます。

対馬市と韓国の交流は、やはり朝鮮通信使に見られるような友好の歴史の関係があります。外交は、国家がその威信をかけて自国の国益を守るために相手国家と必死になって行うべきものですが、民間友好交流や自治体間交流の推進を図るべきだと考えております。

いずれにいたしましても、交流を図るうえでは土地問題を始め、今後も法律、条例では対応不可能なさまざまな複雑な問題が発生することも予想されますので、迅速に対応が図れるよう検討してまいります。

今後とも、市議会はもとより国、県及び各機関、団体等と連携を密に持ち、日韓友好交流の島として位置づけ、継続した友好交流の推進を図り、共存・共栄を理想に雨森芳洲先生の教えに従い、善隣友好の関係がさらに構築できればというふうに考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 市長は体調壊してあるかどうかわかりませんが、日ごろの元気がないようなんです。少し頑張って答弁していただきたいと思います。

いつも言っている水産については、地元の産品を加工したり、いわゆる付加価値を上げて、そして本土に向けて出していくんだと、そのための企業誘致もしなくちゃいかんというのが私も全くそうだと思うんですよ。ところが、なかなか非常に難しいという面がありますね。これはしかし難しくてもやはりこれに挑戦するというのは、私は対馬の水産の大きな要の1つであるというふうに考えます。これは、積極的に続けていってほしいと考えます。

今、どういう問題がネックになっているかということで、磯焼けの問題が出ました。私自身、役場にいるころ水産担当を長くしてましたので、当時から磯焼けの問題は全国的な問題でもあったわけです。ところが、一向に進んでないですね。これはもう私は不思議といえば不思議、それほど解明できてない、原因が解明できてない問題と、解明できとってその対応が非常に難しいという問題、いろいろあると思うんですけども、これは対馬レベルではもう到底手に負えないと、国が、あるいは世界が取り組むべき問題であるというふうに思います。

しかし、一部には中国のどこかやら成功したとかいう話もありますので、否定するわけじゃありませんけれども、非常にこれは大きな問題であると、対馬だけではなかなか難しい問題であると考えます。

後継者の問題も言われましたけれども、後継者の問題もこれは水産が漁価の安定とか、輸入魚あたりを規制して漁価が安定していけば漁民もふえていくという問題とか、燃油の問題とか、いろいろあります。これも突き詰めていけば、国の問題にぶち当たります。これも対馬レベルではなかなか難しい問題、ま、いろいろありますが、非常にそういうふうに対馬の第一次産業は、それこそ「荒海に笹船を送り出す」ような問題であるというふうに思います。

次の問題で、大中まき網の問題ですけども、部長でもいいですけども、源福丸という船名をわかっておられますかね。市長でもいいです。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 正直言うて、私わかりません。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 金子水産という水産会社を御存知でしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 金子水産という会社は、聞いたことは何度もあります。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） その会社は、どなたが起こされたか、起業されたか御存知でしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 創業者の名前はわかりませんが、現知事さんの恐らく先祖の方なんだろ

うというふうに思います。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私は別に金子水産をターゲットにして話をしようとは思っていません。言われるように、知事のお父さんに当たる金子岩三さんが設立された水産会社であると思います。

それで、今その御子息——長男さんとか聞いてますけども、いわゆる社長であるというふうに聞いております。いずれにしても、金子知事とはそういう関係のある会社ですね。この源福丸も大型まき網になっております。比田勝港には海がシケたりとかいうときには、その源福丸を先頭に——ま、先頭というのがいいかどうかわかりませんが、県内外から多くが避難してくるわけですね。

この大型まき網が全部対馬に被害を及ぼしておるかどうかわかりませんが、この規制がかけられてないゆるやかな規制のもとでそういう大型、大中まき網が対馬の近海を我が物顔で操業しているわけです。これを何らかの、この規制を厳しくすると、3マイルとか8マイルじゃなくて、漁民の本当の声は12マイルぐらい外に出てほしいという声が圧倒的なんです。

しかし、それはちょっと今言うても無理だろうから、5マイル、西側5マイルにしてくれんかとか、東側、今のところはしょうがないとかね、そういう段階なんです。私は、この漁民の声というか、漁協の考えもちょっとやっぱり穏やかだというふうに思います。

聞くところによると、新潟県あたりはかなり規制が厳しいそうですね。大中まき網に対する規制が厳しいと。長崎県はどうしてこんなに、特に対馬はゆるやかになってるんだろうかという問題があります。これは、私はただ漁協とか漁民だけの問題じゃないと思うんです。

なぜならば、水産は対馬の基幹産業の中心に位置する産業であります。それは、市長の政策の本来中心になっておかしくない問題だと思うんですね。だから、市長が先頭に立って漁協長さんたちと一緒に、そうしたら取り組むと、知事と関係があろうとなかろうと関係ない、知事よりも漁民の立場に立って私はやるべきだというふうに以前から思っておりましたが、きょうの機会に再度市長に要望しておきたいと思います。

さっき答弁で水産庁長官と会われたという話がありましたけれども、私も水産庁にほかの問題で行ったことあるんですけども、聞いてくれるんですけどもねえ、なかなか先に進まないんです。

だから、国や県に対して、市長、いつもの馬力で漁民の立場に立って、対馬市民の立場に立って頑張ってもらいたい、その決意を聞かせてください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この水産業の問題ですが、私は先ほどから言いますように「加工品で生きていく島」をつくらなければいけないという思いで企業誘致ということで動いております。

そういうなかで、企業誘致、来年かわりましてからその企業が誘致企業で入ってくるよりも、自分たちが島内の企業を育成するために技術供与に行きましようというお話を、ありがたいお話をいただいております。そういうなかで、そういう技術をいただくのもある意味、企業誘致に近いものになるのかなと思って、それにも今取り組んでおるところです。

次の大中まき網の問題でございますが、水産庁長官なかなか動かんよというお話ですが、動いていただくためには、私はどうしても、この今取り組んでおります対馬を都会とは違う形で際立たせていくための国境離島新法というのが私は必要だというふうに思います。

その中に、きちんと水産の置かれている状況というのも言うことによって、今の大中まき網の問題について、1つの大きな法的な規制をかけてしまうということも必要だというふうにきちんと念頭には入れております。そういう取り組みをやっていききたいなと思います。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 水産の問題の最後になりますが、今マグロの養殖が盛んになっておりますね。

御承知のとおりマグロの、人間で言えば保育所ぐらいに値しますかね、ヨコワという魚がいます。これが稚魚とか幼魚とか言いますが、まあ、稚魚ですね、これが対馬の近海では、もう何十年も前からずっと、私が漁師をしとったころからですから40何年も前から、特に水崎から鹿見、あるいは東の方には遅く来ましたが、東はちょっとおくれたんですけども非常に漁が盛んだったんです。それが段々今落ち込んできました。その原因は大型まき網なんですね。大型まき網はすぐ情報をつかんで、「あ、夕べ、きのう大漁があった」と、「じゃあ、巻け」というような感じでやるんです、これは規制はありませんので。

そしたら神経質な魚らしくて、1週間とか10日間はもう引き縄とかね、今、はえ縄漁法でやっているんですけども、引き縄でした。それが食わない、餌に食いつかない、擬似餌にも餌にも食いつかない、そういうことでもう大変なんです。

以前は、岡山とか兵庫県とか大分とか、各地から来ていましたけれども、もうほとんど来てません。これは全島的に、今、東も西もありません。このヨコワ漁がですね、こういうふうに壊滅的な大打撃を受けた。これも大型まき網に大きな原因があるわけですから、これは他人事じゃ済まされない重大な問題だと考えます。

そして海区調整委員、これは市長はそのメンバーなんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、海区調整委員の委員ではございません。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 学識経験者とか公選から選べる人とかありますが、行政からは

じゃあ出ていないんですね。あ、わかりました。

私は、その海区調整委員としても、皆さんもこの問題についてはやはり厳しくやってほしいと。なぜならば、先日も上の方で西沿岸ですけども、飼付漁、飼付漁業、御存知ですかね。飼付をやっていた人がそこにルートがあるんですね。魚をこう餌をやりますから、習慣でそこにルートがある。これは3マイル外だったんですけども、まき網をやったと。それからさっぱり飼付が、魚が来んということでもうやめたという話も聞きました。

そのように大変ないろんなことに被害が及んでいるわけです。そういう重大な問題ですので、この水産の中でも私がこの大中まき網の規制強化、これが要であるというふうに考えますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、韓国との問題であります。

韓国の問題で、最後の方に言われました雨森芳洲の精神にのっとり進めていくと、これはもう当然でありまして、以前、上対馬と韓国の影島区との間で姉妹縁組をしました。それは対馬市と影島区との関係になって、今現在があるわけであります。そして、それに伴ってホームステイの問題とか、韓国との交流の問題、高校生の交流とか、いろんなことがありました、ですね。この歴史は大切にしていかないかんと思うわけです。

私がなぜ日本会議の問題を言うかということ、それと逆行するような動きがある。ただマイナス面ばかり強調して、16カ所か何か対馬の不動産が買収されているらしいですけども、そういうことをあおって今後どうなるかなんて、韓国の人たちは対馬は韓国の領土であると、確かに一部そういうことがあることを私も知ってます。

それをあおって、むしろそうじゃないぞと、こういう歴史があるじゃないかと、何をあんたたちとぼけた事を言いよるのかということだね、あくまでも対話で、それが友好善隣の精神だと思うんです。

最近、こういうふうに社会がぎくしゃくしてきますと、いろんな暴力事件や殺人事件とかあります。何かそういうのにあおられているような気がするんです。私の耳にも市民の中から、「お前、そんな甘いこと言うてどうするか」と、ある人から私は言われました。かなり前ですけども、対馬物産開発株式会社ですね、あの問題が議会で大きな問題になったときに、ある人から言われました。「お前たちは、そんな問題どころか、韓国がいつ攻めてくるか、北朝鮮がいつ攻めてくるかわからんときに、そういうことばかり話してどうするか」って言われました。

そのように、一部のこれマスコミがあおることによってそのような人たちがやっぱり出てきているわけです。だから国会議員であろうと、国会議員が来てくれたから何か頼めばいいとか、ところがその趣旨をよくわきまえて、意見が違えば、いやあ、それはいけませんと、対馬市はこう行きますというそういう姿勢を貫いてほしいと思うんです。

確かに財部市長は——話は飛びますけれども、ORCの問題について「対馬は負担できない」ということを市長の集まりの中で県に言われたそうですね。そういう勇気があるわけですから、国会議員でも大したことありませんので、人によってはそうじゃないですか、ね、ピンからキリまであるんです。国会議員もあるし、県議員も、我々もそうじゃないですか。

だから、国会議員だからといって何でもはいはいという姿勢は多分とられないと思うけれども、市民の立場に立って対応していただきたい。特に、日本会議については要望したいと思います。どうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の23日以降のさまざまな日韓双方からのパフォーマンスというもので、さまざまな動きが起こったわけですが、11月13日でしたか、議長を始め作元委員長、糸瀬副委員長、私、憲政記念館というところでその日は2時半に呼ばれて、国会議員が何十名かお見えになるなかで、いろんな質問がありまして、それにお答えさせていただいたんですが、そのなかで、私はちょっと名前は存じ上げませんが、ある国会議員の方がおっしゃられました。自分たちのある意味進もうとしてる部分と、対馬の実情というのがそこに齟齬があってはいけないと。だから、このことは慎重にしていかなければいけないねっていう、たしか発言をされました。それまで、いろんな意見がありましたけども、私はその国会議員の方の発言というのが私は正しいと思います。

なぜ、そう言われたかというのは、私自身が「対馬は、この大陸なくして生きていけないんだ」と、二千年有余が経ってこういうふうな歴史の中にある島なんだと、未来永劫その地勢的条件はかわらない。決してそのことを私どもは忘れないんだというふうな発言をその場ではさせていただいた結果、恐らくその国会議員さんはそのような発言をされたんだろうというふうに私は理解しています。

決して、国会議員さんであろうが何しようが、私は現在対馬の首長としてきちんと、対馬の今後の生きていくための主張をひるむことなく伝えていくつもりでございます。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 日本会議というのは、自民党が中心ですけども民主党の一部分も入ってますし、入っていないのが公明党、共産党、社民党だと思うんですね。

だから1党だけじゃないという見方がありますけれども、自民党の中にも日本会議の人たちの行動について批判的な人たちがいっぱいいるんです。対馬にもいっぱいいます。どこにもいるんです。

この人たちがね、やっぱりずっと本音は「憲法を変えて改悪して、そして外国に軍隊が行ける、そして自衛隊を軍隊にして、そして戦前のようなあのような力によって世界に進出していく」と

というのが基本にあるわけです。そして、教育基本法を、教育長、教育基本法を改悪してね、そして以前のような私たちが子供のとき受けたような、そういう教育をすべきだという人たちが中心なんです。

だから、眉につばつけてあの人たちの意見を聞かないと、鵜呑みにするようなことがあったら大変なことになるわけです。私自身、そういう経験をしています、子供のとき。例えば、韓国の人たちはもう人間扱いをしていなかった時代があったんです。中国と、支那、チャンコロとかね、言っていました。西洋人には毛唐とか言いながらね、そういうふうな教育を受けたんです。

だから、そういうことをね、また懐かしんであのように力で世界に羽ばたきたいというのが日本会議の本音にある。それ、私がここで公で言ってるわけですから、自信があって言ってます。だから、非常に慎重に対応してほしいなあというふうに思うわけです。

私は、財部市政の現在までのやり方について基本的に評価しております。私は評価したり、一般質問の私の意見を聞いて、「お前甘いじゃないか」という意見が出ます。私は甘いとは思っていないんです。でも、厳しいときは厳しくやりますので任期が、やがて終わりますけれども、やっぱりそういうふうに支持しておろうと支持してなかりょうと、いいことはいい、悪いことは悪いと、こういう是々非々の立場で議会は理事者に対応すべきだと。その信念で私も長い間やってきましたので、これからもそういう立場でつき合わせていただきたいと思います。

時間をちょっと余りましたが、以上で質問を終わります。

○議長（波田 政和君） これで、武本哲勇君の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

開会は、13時から。

午前11時53分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） お昼1番で、こんにちは。皆さん、眠たい時間にさしかかりますので、眠くならんように頑張って質問をしたいと思います。

さきに9月の定例会におきまして、市長に対馬市小規模企業振興資金融資条例につきまして質問をいたしまして、運転資金300万、設備資金の500万円を合計800万円を撤廃していただけないかという質問をしておりましたところ、市長の早急なる決断を持っていただき、10月31日より施行されておるといふ文書をこの8日に我々はいいただいたんですけれども、やはりい

いことをしていただいたことはもう少し早く「10月31日より施行しますよ」ということを、我々議会にも資料としてやってもらえないかなと思います、その点どうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 早急に取り組みたいということで、内部で話し合いをしまして、この制度を変更をいたしました。

確かに、制度改正してそれによかれと思っておりましたが、今、中原議員さんがおっしゃられるように広報がおくれたことについては申しわけないことでございます。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） なおかつ、また今後は、いろいろな市長も言ってありました回答は早目に出しましょうということは言ってありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この件につきまして早急に決断していただきましたことに対し、お礼を申したいと思ひます。ありがとうございます。年末を控えて、中小企業にとりましては大変意義ある融資ではないかなと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思ひます。

主要地方道厳原美津島線についてであります、9月にも関連質問をしております。そのときの市長の答弁が私にとりましては不十分であり、今後の対馬の道路整備がどのようにされていくのか不安を感じたのは私1人ではないと思ひます。

よって再度質問をいたしますので、市長のとるべき姿勢をしっかりと答弁していただきますように、お願ひを申し上げます。

まず、美津島町吹崎地区が特に狭い道路でございます。テレビで報道されておりますクロマグロが2割削減されることが決定され、高価になってまいります。マグロがますます高級品となろうしている今日、尾崎からの出荷が多くなってきます。大型の保冷車が通ることによりまして、事故につながりかねません。早急にやらないと、わずか3キロの距離がどうしてもやれないものか不思議でなりません。市長として、鶏知工区もありましようが早急に取り組めないのか、9月にも質問してございました、その後の協議に入られていつごろやれるのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

また久田から豆殿間におきましても、計画性を持って県との交渉に入っていかなければ県の対応待ちでは地域の皆様は、また観光面においても非常に困ってくると思ひます。どのような計画性を持っていかれるか、示していただきたいと思ひます。19年度4月現在におきましての改良率は55.6%と聞いております。今後の改良状況をお示し願ひたいと思ひます。

2点目の質問です。対馬市の本庁の計画についてであります。

平成16年3月1日、合併以来5年目を迎えようとしております。合併協定調印式が平成

14年6月11日に、対馬グランドホテルにおいて出席者200名のなかで調印式が行われております。そのなかで、いろんな検討がなされておりますが、将来計画されるであろう新庁舎建設は、島内の交通網の整備の進捗状況などを見て再度事務所の位置については新市において検討を行うとあります。

財政の厳しい対馬市にとっては、新庁舎建設は遠い話かわかりませんが、そろそろ議論していく場があつて、必要ではなかろうかと思われまふ。また、議会と本庁舎が一緒のところを望ましいのではないかなあと思ひます。市長の見解を伺ひたいと思ひます。

また、上対馬町にありまふ教育委員会に對しましては、合併のときの取り決めで今日まで来ておひります。教育委員会的に主催する会議は1年間83回ありまふして、そのうちの71回、豊玉と峰の両方で開催されておひります。そのような状況下において、中央に教育委員会を持ってくるときが来たのではないかなあと思ひます。いろんな会議において集まりやすい場所にあつてこそ、教育委員会の本来の機能が果たせると思ひますが、市長の見解を伺ひたいと思ひます。

次に農業委員会でありまふが、上県町にあつて、会議は1年間8回程度開催されまふして、そのうちの7回は峰で開催されておひります。そのような状況下において、農業委員会としまふしても見直すときが来たのではないかなあと思ひます。やはり会議をするそばに事務局がないというのは、何かにつけて不合理ではないでしょうか。

また、南北に長い対馬にとりまふして経費の面もかなり違つてまひります。是非取り組んでいかなければならない問題であらうと思ひます。市長の見解を伺ひたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 中原議員の御質問にお答えさせていただきます。

3カ月前の定例会における回答が不十分、心もとなかつたということでありまふるので、再度この主要地方道、特に厳原豆殿美津島線の件につきまふして再度答弁したいと思ひます。

1点目の加志箕形間の未着工の部分でございますが、前回もお話をさせていたいただきましたが、現在実施中でありまふ鶏知工区と加志、この箕形工区のどちらを優先的に実施するかを選択を、当時の旧美津島町の委員会において論議がされたそうでございます。

そういうなかで、現在の鶏知工区の方を選択をされたと。さらにその当時は、県道の1つの考え方として1つの自治体に1本の補助を採択をしていくというふうな考え方が——あ、補助ではございませんですね、事業採択をしていくという考え方があつたというなかで鶏知工区を採択をしたというふうに聞いておひります。

で、またこの加志箕形工区には共有地部分が大変多くて、入会林の整備が必要であるという、ここが1つのネックになつたというふうにも聞いておひります。加志地区で昭和56年ごろにこの

入会林の整備を実施をされたそうですけども、途中で中断、中止してしまったと。御存知でしょうけども、入会林の整備事業につきましては地権者の確認書が7割以上が必要であります、当時4割程度であったということも聞いております。

ところが、最近、河川改修事業の方向が見えてきたというなかで、入会林整備の推進の意向が強まっていると、加志においてはですね、そういう話もあります。ただし、箕形の方においてもそういう問題が当然あるというふうななかで、前回も申し上げましたが、現在の鶏知工区がこの平成24年度で完了をする方向で進捗をしておりますので、その後この加志箕形工区については要望をしていくと、その後にしてもらうように要望をしていくという考えで臨んでおるところであります。

次に、同じ巖原豆殿美津島線の関係でございますが、久田南工区と言いますが、久田から尾浦のトンネルまでの間ですね、あそこを大体言いますが、19年度に完了予定でありましたが、業者の経営困難という事情によりやむを得ず20年度に繰り越され、本年度完了予定となります。

その後につきましては、今、瀬浦巖原港線で内山安神工区が21年度に完了予定でありますので、この瀬浦巖原港線と久田南工区の完了までの間をつなぐ約2.6キロの改良工事を要望していきたいというふうに考えております。

今、安神の方につきましてはここも入会林の問題がありまして、一生懸命担当課の方は取り組み、平成22年の3月に登記完了する予定できちんと物事は進んでおるといふふうに聞いておりますので、実は先ほど言いました久田南工区が終了した地点から新しい内山坂トンネルまでの間におきましても、この入会林の安神の第1工区と言いますが、この第1工区が完成をしないと着工が難しい状況ありますので、そちらもあわせてやっておりますので、この南工区が済み次第そちらに着工していただけるようにきちんと物事を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

それともう1点の本庁の計画についてでございますが、中原議員がおっしゃられましたように、協定項目の中で、新市の事務所の位置についてはおっしゃられるとおりであります。合併して4年が経過して2期目の市政を迎えた対馬市の行政運営を考えると、4年間を振り返り、事務所の位置も含めあらゆる角度から私どもが受け持つ行政事務を検証し、見直すことはとても大切なことでありますし、見直しをするという点では議員のおっしゃるとおりだと思います。

我々が行政運営をとり行っていくうえで、事務所の位置というのは市の組織機構とともに非常に重要な事項でございます。その重要性も役割の持たせ方によってかなりかわってくるのではないかと考えております。

と申しますのは、従来のまさに行政型と申しますか、縦割り構造の組織での行政運営をとり行

うには事務所、特に本庁の予算権限が強大なものとなり、一極集中化し、ほとんどの業務と申しますか、サービスですね、サービスが本庁に行かないと受けられないような状況となってしまいます。これは住民にとって遠い存在となり、本庁までの距離によって住民サービスに大変な格差が生じることとなります。

対馬市においては、合併後、支所の権限、機能、権能、予算等が本庁に一極集中し、合併前より住民サービスが低下したとの印象を住民の皆さんに持たれてしまったというのがおっしゃる現状だろうと思われまます。

今までの縦割り構造の組織で市政運営を行っていくのは限界があり、これを横連携と変革する必要があると考えております。今の社会情勢の動きは非常に早く、市政に求められるものもかわってきておりますし、皆様も実感されていることと思います。そして、このようなことを実現するためにも、変化する社会に即座に対応できる市役所や職員をつくらねばならないと考えております。

以上のようなことを実現するため、2つの推進本部の創設とあわせまして支所を「地域活性化センター」と改め、さらには地域と密接な関係を持ちながら地域や校区単位でのビジョンを市民とともに描き、それを具現化するための地域マネージャー制度を創設し、今まさに動き始めているところでございます。

特に、活性化センターには支所業務を本庁の下請け業務と思われがちなものからかえて、その区域に活力を持たせる原動力となってもらうため地域支援課を設け、職員からなる地域マネージャーをコントロールすることとコーディネートすることを新たに担ってもらっております。

このように市民の目線に立った行政組織に変革することで、各地域に分散された行政機関による住民サービスの格差については解消されていくものと考えております。市役所、庁舎の位置というのは、住民サービスがどのように執り行われているか、必要な住民サービスが提供できているかが最も重要なことであり、そのためにはどのような組織機構を構築し、どのような規模でどのような事務権限を付与し、事務所を廃止するかを大所高所から検討することが必要であり、何よりも市民の皆さんのコンセンサスが得られる形での配置、位置、組織機構とする必要がございます。

厳しい財政状況のなか、できるだけ現状の施設のなかで最大の事務処理効果を生むような組織機構を構築したつもりではございますが、一部の事務について配置位置の見直しが望まれているのも事実でございます。市役所庁舎の位置を見直し、配置移転することは大変な時間と予算が必要となってくることも予想されるところであります。

以上のようなところから、現在の社会情勢、対馬の経済や財政の状況から見て、対馬の再生に向けて官民一体となって取り組み、予算を集中させることが急務であり、地域活性化センターや

地域マネージャーが中心となった地域づくり、住民サービスの強化を図りながら、市役所組織の機能の向上と強化の状況と財政の状況等を検証しながら、市役所庁舎の位置についても考えていきたいと思っておりますので御理解くださいますようによろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 市長、教育委員会とか農業委員会に対しましても答弁を、その場からでも結構ですので出していただければと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 教育委員会の件でございますが、教育委員会におきましては、先ほど中原議員がおっしゃられるように今一番北にあるために、各学校へ職員が行くにも一番南の豆敷等まで行くのに1日がかりであるというふうな状況で、大変な勤務に、加重な労働を強いている状況は十分に聞いておりまして、もっと動きやすい、どうしても全島に散らばっております学校等を管轄してる関係で、そのあたりは現場の方からも声は上がってきておるのは事実でございます。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） まず道路の方からやりたいと思います。今、入会林の問題で大変用地等難航したというような話でございます。

マグロにおきましていろいろと尾崎地区の方から聞いております。また、このごろはNHKのテレビ等でも、尾崎の漁業の方が出られて一生懸命に水産業発展に対して対馬のブランドとして頑張っておられるなあというのをテレビ等で拝見をいたしております。

また、来年度から4億から5億ぐらいの出荷量にもなろうと聞いております。このようなときに、どうしてもあの地域は、道路はどこも困っているところばかりですけれども、あの地域の約3キロのところは大きな保冷車ではまず走りにくいんじゃないかなあと私思うんですね。

だから平成24年度まで待って、それから工事をするとすれば、それこそまた四、五年かかりましょうから、平成30年度くらいまでしか完成が見込めない、約10年もかかるんですよ、今から。しかし、それではちょっと遅いんじゃないかなあとと思ひまして、こういった質問をしております。

やはり急に来年度から言うても無理でしょうけれども、県の方に再度お願いをする方向にはいいかないものか質問いたします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在、県の方の考え方が土地の取得に関しまして、きちんと登記が終了する、移管されてくる見込みのある事業ではないと着手をしないという基本的な考えがあるものですから、この以前予定されておりました加志箕形間のこの路線について、どうしても入会林整備等がきちんとされてないと、いまだにですね、そういうなかで、要望をするのは正直言いま

して簡単ではありますが、そのあたりの環境整備をさきにこちらが整えないと県も要望を聞いていただけませんので、それに向かってまずもって私どもはやっていき、その見通しが立つ年度を設定をするなかで県の方には要望をしていかなければいけないというふうに思っています。

先ほど言いました24年度に鶏知工区が終わりますので、それに向かって入会の方も、たまたま加志の方でも先ほど言いますように河川改修工事等によって入会林の機運が盛り上がってきておりますので、それとあわせて進めていきたいなというふうに思うところであります。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 今は、本当、用地交渉ができないと、何も道路にしても河川にしても県側はやらないという意向はよくわかっております。

そうしますときに、ならば吹崎から加志までの間を道路のコースというのは決まっておるわけですか。そのコースが決まっておらないと用地交渉にも臨めないと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私が言いました、先ほど言いましたのは、以前予定を計画をしたのがあるということで話をしまして、用地交渉ではなくて、入会ですから山全部が共有地になっておりますので、その山全部どこがかかっても個人との用地交渉はまとまったとしても登記はできませんから、山全体の割り山といいますか、そのあたりがきちんと終わって、終わる年度が見据えられたときに県の方をお願いするしか今方法はないんじゃないかと。だから入会林の方を一生懸命やっていきたいという考えです。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） それでは、しつこいようですけども、それは市の方で対応していかれるということですか、用地交渉、その入会林の登記に関しては。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現在、安神工区、安神第1工区をやっておりますし、入会林に関しましてはですね。それから、以前大船越の方も今やっております。

いかんせん、私どもが強引にいてもこの話はまとまる話じゃございません。地域の方々の所有者の70%以上の方がそういう意思がないと始まりませんから、まずもって、ですからその地域の人たちがやはり動き出してほしいと思います、その入会林に関してですよ。

そうじゃないと、県道の改修も要望さえもできない状況だということをきちんと地区の方々も恐らく私はわかってあるんだろうと思います。加志の方もその河川改修工事に伴って入会林をやったりしなくちゃいけないという思いに至ってあるということですから。

だから、そういうふうな地域の方から機運が盛り上がってきて、要望等が上がってこないと、

私どももその入会林に事務としてお手伝いできないというふうなことであります。絶対、こちらが強引にやっても始まる話じゃございませんので、地区の方がそのような機運のなかで事業着手ができるように私は望んでおるところです。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） ああ、わかりました。

そうなりますと、この3チャンネルを見ていただいて、地域の方々が今市長が言われますように理解をしていただいて、道路はどうしても拡張して必要であるという認識のもとに、やっぱ地元の議員もおりますし、そういった方の協力も得ながら市も進めてもらいたいなあとと思います。

次に、今いろいろ改良の話が豆敷間の方もあっておりますけれども、尾浦から今度は久和、内院、浅藻、豆敷ですね、あちらの道路に関しましてはどのような計画を持っておられるんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども申し上げましたように、尾浦から浅藻に関しまして、今喫緊の課題となるのは内山坂トンネルから久田のあのトンネルまでの間を次はしなければ、せっかく造りました、造っていただきましたトンネルが生かされないことになりますので、私はそれが先だというふうに考えております。その後、南に延ばしていくというふうな考えにしかならないのかなど。

県の方も潤沢な資金がお持ちであるならば、いかなる私どもが用地さえ整えばそれをお願いすればできればいいんですけども、県の方も潤沢な資金をお持ちじゃないようにありますので、しっかりとこちらの優先順位を見られてから事業はしていかれると思います。

そういうなかで、私は内山坂から久田までのトンネルまでの間が続いてやるところだろうと、あの区間の中ではですね、というふうな思いでおります。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 新聞とかテレビによりまして、来年度から道路特定財源が1兆円が地域に配分されるというふうに決定されておりますね。

こういったときに、対馬のその将来の道路計画に基づいて、やはり県からも配分があるろうかと思っておりますので、対馬市独自案をやっぴりもっと持っとかれんとできんではないかなあと私は思うんですね。

だから、やはりそろそろ、市長の考えがある状況の素案をある程度作っていただけたらいいんじゃないかなあと思いますが、そういったところどうですか、道路に関しまして。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 道路に関しましては、9月議会でも申し上げましたように、対馬島内において道路事情だけを考えますと南北問題があるということで、特に旧下県郡の道路については

劣悪な道路環境のまま来ておりますので、この南部地区に力を入れたいというふうな考えは明確に示させていただいておるところでございます。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 話が飛ぶかわかりませんが、合併協定の中の内容にもありますように、今議会と本庁舎が30分もかかる状況において、今浦底から巖原までは道路が1本で、万が一の事故があった場合は市長等も巖原に帰られんのですよね。このようなときに、旧豊玉町と美津島町のときの委員会におきまして「あそうパールライン構想」とかあったわけですよ。この構想は、市長御存知ですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 路線の詳しい経路は存じ上げませんが、そういうパールライン構想があったということは知っております。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） あわせまして、そういった構想も過去にはあっておりますので、どうかして現実に向けてそういった今の先ほどの道路問題の構想の中に取り入れてもらいたいなあと思っております。

道路問題につきましては、何せ金がかかることでございます。また、県とか国に要望していかねばならないと思いますので、今後の健闘を祈りたいと思います。

次に本庁舎の問題であります、本庁舎の場所に関しまして、急には今先ほど市長が言われたように、急に言うてすぐできるものでは、どこに決めましょうかという状況にはならないと思います。今後に向けまして、結論が早いかわかりませんが、検討委員会なり作る状況がいいんじゃないかと思いますが、そういったことはどうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私も、まだ結論は出すような状況ではないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、横連携で物事を進めていくなかで地域に密着した行政をやっていくんだということの検証をきちんと終わらせて、本当で本庁はそのときどこがいいんだと、今の形では全くだめなんだという結論になるのかどうかわかりませんが、今やっておりますこの行政の進め方と、そして職員の動きと行政サービス等をきっちりと検証をした後に、今おっしゃられるような検討委員会なるものが仮に立ち上げてするというのはやぶさかではありませんが、まずもって検証を先にしたいと思っておりますので、時間をといますか、若干の年数をいただきたいなと思っております。

こういう問題が起こった際は、当然のことながら市民の皆さん、それから議会の皆さんと相談を申し上げないと話は全く進む話じゃございませんので、それはそのときはそういう考え方で進

めたいと思います。

それとちょっと先ほど道路のことがございました。1本しかない国道、それでライフラインが遮断されたときはどうなるんだと、そのときのための迂回路といいますか、バイパスが必要なんじゃないかというお話だったと思いますが、実はこの11月に県の方の道路企画課の職員さんが、今後の構想としてどんなふうなことを考えてありますかという首長への直接のヒアリングがございました。

そのときに申し上げましたのは、私は「対馬を丸くするためにどうしても県道を西側に1本つくってくれ」と。それは極端に言えば水崎から尾崎までのような路線だと、4キロある、恐らく1,000億かかるだろうと。

しかし、離島と本土との架橋が終わった県はこれから先は離島内架橋を考えるべきときが来ただろうから、離島内架橋として対馬を2本のライフラインをつくっていくためにも、西側に時間がかかってもいいからそれを計画してほしいというふうなことは、そのヒアリングの際に申し述べ伝えたところでございます。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） ぜひ、市長の任期中に——まだ始まったばかりですけど、任期中にどしどしその計画を進めてもらいたいなと思います。議会もそれに向けてバックアップしていかなければならないと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

この前、11月初めに政務調査におきまして、自民クラブと佐渡の島に行ってまいりまして、正副議長の出迎えを受けまして懇談をいたしました。あそこも同じく平成16年3月1日に1市7町2村で合併しております、今は人口6万5,800人、議員が28名でしたけれども、正副議長だけが出迎えていただいて懇談をしまして、そのなかにおきまして、市長が先ほど言われました防人新法を、国境離島の新法問題で話をしまして、同じ離島として一緒に気持ちを同じくして新法制定に向けて頑張りましょうという心強い議長の言葉を伺っております。

そのときに話がありましたけれども、同じやっぱり本庁と議会が車で15分ぐらいかかって外れたところにありました。やっぱりその合併のときの条件であったんですけども、その議長がいわく、今市長と一緒にしろやと、議会と市役所が一緒でないと困るばいと今申し入れをしとるといような話もしてありました。やはり議会と本庁が一緒でないと、市長にしても幹部の方にしても議会から資料を求められたときに「また後日出します」とかが結構ありますよね。そういうことが本庁と議会が一緒になっておればまずそういう面がかなりいいんじゃないかなあと思いますが、どのように思われますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 本庁と議会との場所のみならず、全体の行政を進めていくなかで、どの

ような問題がこれから先出てくるのか、新たな行政のシステムを導入しましたから、これから先どのような問題が実際出てくるのかという部分を検証をしていきたいと思います。

今おっしゃられる、確かに議会の皆さんに本庁と距離があるために資料等をすぐに出せないというふうなことがあることにつきましては、申しわけなく思いますけども、ただそれだけではなくて全体を眺めるなかで検証をしていきたいというふうに考えます。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 同じく、教育委員会が大きな私ネックになろうかと思うんですね。

やはり年間に83回も会議があるなかにおいて、71回はこの峰と豊玉で行われておるわけです。このときに見ますときに、やはりそれは合併当初の話であったかもわかりません。上県町の人方には大変聞き苦しいかわかりませんが、中央に帰るべきではなからうかと私は思うんですね。市長の見解を。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういうふうな声在实际市民の方々からも上がってきておるということは私自身耳にしておりますが、その時期が来ましたら、また皆さんと検討委員会等を立ち上げていただき検討をしていかんばいかんと思いますが、きょうあしたの話ではなからうと思います。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 同じく農業委員会にしましても一緒ですけども、市長の考え的にはまだこの一、二年はそのままにしておこうという考え方のように聞こえますが、そのようですか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今解釈されたとおりでございますが、それ以上に議会の中でもっと歩みを速めろという意見がまとまるようでありましたら、それもやぶさかではございません。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） やはり本当、上対馬町の庁舎はそのときにはもったいない気がしますけれども、経済面、経費の面からおきまして早急に取り組まなければ、この財政の厳しい折ですから、特に考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですよ。

市長も当選されたばかりで、その英断ちゅうのは厳しいかもわかりませんが、やはり今、日ごろから言っているように、「財政が厳しい、厳しい」と言われるならば何らかの形をかえていかなければならないんじゃないかなと思います。再度質問します。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どこかに大なたを振るわなければならない部分はあります。

いろんな箇所あろうかと思いますが、今の中原議員さんが提起されました問題についてもその血を流さなければならない部分、問題であろうという認識はしております。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 急にきょうあしたの問題じゃありませんけども、いろいろと検討委員会を立ち上げていただきたいと思いますので、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これで、中原康博君の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

開会は14時から。

午後1時44分休憩

.....

午後1時58分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） こんにちは。チャンスをいただきましたので進めたいと思いますが、まずきょう武本議員の一般質問のなかにもありましたように、非常に市長の元気のなさに議員連中心配しております。

なかには、「気合だ、気合だ」をやってみろという人もおりますけれども、神聖な議場ですからそういうことはやめておきたいと思います。いずれにしても、元気よく質問をしますので、答弁も元気よくお願いしたいと思います。

先の9月の定例会において質問をいたしました森林整備について、若干確認をしたいと思えます。

まず、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が本年5月に公布、施行されたことは確認をしたところでありますが、前回、私の質問時においては特定間伐促進に関する県の基本方針がまだ示されておられませんでした。

したがって、当然対馬市の促進計画も作成はすることができませんが、これらのことについてその後どのような経過状況であったか、今までのところ説明をお願いしたいと思います。

また、この特措法では林業従事者の養成あるいは後継者の確保、そういった大きなテーマもあります。さらに、作業の機械化を含め取り組まなければならない問題が数多く示されております。後継者の確保あるいは従事者の確保、養成、機械化の促進、これについて市長がどのように考えてあるかお聞きしたいと思います。

2番目に、小中学校の統廃合について質問をいたします。先に小川議員、また三山議員が関連するような質問をされておりましたので、私は違う観点から質問をしてみたいです。

学校の統廃合を巡っては、昭和31年に文部省が1校の学級規模は12学級から18学級、通学距離が小学校で4キロ、中学校で6キロ以内が望ましいという基準を示しておりました。しかし、この基準も現実にあわない。いろいろな問題点が生じたために、昭和48年に小規模校も容認する通知を出しております。

また本年6月には、文部科学省が中央教育審議会に対し、教育上、学校にはある程度の人数が必要である。また、その判断のもとで学校の具体的な規模の目安、地域が受け入れやすい統廃合のやり方等の検討を求めたところでもあります。

近いうちに、この中教審から答申がなされるものと思っておりますが、いずれにしても急速に過疎化が進み、小規模校がふえ続けている我が対馬などの現状とはかけ離れた答申がなされるのではと私なりに考えております。

そこで、対馬市の統廃合については、地域性を考慮し、将来を見据えた統廃合を推進することが必要ではないでしょうか。もちろん、対馬市の適正配置基本計画があります。それに基づいてやることにはわかりありませんけれども、具体的には今ある小学校同士あるいは中学校同士だけでなく、小中一貫教育を実施するためにも、小中学校の併設を視野に入れた統廃合を進めることも1つの方法として十分検討に値するのではないかと考えております。

また、公立高校を再編基準に基づき進められております高校の見直しも、我が対馬においても、将来存続が危ぶまれている豊玉高校や上対馬高校の生徒数の確保のためにも中高一貫教育を進めることで、毎年、関係者が頭を悩ましております受験者数の確保に向けて、明るい展望が開けるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

併設する学校の教師がお互いの学校を行き来して授業をすることは、勤務辞令の交付さえあればできることです。何とか、1つの統廃合の方法として考えていただきたいと思っております。

次に、3番目に島内のスクールバス事業についてお伺いをいたします。

本年度、対馬市において小中学校あわせ路線バスで14路線275人、スクールバスで23路線332人、合計607人もの児童生徒がバスでの通学となっております。しかし、既に合併して4年半が過ぎた現在においてもこのスクールバス事業は見直されることなく、相変わらず対馬交通株式会社の独占受託が続いております。平成20年度の予算にして1億375万円もの市民の浄財が注ぎ込まれております。

しかし、多くの予算が投入されたにもかかわらず、これまで自治体行政の基本であるところの競争原理が働かなかったことが私には理解できません。そこで、お伺いいたします。来年度に向けて、このままの契約状況で続けられるのか、それとも見直しをする予定があるのかないのか、

お聞きしたいと思います。

以上、3点について答弁をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小西議員の御質問にお答えいたします。

9月定例会における対馬市の森林間伐等促進計画について、その後の確認事項でございます。森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、いわゆる間伐等促進法は御存知のように今年の5月16日公布、施行され、平成20年度から平成24年度までの5カ年間に森林の間伐等を促進するため特別の措置を講じることを内容とする法律でございます。

まず農林水産大臣が特定間伐等の実施の促進に関する基本指針を策定、公表を5月に行っております。次に、都道府県知事は国の基本指針に即して特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を作成することとなっており、県も基本方針を作成しまして、平成20年10月、林野庁から承認され、本市を含め市町に公表されたところでございます。

本市は、県の基本方針に即して、特定間伐等の実施の促進に関する特定間伐等促進計画を作成することとなっております。この基本方針、促進計画を策定いたしますと、県や市町村への新たな交付金措置並びに地方債の特例が講じられ、間伐推進に市町村の関与を促す措置でございますので、本市も今年度中に特定間伐等促進計画を作成することとしております。

議員御指摘の後継者の確保等につきましても、十分にその計画の中に盛り込まなければというふうな思いでありますし、この法律ができましたのは、何度も言いますが京都議定書に絡んでこういう法律ができております。京都議定書の二酸化炭素吸収を促進していくために、この法律は制定されておりますので、まさしくカーボンオフセットの研究会の中でも論議をされ、この間伐促進というものがさらに今まで以上に進んでいくような制度構築に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

○教育長（河合 徹君） では、私の方から失礼します。児童生徒数の激減による学校統廃合の推進についてのお答えをいたします。

児童生徒数の推移、学校数の状況及び学校規模の状況につきましては、小川議員の質問に対しまして御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

対馬市教育委員会といたしましては、対馬市立小中学校適正配置基本計画に基づき、計画実現のため関係地域や保護者に対して市教委の考え方を申し上げ、御理解をいただけるよう努力をしているところであります。

平成18年2月に基本計画を作成した時点での平成20年度児童生徒の見込みよりさらに小中

あわせて333名の減少となり、予想を上回る児童生徒数の減少となりました。児童生徒数の激減や小規模校の増などにより早急な対応が必要であり、子供たちの教育や将来を考え、学校の状態に応じて通学の利便性等を考慮して通学区分の見直し、分校化等とあわせ小規模校、極小規模校及び複式学級編成の対象と広い視点から適正配置基本計画を見直し、子供たちが未来を明るく希望の持てる教育条件整備のため学校統廃合に取り組んでいるところでございます。

各学校においては長い間の歴史や地域との深い結びつきがあり、かつての地域社会統合の象徴であった「我らの学校」がなくなることの寂しさなど、地域の方々は複雑な心境であろうというふうに拝察をいたします。

このような状況のなか、短期間で御理解をいただくことは容易ではありませんが、子供を中心に据え、先ほどお話のあった小中併設、中高一貫教育、それから地域から要望がありましたら、山村留学等も含めまして子供たちがよりよい教育環境の中で教育が受けられるようこれからも該当地区にお邪魔し、御理解をいただくよう努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、スクールバス事業の見直しについてお答えを続けてさせていただきます。スクールバスについては、現在市保有のバスが17台、対馬交通株式会社からの借り上げバスが6台の合計23台となっております。このうち、対馬交通委託が21台、市嘱託職員運行が仁田スクールバスで1台、個人委託が島山スクールバスで1台であります。

このような状況のなか、別の旅客運送会社からスクールバス運行への参入の問い合わせがありましたので、指名願いを出されるようお話をし、今年度は1台について指名願いがあった事業所2社で見積もり入札を実施しましたところ、結果、対馬交通株式会社の落札となった次第であります。

次年度以降におきましても、児童生徒の安全で正確な登下校及び保護者の負担軽減が目的であることを十分に考慮したうえで、さらなる運行方法の見直しを図り、運行管理や安全管理はもちろんのこと、バスの整備、万が一のための保険加入や代替車両の確保などの条件が満たされれば、見積もり入札を実施すべきスクールバスの枠が広げられるかどうか今後検討する所存であります。

以上で終わります。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） スクールバス事業の見直しについて、私の方から1点答弁させていただきます。

児童生徒の通学手段の確保とあわせまして市民の生活交通手段の確保について、平成21年度において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく国庫補助事業地域公共交通活性化再生総合事業を活用し、対馬島内における公共交通のあり方について見直しを図るための計画策定事業を実施する予定といたしております。

本事業については、事業実施主体が同法で定められた協議会ということになりまして、平成20年このことしの10月1日に既に設置したところであります。

平成21年度に計画の策定を実施し、翌22年度か3カ年、国から2分の1の補助をいただきながら計画事業として掲げられた実証試験事業を実施し、住民主体のバス運営、現有スクールバスの活用による市営バス化など、新たな手法による交通手段の確保について検証を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） さきに整備計画の森林整備の方から質問してまいります。

今、既に対馬市には対馬市の森林整備計画というのが存在しております——ですね。これは、平成24年までの整備計画だったろうと思います。これに適合するような形で今度新たに特定間伐の促進計画を作成するようになるわけですが、今までこの森林整備計画を策定されるときには、市の担当者あるいは県の普及指導員あるいは森林組合の担当職員が地区を回られていろいろ策定されたと思います。多くの地区回りをされてると思いますが、そのときにいろいろ希望者を募ってこの森林整備計画をつくられたと思います。

しかし、これからつくる、作成する促進計画においてはやはりどうしても間伐等が必要な山林が数多くあります。必ずしもその所有者が理解されて間伐促進をお願いするというような状況にないと思います。

その辺をやっぱり考慮して、これからは専門家が見た山の状況、森林所有者にいろいろ納得できるように説明をして促進計画をつくるような、そういう方法に持っていくべきだろうと思います。市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 法律がこういう形ででき、基本方針等ができ上がってきまして、実際それが動くか動かないかということは今議員がおっしゃるように山林所有者の気持ちがそこまでいかないと何も進みません。

そういうなかで、所有者の方々と膝詰めで物事を決めていかなければいけないというふうに思っています。

今回は5カ年の計画になるわけですが、5カ年の間にやれることというのをきちんと見定めていかなければいけないと思いますし、恐らくこの5カ年のみならず、先ほど言いましたようにカーボンオフセットの制度設計ができ上がりますと、私は未来永劫ある意味林業というものが対馬において雇用を生み出す場、所得を生み出す場ということになるような仕組みに持っていくためのカーボンオフセット計画の研究会でございまして、そのあたりも含めて、山林所有者の方々と協議を進めていきたいと思っております。

専門家の意見という御意見ございましたけども、専門家の範疇がどこなのか私もちょっとはつきりわかりませんが、少なくとも今の森林組合はもとより県の林業課等々の方々の意見も拝聴しながら、山林所有者の方々に理解を求めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 私が言う専門家というのは、森林組合の職員とかあるいは県の林業普及指導員、これおりますから、こういった方を指して私は専門家と言っておりますので御理解いただきたいと思います。

大体、その計画に基づいていろいろ実施するというのは、間伐とかあるいは造林、そういうのを実施するというのは、森林組合が中心になって、該当者を募ってそこから事業を進めていくようになると思うんですが、現在、補助金の申請、あるいはそういうのをすべて森林組合の方で行っている模様です。これを1つの産業として、先ほど私は従事者の養成とか作業の機械化とかいうことも申しましたが、現在非常に公共事業も削減されて、建設業者も非常に厳しい状況にあります。

そういう方からの異業種の参入ということも考慮して、山林の方に力を発揮してもらおう。山林の方に参入していただいて、そこでこの促進計画をさらに進めていくというふうなことは私も1つの方法として考えられるのではないかと思います。

もちろん、そういった補助金の申請とかにおいても、ちゃんと市の方で説明会なりそういう申請の方法とか、そういうこともちゃんと説明をしてやれば十分建設業者でもできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の特定間伐促進に関する分につきましては、私が聞いておるところによりますと、今までの流れと若干違ってきまして、市の関与というのが大きくなるというふうに聞いております。

そういう意味において、先ほどおっしゃいました実際施行をする方々ですね、今まではもっぱら森林組合の方が表に立って物事をやっておりました。しかし、最近は森林組合のみならずほかの方々も参入されて入札をされているというふうにも聞いております。どんどんこれから先、この特定間伐促進計画に基づいて事業をふやしていき企業からのお金もふやしていき、していくことによって島内のさまざまな業界に、また業種にわたってそれに関与できるのではなかろうかというふうな気持ちも私の中にはございます。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 多くの参入者を募っていただいて、積極的な登用をお願いしたい。そういうふうな、それに沿った市長の答弁ですからよろしく願いしておきたいと思います。

次に、学校統合のことで質問をしてみたいです。

先ほど、私、併設校を視野に入れた統合はいかがかという話をさせてもらいました。今、全国的に併設校や隣接する学校同士の連携によって小中一貫教育が見直されております。長崎県においても、公立校の一貫教育は長崎市で行われておりますし、また佐世保市でも行われております。そういうことで、我が対馬も今後はあり得る事態だろうと考えております。

県内でも、佐世保の宇久地区では小学校から高校までの一貫教育が実施されております。対馬市にも十分参考になる取り組みだろうと思います。なぜ、私がこれほど小中併設にこだわるかと言いますと、今、教育界でも問題になっております「中1ギャップ」というのがあります。これは、どういうことかと言いますと、小学校6年生の義務教育を終えて中学校に入学した途端、勉強や生活になじめず、あるいは学校に適用できない、そういう子供が不登校やいじめに遭ったりする、そういう事例があります。これが「中1ギャップ」と言われております。

昨年度の文部科学省の調査によりますと、不登校の子供は小学6年生で約8,000人、中学校1年生になりますと3倍以上の2万5,000人になっております。また、いじめの件数も小学6年生で約1万件、これが中1では2万1,000件となっております。

このように、中1ギャップは義務教育の深刻な課題として今積極的な取り組みが待たれるところでもあります。対馬の不登校あるいはいじめの数値は、私は持ち合わせてはおりませんが、やはりその辺も憂慮する数値になってるんじゃないかと心配をしております。こういう観点から小中併設あるいは小中一貫教育を進めたらどうかと思いますが、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

○教育長（河合 徹君） 失礼します。ただいまお話のように、統廃合に向けて小中一貫教育はどうかというようなお話ですが、実は、例えばもう小学校の独立校と中学校の独立校が連携をとりまして運動会を一緒にやるとか、遠足を一緒にやるとか、そういうふうなことは各地区で進んでおります。それをまた進めるように、今現在指導してるところです。

先ほどの統合のときに小中一貫教育という形でまとめていったらどうかというようなことで、大変意見としては大変珍しい意見であるというふうに私は思います。

ただ、小中一貫というのはやはりそれぞれの独立校が一緒になって、独立校になるぐらいの規模のところと一緒にやってということで、対馬の場合にはなかなか独立校としてどちらもなっているようなところというところが、またわざわざ一貫教育にしてやらなくても今のところそれぞれ独立して頑張っているという状況です。

ただ、先ほどの話に出てきました小中併設という形ですね、例えば小学校の独立校がある、中学校の独立校がある、それが例えば小学校は統廃合してこちらに持ってきたんだけど地理的に

遠い。中学校も遠いというような場合には、どちらも人数が少なくなったら小中併設という形でまず学校を存続させる。その地域に存続させる。そして道路とかいろんな条件が整ってからそれぞれのまた道路事情によって近くなった学校に小学校、中学校の方に統合するという、過渡的な形としては小中併設というのは十分可能なことであるし、私自身もそういう学校が対馬にはあるというふうに現在認識をしております。

それから、中1ギャップのことですけれども、確かに全国的には中1が一番問題が多いんですね。対馬においてじゃあどうかということを考えますと、対馬の場合には、意外とこの全国的な平均よりもうんと低いところで落ち着いているということでもあります。

その点では、それぞれもう全国的に言われてますので、みんな中学1年生の担任及び学校は必死になってその辺のところを指導しておりますので、今のところ全国的に見て大きな影響はないというふうに、統計的には出ております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 小中一貫まではいなくても、やはり対馬の中でも、例えば例に挙げてみますと今里中学校と今里小学校、非常に隣接した近くにあります。これを例えば渡り廊下とかでつないで、先生も行き来していろいろ連続した、それぞれが共通理解をしたうえでの授業とか、そういうのも進めることもできるんじゃないかなあと考えております。ぜひ、1つの方法として検討をお願いしたいと思っております。

また先ほど高校の改革についても触れましたけれども、非常に最近、少子化も進んで生徒数が急激に減少しておることは教育長も先ほど述べられたとおりであります。平成19年度の対馬全島の中学校の卒業生は412名おります。このうち、大体進学する生徒が96%、396人、そしてなお、この396人から島外に進学する子供が約18%から20%、19年度は74名おります。

島内の高校に進学した子供は322名、この対馬にある3校の定員は360名です。既に、ここでもう定員割れをしておるわけです。これからもどんどん減ると思います。平成20年度では大体卒業予定者は374名、ほぼ進学率は変わりませんから、19年度の例で計算してみますと359人が進学するだろうと予想されます。

そのうち、島外に進学する子供18%から20%を除けば、288名が島内の高校に進学するということになります。高校の定員は19年度も変わりません。20年度も変わりません。360名です。3高校のあわせた競争率は0.8倍です。非常に少なくなっております。そういうことから、この豊玉高校、上対馬高校、今豊玉高校も40名ほどしか入学してくる子供はおりません。定員は80名です。半分です。非常に存続が危ぶまれます。このままでは豊玉高校は近

い将来なくなるのでは、非常に現実として心配されます。

それを防ぐためにも、何らかの方法を考えなければいけません。佐世保の宇久高校はそういうことを先に考えて、小学校、中学校、高校、小学校は2校ですが、そういう取り組みをされております。対馬も真剣に考える時期じゃないかと思いますが、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

○教育長（河合 徹君） 確かにそのとおりでありまして、私どもも高校の存続につきましては以前にもこの質問がありましたときにもお答えしましたように、県にも働きかけているような状況であります。

ただ、高校の方にも努力をしてもらわなければいけないところがあると思います。やはり高校が生き延びるためには高校に特色がなければいけない。対馬高校は離島留学制度ができて特色があります。ところが、豊玉高校と上対馬高校については、どちらも普通高校ですから特色がなかなか出しにくいという点があるかと思えます。

それで、私どもも県立ですので、私どもが直接どうこうというわけにはいかないと思いますけれども、できる限り私どもが支援できるところは支援させていただいたり、それから一緒に相談できるところは相談してやっていこうというふうな形をとっておりますが、まず一番いいのがやっぱり中高一貫教育という形で現在この前の答申の中にも県の方針の中にも出ておりましたので、一貫教育という形でどうにかできないかということで、今水面下での話を進めているところであります。

高校が残る残らないというのは、これは対馬島民にとっては大きな影響を与えます。それで、その点は私も十分考えているところであります。これは、私どもの考えだけではなくて、対馬の方々が高校を残していこうという考えがなければなかなかこれが成立しないというふうに思います。

島外に20%前後の子供たちが出ておりますので、これはいろいろ理由があって出ているかと思えます。しかし、単に子供が島外に出たいからということで親御さんが認められている例があるならば、それは十分今の対馬の高校でも達成できる目標がありますので、そういうふうな形で、学校の方を通して進路指導で子供たちに説明していけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 今、教育長の方からも話がありました。やはり高校にも存続に向けた努力をしてもらわなければいけない。まさに私もそう思います。

やはり特色ある学校、魅力ある学校、生徒が求める学校、そういうのをやはり高校には期待し

たいな、そうすることで受験生もふえてきて生徒数の確保もできると思っております。

また、このいろいろ、学校統合にもあわせて対馬にもいろいろ独自の魅力ある教育ができるんじゃないかということも私は思っております。1つ、例を挙げてみますと、宮崎県の五ヶ瀬町、もうほぼ熊本市に近いところですが、この五ヶ瀬町では非常に小規模校が、小学校、対馬とかわらないような小規模校があります。4校程度小学校がありますけれども、この小規模校だけでもなかなか合併が進まない。

そういうことで、週に2回ほどバスを借り上げて1つの学校に、その4校から3年生と4年生の生徒を集めます。そして、その1つの学校で授業をさせるわけです。すると、ほかの学校からも先生が一緒についてきますから、6名ぐらい程度の先生が集まります。もう十分2人おれば授業はできますから、残った4人の先生はその学校の1年生や、あるいは6年生、ほかの学年の授業をするわけです。そういうことで、なかなか合併が進まないかわりに合同で授業をして、将来、合併に向けた取り組みを合併しやすいような雰囲気づくりをやってるといったところもあります。

対馬市も、そういうことをしてる学校があるのか、あるいは今後する予定があるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 教育長、河合徹君。

○教育長（河合 徹君） 確かに五ヶ瀬町のテレビは私も見ましたけれども、すばらしいなあというふうに思いました。子供たちの喜ぶ姿を見ましてですね。

でも、あれと、そんなに頻繁にはありませんけれども、もう既に下の、これも1回お話をしましたけれども、下の方の久田小学校に久和小学校、内院小学校が来て、そしてそこで子供たちが勉強してまたバスに乗って帰るというようなことはやっております。ただ、今お話を伺いますと週2回というようなことですが、そういうふうに頻繁に行っているわけではありません。

これは、年2回程度しか行っておりません。しかし、そういう基礎があります。それからさらに、青年の家を中心にして、これ生涯学習課も共催でやってるんですけども、近隣の学校から集めて青年の家で宿泊をして、これは希望者だけですけども、そして青年の家と一緒に共同生活をして登校だけは別々のそのそれぞれの学校に通うという形を今現在とっているという事業もあります。

それを来年度は一步前進させて、これは全国的にも珍しい例だと思いますが、近隣の学校を青年の家に集めて、青年の家から1つの学校に3校ないし4校の生徒のある学年が、5年なら5年、4年なら4年でもいいんですが、その学年が1つの学校に通うという形をやってみようと、宿泊学習と同じ学校にみんな通って、そこでいわゆるコミュニケーション能力といいますか、いろんなたくさんの友達と合同で勉強するという、そういうふうな授業を今予算がつけばの話ですが、今要求しているところですけど、そういう事業を考えているところです。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 今なかなか興味ある話がありましたけれども、1つの学校に宿泊をしてそこにほかの3、4校も一緒に通わせるという話ですが、非常に取り組みとしては全国的にも珍しい貴重な取り組みじゃないかなと思います。ぜひ予算の方を市長につけていただくようお願いしたいと思います。

最後に、スクールバス事業で来年度は見直しをしていただくという答弁をいただきました。また、公共バス事業についても、いろいろ本年度から来年度22年度実施に向けて取り組みが既に始まったという答弁もしていただきましたので、随分私としては納得できる一般質問になったと思っております。

どうか、今後においても既に今実施されておりますいろんな各種事業の見直しをしていただいて、昨日も大部議員の方からもありました、総務文教で見直しをしたらどうかという話をしたら1,000万を超える見直しができるという話がありました。常に、私はそういうことは職員には頭の中に入れてもらって、職務に精励してもらうことは大事と思っております。

どうか、そういうことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（波田 政和君） これで、小西明範君の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩をします。

14時55分から再開します。

午後2時45分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 皆様、こんにちは。一般質問の2日目の最後でございます。

市長、気合を入れていきたいと思っております。（笑声）よろしくお願いいたします。

通告のとおり、1点目は一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の委託料の見直しについて、2点目は市長は対馬を経済特区として国に要望する気はないのかの2点であります。

まず1点目の一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の委託料の見直しについてであります。対馬市に一般廃棄物処理施設は4カ所あり、20年度の委託料予算の大きい方から対馬クリーンセンター、厳原町安神、管理委託料が合計で3億7,726万5,000円、そのうち運転管理機械

保守点検委託料は2億8,450万円、対馬クリーンセンター北部中継所、上県町佐須奈、管理委託料合計599万8,000円、そのうち運転管理機械保守点検委託料は550万円、対馬市一般廃棄物最終処分場、豊玉町貝口、管理委託料合計が101万9,000円、対馬クリーンセンター中部中継所、峰町櫛、管理委託料合計16万円となっております。

対馬クリーンセンター北部中継所と対馬市一般廃棄物最終処分場については、運転管理機械保守点検委託料は含まれておりません。

次に、し尿処理施設は3カ所あり、厳美清華苑、美津島町根緒、管理委託料合計8,604万1,000円、そのうち運転管理機械設備点検管理料は7,310万円、対馬北部衛生センター、上対馬町唐舟志、管理委託料合計997万6,000円、そのうち運転管理機械整備点検委託料は943万円、対馬中部クリーンセンター、豊玉町志多浦、管理委託料合計525万5,000円、運転管理機械設備点検委託料は394万6,000円であります。2つの処理施設の運転管理機械設備保守点検委託料は、合計で3億7,647万6,000円となっております。

平成20年までの一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の業務委託の経営形態を見ると、単年ごとに特命随契で契約がなされています。各施設の安全運転を支える各種システムは特殊機器類により構成されており、その維持管理にあたって特命随契が多くなることもやむを得ないものとは考えます。

しかしながら、特命随契は入札方式による契約に比較して、市場の競争原理が機能しないことから契約金額が割高及び膨大になっているところでもあります。このため、今後から両施設の安全運転に最大限の配慮をしながらも、さらに契約については入札方式を導入し、運転管理、機械設備点検委託料の削減をするべきである。入札方式を導入するにあたって、市場の競争原理を機能させるためには、まずプラントメーカー系以外の参入する競争条件を醸成することが不可欠である。

このためには、まずプラントメーカー系以外の参入があること、施工企業グループによる情報開示や特定調達品の供給等についての協力、施設の改修は保障期間中に可能な限り解決して動くことが必要である。

プラントメーカー系以外の企業については、設計、施工技術者を採用し、あらゆる焼却施設の改修、補修工事に対応して、業務委託を受諾しておる状況がほかの自治体などで多く見られ、既設メーカー以外の企業でも十分な安全性を確保し、施設の運転を遂行可能であることがわかります。

これらのことから、一般廃棄物処理施設、し尿処理施設の業務委託の契約に競争原理を働かせ、運転管理、機械設備点検委託料のコストの削減を検討し、財政の逼迫を軽減するべきと考えられます。

次に、市長は、対馬を経済特区として国に要望する気はないのかについてであります。今、テレビ、新聞で対馬が韓国領土化になっていると報道され、全国的に対馬が注目されているところで、国会の各会派の先生方も対馬に対し真剣に対策を考えておられます。戦後63年の間に対馬が全国的に注目され、国会の先生方のテーブルに上がることは1回もなかったことと思われま。なぜ、全国的に注目されたのかと言えば、国の領土問題に端を発し、韓国のいろんな団体が「対馬は韓国の領土である」というようなでたらめなことを唱えたのが始まりで、本土からいろいろな団体が来島し、それぞれの意見を唱えておるところであります。

今、対馬の経済は不況のどん底であります。世界的金融危機で日本の自動車機械機器の企業があわせて3万人以上の雇用削減を発表したところであり、来年、日本は失業者があふれ、対馬から本土に出稼ぎに来ている若者、家族もその影響を受け、対馬に帰島するのが余儀なくされる状況が考えられます。

そのためには、この時期に国境離島対馬振興特別措置法の制定を要望し、雇用対策、燃料対策、観光対策、貿易対策、環境対策、国境離島国防対策の計画法案を図り、対馬の自立的発展に期すとともに豊かな島民生活の実現を早急に回復しなければなりません。

もともと対馬は裕福な島でありました。水産業が主産業で、後に離島振興法ができ、公共事業が右肩上がりとなり水産業の低迷を担っていたのでございますが、小泉改革により公共事業削減、ましてや前市長が強行推進したCATV事業の起債53億円、これらを不景気対策事業に充てればこんなにも早い不況にはならなかったと思われま。

市長、この対馬を不況経済の立て直し、国境離島を守るためには国境離島対馬振興特別措置法の制定を国に要望していただき、対馬を経済特区として導入していただきたいと思うのであります。

市長が国に求めている意見書の「防人の島新法」の制定要望も同じ考えだと思います。新法法案の概要があれば聞かせていただきたいと思ひます。今、行政、議会、市民を挙げて、国に経済特区の優遇を要望する時期ではないでしょうか。財政の厳しい時期であります。行政、議会、各業界の代表をあわせて国に陳情するべきではないでしょうか。

以上2点について、市長の答弁をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 宮原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の一般廃棄物処理施設等の委託に関する物事の進め方の見直しというものだったと思ひますが、特に第三者機関のコンサルを入れて競争入札というものに導入する考えはないのかということだと思ひますが、まず安海のクリーンセンターにつきましては、平成14年12月稼働当初から焼却施設の施工メーカーであります三機化工建設株式会社さんに運転管理を全面委

託し、維持保守管理についても三機工業株式会社さんに委託をしてきた経緯がございます。

焼却施設という特殊プラントの運転管理及び維持管理にあたっては、設計・施工メーカー独自の技術のノウハウが必要であること、また特殊プラント機器に精通しているなどの理由により、御承知のとおり随意契約の形態をとってきております。

個別に見てみますと、運転管理委託につきましてはクリーンセンターの各施設の機械設備は施工メーカーによる長年の経験、実績に基づくものであり、機械設備を熟知している三機化工さんに委託をお願いしているわけですが、委託金額の約86%が現場職員39名の方々の人件費で、残りが現場管理費等となっております。

また、機械器具の維持保守管理につきましては焼却施設の溶融路の補修工事、ごみ破砕機の交換業務、ごみクレーンの保守点検、リサイクルプラザの破砕機の補修工事等が主な内容となっております。

次に、厳美清華苑につきましては、ごみ焼却施設と同様、平成14年4月稼動当初から施工メーカー系列の株式会社クリタスさんに運転管理の一部と機械設備点検整備を委託しておりまして、運転管理につきましては3名分の人件費となっております。

また、機械設備の点検整備につきましては、機械電気設備、生物膜分離装置の保守点検等が主なものであります。

同じく北部衛生センターにつきましても、施工メーカー系列の三井造船環境エンジニアリング株式会社さんに運転管理の一部と機械設備の点検整備を委託しております。

し尿処理施設につきましては、議員さん御承知のとおり両施設とも膜分離高負荷脱窒素処理方式というものでありまして、大変高次の処理性能が求められ、その処理技術・管理システムは非常に高度化され、専門性の高い業務と安定した運転管理が必要とされておりまして、焼却施設と同様、独自の技術ノウハウや特殊プラント機器に精通していることが求められる施設であります。

御質問の第三者機関のコンサルを入れて競争入札を導入してはというお話でございますが、まず現在の委託料の積算につきましては統一的な積算基準がないため、メーカーによる見積もりに頼る部分が大きいというのが実態でありまして、見積もりを徴収し、その後、市が積算した仕様書に基づき、1者ではありますが入札を行っているというのが現状です。

御指摘の競争入札でございますが、全国的にはプラントメーカー系列の会社との随意契約が圧倒的に多い状況があります。

現実問題としまして、株式会社三機化工建設さんが設計施工したこのガス化溶融路の維持管理業務を遂行できる同業他社がどれくらい存在するのか、また新規参入しようとする意思のある同業他社がどの程度存在するのか、他社と契約をする余地があるのかどうか、また御指摘の第三者機関のコンサルを入れ競争入札が果たして可能なのか、今後、調査研究をしていく必要はあろう

かというふうには考えております。

次に、この対馬を経済特区として国の方に要望していく考えはないのかという御質問でございました。

今まさに、マスコミ等で対馬がさまざまな観点から注目を浴びております。議員御案内のとおりでございます。対馬の実情につきましては、先ほどもほかの議員さんのときにも答弁をさせていただきましたが、上京の折に現在の産業の不振の状況、そして産業の振興が図られなければ今のようなさまざまな問題が起こるんだと、今のような問題の根幹にあるのは疲弊した経済状況であるということをきちんと訴えてきました。

そのなかで、私は「防人の島新法」の制定、そのことがすぐにできないならば離島振興法の枠組みの中で、国境離島という枠、外洋離島という枠、それから内海離島という枠に、仮に3つの枠に定義づけで分けて、その中で国境離島はどどこだという話の中で、その国境離島については同じ離島を一括りにせず、違う形で特別措置を求めるという手法も我々にはあるという話もさせていただいたところです。この話につきましては、総務省や国交省の方にも要望を行ったところです。

ところで、議員御質問の経済特区の指定要望の件につきましては、現在経済特区ではございませんが、構造改革特別区域法で地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域で、当該地域の特性に応じた特定の事業を実施・促進するもので、特定事業は例えば3歳未満児の幼稚園入園とか、再生資源を利用したアルコール製造事業等々を示された事業がございまして、規制の特例措置の適用が受けられるものとなっておりますが、議員がおっしゃってありますようなのは1979年ですか、\_小平、中国の共産党——役職は忘れましたが、\_小平さんが進められた経済特区というふうな恐らく意味合いだろうと思うんですけども、外国の資本や技術の導入というものが認められ、あの深川地区、ほか4地区においては盛んに外国企業が進出して工業、金融業などが発展し、中国の今の経済発展の先鞭をつけたものというふうにご考えております。

実は、この8月ごろから本市においても、経済特区的な区域設定や島内企業立地支援を考え、外からの投資を促すファンド設立を検討を行ったところでございます。この検討には銀行さんも入っていただき、ファンドの可能性と、外からのおっしゃられるような経済特区的なもので対馬の生き残りはできないかという研究は一応いたしました。

ところが、ファンド運営ということになった場合、基本的に原資の運用益をもって貸し付け、あるいは助成を行うものでございますが、対馬市の財政状況において資金拠出が困難であるため、島内外を問わず投資によるファンド運営を、先ほど言いますように助言を受けながら検討はしました。しかしながら、出資を募るのには対馬に対する投資に値する何らかの魅力、メリットが見

い出せる要素がなければ困難であるという壁にぶち当たったところであります。

今、議員の皆さんと議論し進めております国境離島新法について、私は沖縄振興開発特別措置法的な新法をこれまで考えており、つまり沖縄特措法で特別自由貿易地域、フリートレードゾーンや情報通信産業特別地域等のいわば経済特区が設けられております。また、対馬においては本土との競争条件の同一化のため、島への国道としての航路の運賃の改善等を同時に盛り込むなど「防人の島新法」に特区に相当する考え方を盛り込んで要望していった方が好ましいと思いますので、趣旨は十分理解いたしますが、何とぞ御理解賜りたいと思います。

今後、市が目指す新法の内容につきましては、十分研究しながら実現できるように取り組んでいきたいと考えております。市民の皆様を始め、議員皆様方の絶大な御支援、御協力をお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） まず1点目の施設ですね。一般廃棄物施設とし尿処理施設の運転管理費の削減ができないかということについて質問したいと思います。

今、私が資料をあるところからもらったんですが、このスーパーバイザーっていいですかね、コンサルみたいなスーパーバイザー制度というてありましてですね、これは何かといいますと、技術者ですね。それに、立ち会う資格を持った博士、技術屋あたりがこのスーパーバイザーって呼び名で、そちらが管理業務っていいですか、監督業務を市の側に立ってどのようにするかを指導を、まして見積もり計算なりをする制度がそのスーパーバイザー制度というものがあるんですよ。

で、そこ中身は、施設設備や事業運営を行うにあたっては発注者、自治体等の立場で外部委託している設計事務所やコンサル会社に対して、経験豊富な高度な専門技術者であるスーパーバイザーが発注側の立場で支援する業務支援制度というスーパーバイザー制度というものがあるんですよ。

この制度を導入して、それなりの資格を持った博士を持った方がおられ、その専門知識を自治体側として今度次の業者に監督、ましてはこのようにしなさい、入札制度をこのようにしなさいというアドバイザーですかね、そういう制度が今各自治体で行われているところであるとですね。

それで、来年度からこういう方式を対馬市も導入すれば5,000万程度の削減は可能であると、計算すれば85%ぐらいの比率からいけばですね、って思ってこのスーパーバイザー制度の導入はいかなげなもんかなと思ひまして、市長に提案するものでありますが、市長はどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 平成14年稼動しました安神のクリーンセンターを建設する段階におきましても、プラントメーカーの方から三機さんですかね、決まった後も、私ども行政側が専門的な知識を持たないということで、実は当時恐らく、記憶はもし間違いであったらお許しいただきたいんですけど、日環センターの方にそのあたりの専門知識を持った方がいらっしゃるといことで精査をしていただいた経緯がございます。

御質問の第三機関となった場合、そういう日環センターなるものもございますので、そのあたりとも協議し、実際5,000万の節減ぐらいになるんじゃないかというお話ですが、少なくともコンサルに日環センターもコンサル、今ある意味スーパーバイザー制度というのもコンサルでございますので、それなりの費用が発生します。そのあたりのことは1回試しに試行的にやる必要はあるのかなど。もっぱら先ほども言いましたように、プラントメーカーさんの出される金額がもとになって、随契をずっと続けておるといこととありますので、これから先第三者機関を入れて試行的にやってみようかなというふうには考えておるとこであります。

極力、そのあたりを十分に研究をして、試行に入りたいというふうに思います。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 日環コンサルさんを入れられたということですが、そのときのそのコンサル料というものはどれぐらいの金額だったんですかね、ちょっとそこのところ教えてください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当時、もう10年近く前の話になりますので、正直言いまして私の手元に、その幾らで日環センターの方がされたかはちょっと資料を持ちあわせておりません。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） コンサルといいますと、かなり高い金額になるらしいですよ。私もそう聞いております。

しかし、このスーパーバイザーのコンサル料というものは、コンサルの半額ぐらいでできるという話を聞いております。ですので、そこのところ参照にされて、いい方向性で研究されれば、削減の方向に結びつく可能性は高いと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 全体の削減とともに、私が考えておりますのは第三者機関に出すことによって、地元の今のいろんな鉄工業者さんとか、ああいうプラントに若干でもかかわれるような方々ですね、地元で発注ができる部分はないのかどうかということの、特に私は精査をしていただきたいなという思いが私の中にはあります。

確かに、三機さん自身もやりよられるかもしれません。それから、どのように流れとるかをはち

よっと私もわかりませんが、私どもが特殊なプラントやもんですから、どこからどこまでがプラントメーカーさんがしなければいけないのか、それとも地元がどれだけできるのか、どこまでできるのかというのを正直言うてこちらが持ちあわせておりません。専門性がありませんので。だから、そのあたりについて特に第三者機関に見ていただきたいというふうな思いを思っているところです。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） よくわかりました。

よく研究されて、できましたらそのスーパーバイザーのそういう部分を参照研究されまして、削減の方向に、この厳しい状況のなかでございますから、やっぱりみんな辛抱しながら削減をさきにするということはかなり精査しながら、補っていくように努力していただきたいと思います。

次に、対馬を経済特区として国に要望する気はないかに質問したいと思います。

これは、今、市長も話されたとおり、私もこの沖縄振興特措法案を基本とした質問をしたいと思ってるんですが、この沖縄特措法ですね、振興特別措置法っていうことで法律が沖縄には振興特措法という法律が制定されております。その中で、質問したいと思いますんですが、この観光振興地域とかですね、沖縄特定免税制度、航空燃料税の軽減措置、金融業務特別地区にかかわる特例措置、産業高度化地域にかかわる特例措置、自由貿易地域特別自由貿易地域にかかわる特例措置、中小企業の経営改革の取り組み支援の特別措置、経営基盤強化計画を実施する中小企業に対する特例措置、離島の旅館業等にかかわる特例措置とか、この措置法が制定されとるわけです。

この措置法の中身というのは何かいうものは、税制減免措置といいますかね、税に対して控除、免除、税制というような取り組みのなかの制定法になつとるわけです。

それで、さっき市長も言われたように「防人の島新法」、恐らくこのような一緒の考え方だろうと思っております、今の答弁のなかに。そのためには、やっぱりさっき言われたように、貿易特別地域、地域の振り分けですね、外国資本の投資で言われましたけど、今そのいろいろメーカー関係とか、投資によるファンド経営投資とかいうことで壁にぶち当たったという話をされましたが、この国境離島、今問題になつとります韓国の領土化問題に加えて、北、南に対しては特措法が制定されとるんですが、西の対馬に対してはそれがない。この近いとに対してですね。

ですので、今まさにやっぱり国境を対馬自立的に守るためにはこの特措法が一番必要な時期ではないのか。そうすれば、やっぱりそれに対して税制減免、そういうものが来れば、取り入れればある程度の苦しさも楽になるんじゃないかなと思うんでございます。そこで、できましたら、この特措法を国に今パフォーマンス的な要望を訴える必要が要るんじゃないかなと思うんですが、市長はどうお考えですかね。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国に訴える時期等については、また今の状況を1回沈静化させる必要があるかなとも思っております。

この12月中に、平沼代議士を顧問とする2つの議連が対馬に来島される予定でございますので、その来られた後の次の議連の動向等を見ながら、動きは進めたいと思います。

この沖縄振興特措法は、恐らく1972年でしたか、本土に復帰をされました。それに伴って特別措置法ができたというふうに記憶をしております。

産業のみならず、すべての分野において特別措置が講じられておるところであります。当然、それまでアメリカの中に入ってたということで、管轄下に入ったということで、このような特措法ができたというふうに思っております。さまざまな課税特例等がこの中で出てきてるし、国の特措法に基づく予算補助、法律補助等も高率な補助率が設定をされておるといふ部分だろうと思っておりますが、私、改めてよく考えますと、私の記憶違いでしたらお許しいただきたいんですが、1274年ですか、それから81年ですか、そのとき対馬は攻め込まれてきております。

そのような国境の島でありまして、その後、何の700年以上経っても特措法的なものを何もいただいてないと、離振法につきましても対馬から発信したものがいつのまにか全国の離島すべてに網がかぶるようなわけ口がわからない、私にとってはですね、法律ができたというふうに私は思っております。

私どもは、私どものこの地勢をきちんと訴えていくために、あえて「防人の島新法」という名前にしました。いろんなところと手を組まなければいけないということはわかるんですが、手を組み始めたら昭和28年の離島振興法と同じような結果となるのかなというふうな思いもありますので、そのあたり、うちの島はほかのところと違う歴史がありますよというなかできちんと物事を訴えていきたいと思っております。

時期等については、これから先十分に情勢を踏まえ、さらに内容等につきましても、私はこの沖縄振興の特別措置法ほどのものは私どもは恩恵に預かり過ぎてはいかんと思っております。

もっと、自分等の地域にこの島に合った内容で組み立てていかなければいけないのかなと。そういうふうな法律みたいなものでお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） ある新聞に、「どげんかせんばいかん」ということで宮崎知事が東国原知事が誕生して、「どげんかしょうやあ」ということで対馬の県議、永留県議が誕生しております。

で、国道を走とったら、前の車に「もうどげんもならんちゃ」というて書いてあったって（笑声）、うん。（「見た、見た、私も」と呼ぶ者あり）見たですか。まさに、対馬の経済が今

そう厳しい状況になろうかという状況になっておるところでございます。

それで、さっきの前の小宮議員も質問の中で「1月から12月の間に倒産者業者、倒産者件数が35社」とか。「ここ1、2年で100社が閉鎖された」とかいう話をされておったんですが、やっぱり企業誘致なり行政サービスも、税の徴収、それはやっぱり大事なことでございます。しかし、一番大事なことは今の島民の生活ですよ。経済、そして対馬企業、この救済ですよ。これが一番あすあさってに問われる問題じゃなからうかなと思うわけですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これを市長は、対馬企業の救済対策をどのように考えておられるか。もし来年度以降にも計画案があれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この年末の資金繰り等で島内企業の方々が大変困られるであろうというふうな状況が垣間見れましたので、9月の一般質問で中原議員さんの方から御指摘がありました。対馬市の小規模企業振興資金融資につきましては、運転資金と設備資金の枠を取っ払い800万をどちらに使ってもいいということで銀行等とも交渉をし、そういうふうなものをつくり上げたところでございます。

そして、それ以外につきましては、私どもの対馬市の資金力は資金が潤沢にあれば皆様にそのような、それこそ無利子の融資制度等をどんどん制度構築することができるんだろーと思いたすが、いかんせん、そこまでのお金がないということで、今は県に頼るしかないというなかで、県の方が融資限度を2,000万、年の利率1.8%でこの20年度の融資枠として50億円の予算を確保していただいております。

この事務処理については、今まででも国の方の制度としてありましたセーフティネット融資というのがございましたが、それよりも若干緩和をするなかで、制度をどんどん活用してほしいというふうな思いでおります。

正直言いまして、この融資を担当しております本庁であれば地域振興課の方にも多くの方々が毎日訪れてあると、事務処理をそうしてこなしてるというふうな状況でありまして、この年末についてはそういう考え方をまずもってしております。

それと、私の方は国の方が早くとんとんと物事が進んでほしいという思いでおるわけですけども、二次補正の問題です。二次補正については極力私ども手を挙げて行って、早期に対馬市に景気が戻るように、カンフル剤としてでも欲しいという思いで手を挙げてるところです。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 市長の答弁もよくわかるんですよ。その県が50億用意してる、今度の800万ですね、CATVに流れておりますね、そのあれがですね。それもわかりますけ

ど、今の対馬市で事業計画を立てられると思いますか、企業は。事業計画ができないわけですよ、事業計画。そしたら、借り入れ返済計画もできない状況に陥ってるのは事実やとですよ。

それをどうするかを考えるのも行政やなかろうかなと思うわけですよ。借り入れしたいけど、事業計画は立てられない、返済計画はできない。そしたら、借り入れもできない。最終的には、老人と公務員しか対馬には残らん状況になるですよ。今の企業をどう立て直すかの行政が計画案を真剣に練る時期やなかろうかなと私は思いますがねえ。

その企業に対して行政が入るってことはおかしいやないかと言われるかもしれませんがね、もうそういう状況に陥るとるわけです。そしたら、もう少し、まあ土建業にしろ何にしろ、どういう方向か角度をつけた予算組み、そういう面をどのような方向で考えてあるか、その計画案が知りたいわけですよ。借り入れしたいけど、借り入れができない状況やとですよ、今は。そこわかったらちょっと市長答えてください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 銀行の方のまずもって借りたいけど借りられないという話が今ございましたが、多分10月ごろだったと思いますけども、十八銀行の支店長さんに役所に来ていただきました。そういうなかで、貸し渋り、貸しはがし、いろんな問題が島内で起こっておるんじゃないかと。

この問題について、銀行として地域経済を守るために、今までと違う経済状況に陥ったから銀行も踏み込んでほしいという要望をまずもってさせていただいたところです。

しかし、なかなかそれ以上のことについては、私も銀行に対しては踏み込むことはできませんでした。島内に幾つもあります企業のある意味再建策を行政の方がというふうに確かにおっしゃられますが、私ども、そこまで踏み込むのはいかなもんかというふうに正直言うて思います。

何も放置をするっていう話ではなく、個別の再建計画ではなくて、対馬市がこれから先今年度の恐らく組まれるであろう二次補正等に相当の思いで要望をしていくように考えておりますので、いましばらく、それについては待っていただきたいと、単独費の中で私どもがするというのは、到底企業を支えきれないというふうな思いでありますので、そこは御容赦いただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） わかりますよ。企業に対して行政がてこ入れはできないといえ、アメリカのビッグスリーもいろいろ問題になっとりますけど、行政もある私の聞いた話、直接じゃないんですが、ある国会議員の先生が公共事業に陳情がないと、だれかが話されたんですがね、最近はっていう話をされたという話も聞いておりますけどね、やっぱり対馬は公共事業をなくしてはやっていけない状況的な今までの経緯があるわけでございます。

そういう方向性も考えたやっぱり施策の計画案が必要じゃなかろうかなと私は思いますからね、ないないないではそれはやっぱり削減はしなければいけない。しかし、計画、先に見える計画はやっぱり行政がつくらなければ、今までは公共事業を頼りに対馬は生きてきたわけですね。まあ、いろいろ水産業もありますけど、ほとんどが私は7割、経済波及していたじゃなかろうかなと思いますけどね、土建業あたりも。じゃけ、そういう方向性の計画案もやっぱり真剣に取り組んでもらわんと、来年あたりは対馬は終わりますよ、今の状況でいけば。

そこを真剣にやっぱり、ねえ、行政マン、そしてなおかつやっぱり審議会をフルに地域審議会が10年間あるわけですから、これは法的審議会ですので、その地域の意見を取り入れてその聞く耳を持って計画案も立てんと、行政的な計画案では今の対馬は回復は難しいです。そのところをよろしゅうお願いしまして、私の質問を終わります。どうも。

○議長（波田 政和君） これで、宮原五男君の質問は終わりました。

---

○議長（波田 政和君） 本日予定しておりました登壇者5名の市政一般質問はすべて終了しました。

あすは、定刻より市政一般質問を続行します。なお、議員各位に配付しておりますように、あしたは一般質問終了後に、議場において議員全員協議会を開催します。出席をよろしく願います。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時47分散会

---

---

平成20年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成20年12月11日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成20年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

---

出席議員(25名)

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
7番 小宮 政利君	8番 初村 久藏君
9番 吉見 優子君	10番 糸瀬 一彦君
11番 桐谷 徹君	12番 宮原 五男君
13番 大浦 孝司君	14番 小川 廣康君
15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	22番 中原 康博君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 永留 一光君 次長 渋谷 雄司君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	橋本 政次君
福祉保健部長	勝見 未利君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	一宮 英久君
教育長	河合 徹君
教育部長	永留 秀幸君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	松井 雅美君
峰地域活性化センター部長	阿比留博幸君
上県地域活性化センター部長	原田 義則君
上対馬地域活性化センター部長	近藤 義則君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	扇 照幸君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

---

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） 皆様、おはようございます。

報告いたします。小宮政利君、宮原五男君より遅刻の届け出があっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3名を予定しております。

10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） どなたもおはようございます。きょうは1番バッターですので、きのうの1番バッターとちょっと変わった観点からお尋ねしていきたいと思っております。

市長、けさは日本人として非常に喜ばしい出来事がありました。昨今の日本の状況を見ますと毎日暗いニュースばかりですけど、小林誠さん、益川敏英さん、南部陽一郎さん、物理学のノーベル賞、下村脩さんにおかれましては化学賞ということで、非常に日本人として喜ばしい結果がありました。そしてまた、ノーベル財団の心のこもった配慮、日本語による表彰、歴史に残るような1ページでございました。心からお祝いを申し上げたいと思います。

市長のほうも就任以来8カ月が経過いたしました。もしよければどのような感じをお持ちでしょうか、お尋ねしたいと思います。

多分、私にしてみれば予想以上の激務だろうと察しはつきます。私から言うのもどうかと思いますが、はっきり言って厳し過ぎる財政状況のなか、性急な市民は、市長に対して既に成果を期待しているような昨今のように感じております。よければ最後に心境でもお聞かせ願えればと思っております。

それでは、通告に従いまして、順次質問をまいります。

主要地方道上対馬豊玉線については今年の12月定例会において、国道382号線90.6キロメートルの整備拡充についてと、主要地方道上対馬豊玉線47キロメートルの2路線について主に質問をいたしました。おかげさまで瀬田隧道、御嶽隧道については平成21年3月供用開始との答弁でありました。

一方、主要地方道上対馬豊玉線における城岳隧道延長640メートルは貫通をして、供用開始は平成22年3月末日を目指しているとの答弁でありましたけど、多分これは平成21年3月の間違いではないかと思っております。

先般、川上部長にお尋ねしたところ1月ぐらいには供用開始でなかろうかという話も聞かせていただいております。そのときに舟志琴間についての改良計画は今の県道なのか、それとも市道堂坂線なのか、もしくは新しい路線なのか、このことについてお尋ねをいたしました。その答弁は、「今後地域の皆様と県や協議をしながら整備計画を推進したいとの考え」とこのような答弁でございました。これは前市長であります。

ところで、平成18年9月25日、舟志区と琴区の連名による要望書が提出してあるわけであり。早急な協議が必要と考えますが市長の考え方をお伺いしたいと思います。

なおまた、私が聞き及んでおる範囲ですけど、舟志の神社より舟志側、既に用地買収も済み改良予定だとのことであります。

次に、国県道の交通規制、これは私が合併後間もない議会で質問をいたしておりました。いわゆるスピードの緩和についてお尋ねしたことがございます。過去にもそのように通告はしておりましたが、国県道の改良整備も十分進み見直しを要望したことなんですけど、1カ所でも見直しがされたのかどうか。私が南北の警察署の交通課にお尋ねしたところ、市もしくは地元の要望さえあれば、県の公安委員会に意見具申をして見直しは可能ですとのことでありました。新しい財部市長におかれましては初耳かもしれませんが、何とかその場その場の答弁でなく、見直しができるのであれば、ぜひこの際指示をしていただければとこのように思います。

次に、振り込め詐欺について質問をいたしたいと思います。

昨今の新聞、テレビ、ニュースによりますと一日に1億円、1億円の被害だそうです。大変な社会問題であります。特に市長も御承知のとおり、対馬島は高齢者が多く、子供たちの島外流出が多く、詐欺実行犯にとっては好条件ではないかと示唆されます。そこで市民の安心・安全を守るための市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

最後に、小中学校のパソコン使用料についてのお尋ねをしたいと思います。

市長の最大の公約は企業誘致に対する熱意だったように理解をしております。就任以来何十社か訪問されたような行政報告も聞いております。また、あらゆる人脈あらゆる手段で努力するとこのように常々報告をされてあります。

私は、素朴な質問のように思われますが小中学校のパソコンの使用料、先般の決算委員会でも確認いたしましたけど5,448万円、コピー使用料、これも二、三千万あるかと思います。決して今指摘した費目だけではなく、対馬市予算に占める工事費、委託料、使用料等を、積極的に地元優先と地元業界に発注するような見直しを各部局長に指示されたかどうか、このことについてもお尋ねをしたいと思っております。

また、来年度予算こそ財部色を出すべきで、このようなことが私にとっては一番大切ではなかろうかと思います。基本的な考え方は市長のほうに答弁をお願いし、教育費に関する点は教育長にお尋ねしたいと思います。あとは一問一答でいかしていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。糸瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

けさ、朝起きてからニュースを見てましたら、先ほど糸瀬議員がおっしゃられるノーベル賞授賞式の模様がテレビに映し出されておりました。確かに、1年間で4人の方が受賞をするということは日本にとって大変な名誉なことでもありますし、これから先のいろんな形で可能性、日本の可能性というものを示すいい機会だなあというふうに思いました。

現下は大変な経済不況の中にあるわけですけど、日本の明るい将来を暗示してくれるものだというふうに思いますし、益川先生のあのキャラクターを見てますと、決してがちがちの勉強をせんでも、何かおおらかに物事をとらえていけばいいのかなあというふうな思いをしたところです。

それと、冒頭におっしゃられました8カ月間、就任後8カ月間の感想なり心境なりっていうお話がございましたが、それにつきましては、大変、この仕事——仕事っていうたらおかしいですけども、やりがいがあるなあというふうに思っております。さまざまな方々から期待をされる部分の重責に、正直押しつぶされそうな部分もありますが、すべてのことを受け入れて物事はするっていうのは当然不可能だというふうにそのときは思いながら、馬謖を切る思いでそこに対処をしていくというふうなところでこの8カ月間が過ぎたのかなあというふうに思っております。

性急な市民がいるからっていう発言がありましたが、しかし、このような経済不況の中では、どうしても性急に市民もならざるを得ないというふうなことだろうというふうに自分自身は理解をしてるところです。

本来の質問にお答えをさせていただきます。

この上対馬豊玉線は比田勝の三叉路、国道との接点から、豊玉の浦底まで総延長48.9キロであり改良率は82.5%です。現在、曾・千尋藻工区の延長1,450メートルと、それから琴・芦見工区の延長2,280メートル、城岳トンネルがここにあります。及び大増・舟志間で延長1,063メートルの3カ所につきまして、それぞれ整備工区が設定され改良工事が進められております。

冒頭の曾・千尋藻工区については平成21年度に、琴・芦見工区については20年度に、また大増・舟志工区については27年度の改良予定となっております。

ただいま説明いたしました3事業箇所のうち大増・舟志工区は、琴・芦見工区が20年度に完成することにより、次の整備工区としての観点から、舟志地区内の林道深山舟志線との接点を起点とし、市道堂坂線との接点——もみじ街道の始まりの部分ですけども——までの間1,063メートルを17年度から測量調査に着手し、現在用地取得が確かに進められております。既に19年度3件の契約が済んでいると報告を受けております。

琴舟志間の路線変更についてでございますが、合併後、平成18年9月、19年12月と琴舟志地区、その他関係地区より改良工事の要望を受け、そのときは移管替えも含めての部分ですが、その旨を県へ要望してるところであります。その際、この区間におきまして御承知のとおり、舟志地区の財産でもありますもみじの群生地ということで、このもみじ街道と呼ばれる風光明媚であるためこの土地を重要視しなければなりません。このこともあわせて説明し要望を既にしております。

これに対し、県においては、整備の必要性、地域の事情を十分御理解をいただいているものと

思っております。この間の整備を進めるうえで、第一に地区の意向を尊重し県と協議していく所存であります。現時点では工区の設定もまだされておりませんので、県道と市道を振りかえて整備するという正式な合意には至っておりません。

ただし、私見としてはこのもみじの群生地をどうしても残したい。県道工事を施行することによって、あそこの資源を失うということはいたたまれませんので、できれば振りかえの方向で物事を積極的に進めていきたいなというふうに考えております。

続きまして、交通規制の緩和についていいですかスピードの制限速度の問題でございますが、確かに平成16年9月議会において、糸瀬議員のほうから同じような趣旨の質問がございまして、その後の進捗はということでありましようが、この交通規制の緩和につきましては、南北警察署におきまして、地元住民、公共交通機関の関係者、道路管理者などの意見をもとに検討され、県の公安委員会において決定されるものでございます。

当時の市長は、議員の質問に対しまして、「提言は、よく今日の話の踏まえ公安委員会等にも反映させてみたいとこのよう思っております。」と答弁されております。

交通規制を見直す場合、住民からの要望、道路整備による見直し、交通事故現場の検証などが挙げられますが、国道382号における今日までの交通規制の見直しにつきましては、平成19年3月に新濃部トンネルから豊玉町和板までの約700メートルを時速50キロへ変更され、また、平成21年3月までには根緒坂トンネル美津島側入り口手前70メートル付近から巖原町小浦、巖原町側入り口の手前100メートル付近までを交通事故多発地点として時速50キロに変更が予定されております。国道382号におけるこの間の速度規制の見直しは以上のようなとおりでございますが、このほかにつきましても駐車禁止区域の緩和なども見直しを実施され、安全な通行ができるよう常に検討されているところであります。

また、市道につきましても、一部においては速度規制の見直しがされ、時間の短縮が図られております。

いずれにおきましても交通安全の確保が大前提であります。区間の移動時間短縮に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、毎日、テレビ等でも報道されております振り込め詐欺につきまして、この振り込め詐欺の被害防止についてはマスコミ等もキャンペーンを張っているような状況でございます。おれおれ詐欺とか架空請求詐欺などいろんな種類があるようですが、巧妙な手口で善良な方を陥れる悪質な知能犯と言わざるを得ません。ちなみに対馬でも6件認知されてるというふうに警察のほうから聞いております。本当にこの事件は許しがたい犯罪であります。

議員御指摘のように、対馬からは多くの方が島外に転出している状況でありますので、市民だれもが強くこのことに関心をお持ちのことと思います。その関心事を一人で胸に納めておくので

はなく、家族、近所、職場、地域の集会等で話題にしていただき、日ごろから被害の防止に役立てていただきたいと思います。また、島外に出ている御親族と連絡をとる際にも、一言被害防止の観点から話題にしたらどうかと思いますし、防ぐ手だてを相談しておかれたらと思います。

例えばみんなが共通の話題にすることで、もしおかしいなというような電話があれば、恥ずかしながら振り込む前にだれかに話すことができ、それは振り込み詐欺ではないのか、警察に相談したらどうか、子供に連絡してみてもどうかと、冷静に防ぐ手だてができるのではと考えます。

広報面におきましては、対馬市は本年5月に関連の記事を掲載したほか、警察署関係の「振り込み詐欺被害防止マニュアル」や「振り込み詐欺多発中」、「生活安全ニュース」などのチラシ配布や各地区の「交番・駐在所だより」、「高齢者への詐欺被害防止講話」なども行われているようでございます。これから年末を控え、確かに金銭の動く時期でもあり増加が予想されます。

また、今話題の定額給付金を装った振り込み詐欺の情報もあるようです。手続きが始まったわけでもなく、定額給付金で口座番号等電話でお尋ねすることはございません。今後、市といたしましても、広報誌はもとよりケーブルテレビ等による広報を実施するとともに、老人クラブ等各種会合の折を利用し広報できるよう、警察、金融機関等関係者とも連携を図り、対馬から振り込み詐欺の悪質な犯罪に遭われる方のないよう努めたいというふうに考えます。

続きまして、小中学校のパソコンの使用料についてでございます。小中学校のパソコンのこれは導入、再導入っていいですか、そういうことになるんですけども、学校に設置している教育用パソコンにつきましては、リースや買い取りなど導入方法や導入時期は旧町ごとにまちまちでありました。合併後の更新はリースを基本とし、平成16年度に峰管内小中学校、17年度に上県管内の小中学校、19年度に豊玉管内の小中学校と、さらに美津島管内の鶏知中学校において、リースでの導入を実施いたしております。また、本年度は美津島管内の3中学校について入札を実施したところであります。

コンピューター機器は、機能の向上等の進歩が早いため、常に最新のIT教育環境を確保するためには5年ごとの更新は必要不可欠であり、今後も計画的に更新していく必要がございます。

入札につきましては、基本的に市内業者及び市内に事業所等を置く業者で、コンピューター機器リースの指名願いを提出し、「対馬市入札参加資格者名簿」に登録されている業者を指名し、最低落札額の業者と契約を締結しておりますが、今までのところ地元業者の落札はあっておりません。

地域活性化の観点からも、地元業者の育成は重要であるというふうに私自身考えますが、厳しい財政事情からして経費削減も市の重要な取り組みであることから、できるだけ多くの業者を入札に参加させ、競争を図ることもまた重要であるというふうに考えております。契約内容がリースということもあり、平成20年度においては、「対馬市入札参加資格者名簿」登録の地元業者、

3社のみであります。そのため、今後も市内に事業所を置いている業者も指名することが必要と思われまますので御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 主要地方道上対馬豊玉線、詳しく説明をいただきましてありがとうございます。

そこで、先ほど市長も言われましたように、まだこの点は路線がいわゆる五根緒と分かれ道から、琴の三叉路までは確たる路線としては計画はできてないというような答弁でしたので、ここを私にしてみれば何とか線形づけを早急にするべきではなかろうかとかこういう思いを常々持っておるわけでありまます。

それから、初日に市長の行政報告の中で、私が県のほうの指導があつて情報を共有しようと。これは私にとりましては何かホームランか何か打ったような気がして、非常にうれしい思いを持っております。再度市長も、私が読んでみますので確認をしていただければと思います。これは新しい地方局長の采配でしょうか、県からの采配でしょうか。「県においてはこのような課題に対応するため一つの手法として、県と市職員が垣根を越えて同じフロアで業務を遂行していきたい」と。それから、「そのようなことを踏まえ、対馬市、対馬地方局で同様の事業を管轄する部門が同じ執務室で互いに連携、協力し、同じ目的を持って業務遂行ができれば、市と県の連携が深まり」と。まさにこれは、私も市職員として働いたこともあります、願ったりかなったりの施策ではなかろうかと思っております。何とか県の職員としての対馬の悩みと、同じ事務所を置いて対馬島民、市民の願いを考えると時には温度差があろうかと思っております。どうか市長、このすばらしい施策に乗って、同じ共通の悩みとして、市民の一日も早い願いをかなえるように、この路線だけじゃなくて、それは川上部長も私がこの前言ったときには、「議員、上対馬だけじゃないですよ。」ということによくよくわかります。よくよく理解はしております。

ところが、ところが私が特に市長にお願いしたいというのは、昨今の上対馬の状況からしますとジェットフォイルの休止か、中止かわかりません。まあ事情はよくわかりますけど、何とか私も中央でも、中央陳情に行つて市長が適切にやられたことも十分了解はしておりますけど、行政面積は決して小さくなったわけでもなんでもありません。上と下の距離を縮めてほしい、短くしてほしいということでもあります。そういう意味であえて2回もこう質問しておりますので、市長の考え方を、ぜひ前向きな考え方をお示し願えればと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 行政報告の中で来年度から県と市の連携を強化していくためにワンフロア化をしていくということで報告をさせていただきました。今、糸瀬議員おっしゃるように、大

変すばらしいことかなというふうには思う部分も十分あります。ただし、いろんな問題もこれには含んでおまして、若干市民の方々に迷惑をかけることも出てきそうです。すべてがバラ色ではないというふうにも解釈をしとってほしいと。やはり対馬市の庁舎が、今本庁舎の部分でございしますが、分散をしていくことによりまして、仮に建設部、仮に住宅の関係とか、住宅の申し込みをするためには税のほうの証明等が必要となります。そうなりますと今までは一つの庁舎に行けばそれで済む、済んでたものが、わざわざ市役所のほうに行き証明をもらい、それを添付して今度は今の地方局のほうに行かなくてはいけないというふうな不都合な皆さん、面もあるのかなというふうに考えております。で、これからの振興策を図っていくためには一つに、同じ関係の部署が一つになることは大変喜ばしいことかなというふうには思いますが、先ほど言いますような弊害も予想されるということも十分に認識をしていただければというふうに思います。

それと、この709平方キロという広大な面積を一つにしていくために道路というものが果たす役割っていうものは確かに私は重要でありますし、今のような道路の状況でありましたら相当の時間を要するという事も十分認識しております。

ただし、またこの道路には一つの側面がありまして、道路がつながることによって道路の路線の、法線のどこに法線を持っていくかによって、その地区が死んでしまうケースもあります。スピードっていいですか距離を縮めることを考えただけでいけば。だから、そのあたりも十分に考えた、その地域が生き残っていきけるような計画路線になるようなことを十分に考えていかなければいけないなあというふうに思っ、私は日ごろ思っておるところです。そのあたりを考えながらこれから先、道路の整備に関しては取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、冒頭の質問の中で私、質問項目に答えてないのが1カ所ございました。来年度の予算の編成のことを若干最後に触れられたわけですが、これにつきましては…

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 最後でもいいです。最後でもいい。

○市長（財部 能成君） そうですか。では、そうさせていただきます。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） それと、私も市長も、それから舟志区民の方もそうでしょうし、全島の方々もあのもみじ街道については残したいということですが、あえてその路線はもう不特定多数の方がそのような感じを持ってありますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと。

道路関係先ほど答弁がありました。そこは開通すれば、私からしますと15分かぐらいの時間短縮ができるのではなかろうかと思っておりますので、なお一層の御努力をお願ひしたいと思います。

次に、道路の規制緩和については、私が少し認識不足もあったように思っております。一部見直しをされたように答弁がありましたけど、まだ見直しをしてほしいんですよ。実をいいますと。

いやあ、あの上対馬から巖原まで本当に上手な人ですね、交通違反をしながら引っかからないように走って1時間半ぐらいですよ。それをできるだけ許せる範囲で走れるように見直しを。まして本当、私たちがですね、やっぱり職員だってそうなんです。朝急いだうえにあっという間に速度違反に引っかかるとか、こういうことはないとは言えんわけですから、できるだけ見直しができるようであれば真剣に、5キロでも10キロでもいいんですよ緩和していただければ。その点をあわせてお願いをしておきます。この件についてはそれぐらいにしておきます。

次に、振り込め詐欺について、答弁がありましたので私も再度お尋ねしたいと思います。

けさニュースは聞かれましたでしょうか。私はラジオでしたけどちょっと耳に挟みましたが、きょう現在で263億だそうですよ。びっくりしました。先般、私やっぱり生活安全課に行って資料をいただきましたら、資料をいただきましたら9月末現在で1万6,997件。全国ですよ。235億6,000万ということでしたけど、けさNHKのニュースをちょっと聞いておりましたら263億だそうでまたびっくりしました。ただし、先月の特別取り締まり月間は少なかったそうであります。市長も触れられましたように対馬でも6件。私があえて通告をいたしましたのは、先ほども言いますように、非常に対馬には高齢者世帯が多い。実を言いますと私自身も若干過去にあったんですよ。絶対かかるまいと思うても、それは言葉巧みにやってくるわけですから——私やないですよ、私やないけど、そういう身近なケースがありましたのであえて今回は通告をしたわけであります。そしてその取り組みについても答弁がありましたけど、私はなお一層啓蒙啓発、それから職員皆さんも、職員皆さんもどうか機会があるたびに年寄りには、これから先は注意をしてくださいよと、このことを特令を出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 高齢者の方々、素直な方々ばかりですので、今おっしゃられるように、町で会う場合もあります。庁舎に来られる方々につきましても、そのようなことを、啓蒙を積極的にやるように、各活性化センターに向けても、この場で言えばもう伝わるとお思いますので、それぞれセンターに帰っていただき、部に帰っていただき、その旨をきちんと伝えてもらいたいと考えています。

以上です。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 当然、消費生活被害者防止のネットワークについては、市長も御承知のとおり市役所にも活性化センターにも窓口があろうかと思っております。私もこのチャートを見ましてから、ああそこまで徹底ができておるのかなという、少し危惧しておりますけど、先ほど言われましたように、あなたが今ここで言えば大体通ずるということですけど、各部

長にですね、部下職員にも必ずそのことを詳しくお話ししていただいて、何とか対馬から被害者の出ないようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど答弁の中でCATVとか広報とかいろんな機会、それから老人クラブの会合、福祉関係の会合、機会あるごとに啓蒙啓発をやっていきたいということでありましたので、特にその点もあわせてお願いをしておきます。

それから、パソコンの使用料に関することで市長のほうから答弁をいただきましたけど、私にしてみればですね、私にしてみれば指名競争入札とか一般競争入札とか、そりゃあいろいろ規制があることはよくわかっております。だけど市長、私が簡単に素朴に考えることは、例えば上対馬の校区では500万ぐらいで上県では400万か。そういうふうな分散であってでも、確かに言われることもよくわかるんですけど、島内の電気業者が500万、1,000万の売り上げをしようっちゃ大変なんですよ今はですね。それからすると競争入札の原理もわかりますけど、市長の考え方でできるわけですけど、決して私議員26名いますけどね、そんなでたらめなことするなよと。それは私はないと思いますので、できるだけ地元優先、地元優先。これをきのう同僚の宮原議員も言うておりましたけど、何とか地元で金が落ちることを指示をしてくださいよ。

（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひします。「そうだ、そうだ」という言葉がありますけど、本当に悲痛な思いで上のほうは、特に市長はたびたび来られるでしょうけど、上対馬も疲弊しております。少し前向きな考え方をお願いしたいと思ひますけど、どうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の御質問、それから「そうだ、そうだ」の言葉を聞きますと、競争性というものをなくしていても一向に構わんというふうな、議会皆様が同意はいただけるんでしょうかね。（笑声）今一人だけがそうだそうだとしたけども。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）私はそのあたり確かに、大変皆さんが苦しんであるということは十分にわかります。これも指名競争入札のなかで、今回のこのケースですけども行いました。昨日も原則5件というのを、市長はごみの入札で最後は3件になるような入札をあえてやとるんだから、これも5件じゃなくてええじゃないかというふうな趣旨だったと恐らく思います。皆さんが逆に一定の、今年度いっぱいとか、どっかそれをやってくれと、一向にそれでおれらは一切文句言わんよと、市民みんなも文句言わんという状況があるならばいいですが、今こういう財政状況のなかで、競争性というのもきちんと私は考えていかなければいけないという思いで今、参加申し込み願ひが上っている3社の方についてはすべて指名をし、あと長年この対馬に支店等をずっと構えて、職員さんもずっと抱えてある方を——業者さんですね——を2社指名しただけでございます。確かに、契約規則に基づく5社に持っていくためほか2社を当て込んだという形。市は、私は地元業者のすべてをしてるわけですからそういう考え方に立っておるんですが、今回の入札結果につきましては入札結

果表でも皆様御存知かと思いますが、逆に地元業者の方が辞退をされてるというふうな状況がございます。その部分についても考慮していただければと思いますけど。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 私もこの電気業界のことに关しましてはあまり詳しいことはわかりませんよ。だけどその電気店に行っているいろいろ聞きましたら、例えばNECの富士通のなんのかんの言うたときにはどうしても太刀打ちできないということです。それやから辞退をせざるを得ないということであれば、同じ舞台なのかなという気が私はしますから、同じ舞台の上で踊りができるのかどうなのか。地元は辞退をせざるを得ないというような話を聞いたもんですから、ああこれはどういうふうになつとるかなあと。市長はそれを承知してあるかどうかということもあわせもって私が質問しとるわけで、難しいことはあんまりわかりませんが、できるだけ地元、地元業者に商いのできるようなことを考えていただければという思いでやつとるわけです。その仕様書のなんか、富士通の何とかを使いなさいとかかんとか言うと、できないこともあるんでしょうから、それ以上は私は勉強しておりませんので、決して言いがかりつけるわけやないけど前向きでお願いをしたいと思っております。

それから、あと時間がわずかになりましたので、もう最後に市長のほうに、きのう急遽ちょっとお話をしたいと思っておりましたが、市長も最大限の努力をされてあることは、先般私も一緒に上京させていただいて、霞が関を——あんまり大して私とそう変わらん足なのに足早で、（笑声）いや、本当に、足早で汗びっしょりで、多分そのときは風邪引いてあったんですからその後遺症かなと思う気もありますけどね、あの努力は私は敬服に値するなあと考えてあえてここで言わせてもらいますよ。本当に努力をしてあることは私も切々と感じるがありました。

だけど、先ほど冒頭に言いましたように、非常に対馬市、市民の生活は厳しい状況にありますので、最後になります。来年度の当初予算に財部色を、市民に公約をしたことについて、性急にはできないでしょうけど、こういう面で同じ視線で同じ市民の目線という、あのことは私の耳にもちゃんと残っておりますので、最後にあなたの決意を聞かせていただいて私の一般質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 来年度の予算に向けて財部の色はどのように出すのかという御質問です。

実は、私は来年度の予算、3月の定例、第1回の定例会に当然提出するわけですが、そのときに上げます20年度の補正予算とあわせて論議をしていただきたいなという思いをしております。20年と21年の当初対比だけではなく、3月補正も含めて対比をしていただきたいというふうに実は考えているところです。

国のほうの第二次補正の時期がずれ込んでおる関係で、今明確な言葉を、何億をどうのこうの

ってという話ではできない状況はありますが、一昨日からの一般質問の中でも答えさせていただきましたように、第二次補正について積極的に手を挙げていきたいという思いがございます。

それともう1点は、私は地域に色を出していただくということで活性化センターという名前で支所を変えました。実は予算は1回、要望は見させていただいたんですけども、私にとって大変不足な内容でございました。それは金額ではありません。持っていこうと考える部分が見えてこないということで、正直言いまして突き返しております。新たに各センター単位で今回の、今回の3月補正、それから当初予算も含めて組み立て直しをしてくださいという形で突き返しております。その結果が恐らく1月中には出るでしょうから、そのとき各センターの方向性、それから頑張り、職員の意欲等々が反映されるような予算を私は組み立てたいと思います。職員の意欲と言いましても、これはあくまで市民の考えに基づいたものを反映してくるというふうに思いますので、市民の皆さんが昨年よりも一昨年よりも、幾らかでも自分たちの生活に根差した施策が始まったというふうな気持ちを抱いていただけるような予算に組み立てたいというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） ありがとうございます。私も何か意を強くしたような気がします。それと期待をしておきたいと思っております。

市長も御承知のとおり、私議場で質問するたびに、記憶に多分あると思いますけど、いわゆる活性化センターの部長の権限を強くしてほしいと。

最後になりますけど、500万ぐらい、一部長に500万ぐらい、おれのために、市民のために使える金をやるぞと。そういうぐらいのどうでしょうか、思いは。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 決して部長のためにはやりませんが、各センター地域のために、最終的には当然金との関係が出てきますので、その金は流したいというふうに思います。再度言います。センター部長のためではありません。市民のためです。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 了解しました。

以上で一般質問を終わります。どうも。

○議長（波田 政和君） これで、糸瀬一彦君の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は11時から。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 通告に従いまして、市政一般質問をいたします。

質問事項は、対馬市法定外公共物管理条例の運用について、2点目に、対馬市建設工事一般競争入札の執行についてをお尋ねいたします。

平成18年3月より条例の制定がなされているところでありますが、俗に言う国有地、赤道、青道の管理に関する処理対応は、従来、県が窓口になっておりましたが市に権限が移譲されたところでもあります。特に国土調査の測量を終え、境が確定された後に、土地開発等の施行において、現地の地形や機能が従来どおり確保されず不十分な復旧処理が発生した場合、市の指導による復元の対応はどこまでできるのか。万一指導しても、原因を起こした業者等がこれに従わない場合の措置について、どのような方針で臨むのかお尋ねいたします。

次に、平成16年合併当初の対馬市一般会計における公共事業の総額は、128億8,000万円であり、島内の土木業者は128社、建築は89社が存在しておりましたが、平成20年度においてはこの公共事業費は48億8,100万円を見込んでおり、土木業者の登録数は102社26社の減。建築においては63社、これも同じく26社の減となっております。公共事業費の減少は今後も続くものと思われま。

そのようななかで、対馬市の一般競争入札の執行について、平成19年度と比較し入札条件等に新しい事項が取り入れられた場合、その事例についてお尋ねをいたします。

また、島内、島外業者の選定は業種、格付、事業費等により入札参加資格が決定されるものと思われまますが、20年度における島外業者を選定した事例について、その根拠についてお尋ねをいたします。

最後に、通常入札参加要件の決定や入札の参加資格者の審査等については、指名委員会が行う規定が制定されているところでありますが、財部市政においては市長が直接これらの要件等の決定に関し、直接指示をする場合があるのか、あるいは指名委員会にすべてを任せているのか。万一入札の執行に重大な問題が生じた場合、この責任についてどうあるのかお尋ねをいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の御質問にお答えします。

第1点目の対馬市法定外公共物管理条例に関することですが、地方分権推進計画による地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されたことにより、公有財産であります里道——赤道ですね。それから水路、青道の、この法定外公共物のうち、現に機能を有するものが市町村へ無償譲与されることになり、諸手続を終えた里道、水路の法定外公共物は、一部を除いて平成

17年6月までに国から譲与を受けたところであり、市が所有するものにつきましては対馬市法定外公共物管理条例に基づき管理を行っているところです。法定外公共物を無断で損傷、汚損する行為及び構造または機能に支障を及ぼす行為並びに、許可に付した条件に違反した者等には、許可の取り消し、もしくは原状に回復するよう命ずることができますので、そのような行為が生じた場合は、原因者に原状回復を行うよう強く指導していきたいと考えております。

また、原状回復等の措置が行われなときは、市がかかわってこれを行い、その費用を当該措置を行うべき者から徴収することができる行政代執行や刑事告発などが考えられます。行政代執行を行った場合、原因者から、その費用を徴収できるのか等の問題もあり、また原状回復が非常に困難な場合において、周辺の地権者などの同意が得られる場合は機能回復を行う方法も考えられるため、それらを視野に入れながら対応していきたいと考えております。

次に、2点目の入札に関する指名委員会の件でございます。

まず、建設工事制限付一般競争入札の参加条件については、指名委員会で決定するのか、または市長も意見を出しているのかという趣旨の御質問ですが、指名委員会は、市が発注する建設工事などの適正な執行を期するため設置されたものであり、指名委員会が決定した会議結果はそのつど文書にて私のほうに報告がっております。

御質問の入札参加資格等の条件については、入札の公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図り、さらに、地元企業の最優先を基本に指名委員会を中心として、私を含め市役所一丸となってその運用に努めているところであります。

次に、平成19年度に設定した条件等に対比したとき、新しい事項が取り入れられた場合、その事例についてという御質問ですが、平成20年度に入札参加条件の営業所等に係る要件を追加をいたしております。平成19年度は、市内に住所を有している従業員を8人以上雇用していることを条件といたしておりましたが、今年度市内に10年以上支店等を有していれば地域要件を認めることといたしました。

その理由であります、10年以上の長きにわたり対馬島内で業を営み、地元住民の雇用拡大に貢献していること等を考慮したためであります。

次に、島内、島外業者選定基準の根拠についてでございますが、先ほども申しましたが、島外業者であっても、市内に住所を有している従業員を8人以上雇用していること、または市内に10年以上支店等を有していること等のいずれかを満たせば、地域に十分貢献していると判断し、市内業者とほぼ同等であると考えております。

次に、入札の執行において重大な問題が発生した場合、最終責任は指名委員会のほうなのか私のほうなのかというふうな趣旨の御質問もございましたが、重大な問題がいかげなようなものか、現在の入札制度では起こる可能性は皆無と私は考えておりますが、万一の場合という御質問もご

ございましたのでお答えいたします。

市長である私が最終責任者であるという信念を持って、市民のための市政運営を行っているところでありますので、議員皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 実は、きのう一般質問された小宮教義議員と私、ちょうど重複したことでございまして、そのようなことからそれ以外のことだけに絞って質問をいたしたいと思っております。

20年度において、島外業者のいわゆる島内業者を除いて島外業者で行った入札、この3件について、市長の方がその中身がもしあれやったら指名委員長のほうからでも結構なんです、3点についてお伺いします。

まず、CATVのいわゆる情報基盤の工事を執行しておりますが、これにつきましてはすべて島外業者がいわゆる指名に入り、地元の業者は通信ということでは実績がないというふうなことを契約担当の職員からお聞きしました。

で、その中で、私は島内に何業者あるのかと。通信が。回答は4業者ぐらいあるんじゃないかろうかという説明がありましたが、とてもこの工事に着手するだけの能力はないという話を受けました。そしてその中で、これは1,200点の事業の実績を有することがその参加条件になっておると。で、平成18年、19年までは元請もしくは下請業者の実績がないとこれはかたれないというふうなことでございます。

それでちょっとお伺いしますが、九州電工対馬営業所においてこの実績が1,100点というふうなことを私は耳にいたしました。で、今年度20年度、その島内の営業所である九電工が昨年どおり100点足らずで入れなかった。このことに市長は何も感じることはなかったのか。ひとつその点をまずお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのことに九州電工さんが1,100点台ということで1,200点をクリアできないこと、それで入札に参加できないことをどう考えるかということですけども、入札というそのものに対してどのような業者が入るっていうことは、恣意的に物事を考えていくようなものではないというふうに私は思っております。入札っていうものは、まさしく昨日も、公平・公正に物事はされたのかという御質問もございましたが、公平・公正さを貫いていけば、その点数が私はこの方が何点あるとかいう、だから入らないからどうのこうのというふうな、その人をどうのこうの入れるとか、そういうことも私はちょっと、そこまでの関与を私がしていくというふうのはいかならばいいでしょう。今までさまざまな問題が過去に対馬において起こってき

た。議会のほうでもそれに対して疑義を申され、そして100条等が設置されてきた経過もあるうかと思えます。そのあたりで淡々とシステマチックに物事をやっていく必要は私はあるんじゃないかなというふうな思いを持っておるところであります。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 契約の担当課にお聞きしました。平成20年度の公共工事の総額が48億。しかもそのうちの県外のCATV、テレビの工事が16億9,000万、34%ですよ全体の。今年度の公共事業費に占める割合が。残りは31億です。31億を建築、土木、水道、電気、これが執行されるわけですが、あまりにもその大きなシェアでありながら、島内にかかわるその仕事を持つ方々の手に一銭も落ちんということは、私は入札を執行するなかで、今の市長の答弁もそういうふうなことをわざわざ自分が引っ張るといことはいろいろ問題があるということをおっしゃいましたが、私は指名委員会の中でこのことはもう少し、従来と違うんですから新しい体制の中で検討するべきであるというふうな島民の思いとして申し上げました。

指名委員長が副市長でありましょうが、その辺は意見としてなかったのか。今の件については議長、参考ながらひとつ、指名委員長のお答えいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。どうですか。

○市長（財部 能成君） まずもって指名委員会のほうでどう論議が、その際されたのかっていうのは今私も逐一覚えてるわけではありませんが、このCATVの話っていうのは何年も前からずっと執行がされてきておるものでございますが、来年度が、21年度が最終年度という状況でございます。それについて、私のほうもちょっと以前のやり取りのことが——入札に関するですね、CATVの入札に関するやり取りのことがよくわからない部分がございますが、それについては議会として一般質問等で取り上げられてずっと話はあったんでしょいかね。その1,200点という問題について。私もちょっと知り得ないもんですから。もし。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） ちょっと待ってください。

市長。ちょっと副市長に振っていただけますか。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 指名委員会の、選定委員会のほうの委員長のほうに、今の質問については答えをさせます。

○議長（波田 政和君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 指名委員会では資格設定を当初に審査をする。ですから、当然今のCATVの入札につきましては、1,200点というのは平成18年の指名審査委員会で決定をした事項でありましたから、当然ことしもその点数を使って1,200点以上の電気通信の工種で設定をしたということでございます。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 私たち一般素人から見れば、その100点の差が何であるかというのはいくらもその工事の基本たるその技術とか、あるいは実績というふうなことに線引きがされとるといふことは思わんわけです。極端に言えば1,100点を外して1,200にハードルを上げたというふうな見方しかせんわけです。冷やかに。わかりますか。で、その能力があるかといえは十分あるそうでございます。これ私は業者の肩を持つわけじゃないんです。つながっておりません。しかし、その作業あるいは工事をこなす能力がありながら、1,100点にわざわざ1,200という、わざと外したような感じにしか私は見えません。その辺で新しいなかで、体制のなかでひとつ、その検討がでけんかということは小宮教義議員がいつか言うたことがありますよ。私も全くそう思いますが、そのことがなぜ地元のなかで検討でけんかというのが逆におかしいわけで、そりゃあ19年度はそうですよ。そういうことでやってきたわけですから。しかし、20年度はどうやったとかということで私は申し上げてるんですが、そのようなことで終わったんですから。ただそういう芽があるということで、この問題を今後、残りの1年を、また指名委員長を含めて、市長を含めて検討していただきたいということでこの件は終わります。

次に、美津島町の尾崎地区におきまして、これは水道工事が行われております。日にちが西地区統合簡易水道整備工事4工区、予定価格が3,100万。この事業なんですが、これ調べてみれば結局長崎県下の5業者が入札に参加し、そしてその1社がとっております。これどうして地元の水道関係の業者が入らんのかというごく単純な疑問で聞いてみますと、実は施設の中の配電盤含めたその施設であります。

しかし、これは実態として地元の業者でなぜできないのかという疑問を持ちまして、聞きましたら、「いや、壱岐はこれは電気業者がやっています。地元の電気業者が。」旧巖原町においては、これもまた地元の電気業者にやらせたというふうな経緯もあります。いうことを聞きました。で、終わったことはしょうがございませんが、今後に及んでこれをまた検討することが、私は地元の業者の一つのまともな選択として検討をしてもいいんじゃないかならうかと思いますが、市長、その辺について、このことについてお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨日の一般質問に対する答弁のなかでも話したかと思いますが、私も極力地元企業に発注をかけたいという思いであります。庁内挙げて分割発注できるものは分割発注をしていこうじゃないかと。分割できないもの等は当然あるわけですけども、極力そういう体制で方針で臨んでいこうというふうを考えております。

今おっしゃられましたこういう壱岐等についての事例もあるよというふうな御指摘ですが、先ほどの1,200点、1,100点の問題も含めて、今後の研究課題としてきちんと研究に入りたい

いというふうに思います。基本の方針は、極力島内の企業にお願いをしたいという気持ちは十二分に持ち合わせておりますので。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 言い忘れておりましたが、電気通信という項目で入札選定をとるそうですね。だから通信ということが実績がない業者がほとんどですから、これがかなわんということですが、しかし、このことはよその地区で十分実施をされておるといふふうなことでございますから、ひとつ検討の余地があるかと思えます。

それと、20年度に島外から業者を選定したなかでやっておる、一部地元もございまして国土調査、この委託料。20年度予算が2億8,100万相当、おおむね11カ所。1旧町当たり2カ所程度やっとなるわけですが、この参加要件は、聞くとところによりますと土地家屋調査士、それから地籍調査管理技術士、それと地籍主任調査士、この三つのいわゆる資格要件、また測量のその技術者の資格要件、これを持っておるといふことで線引きをされとるそうですが、これは一応今のことで間違いありませんかね。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、そのような専門的な資格を持った人が必要だといふふうに聞き及んでおりますが、今おっしゃられた3件の名称等資格について、詳細について私が知り得ておりませんので、その点については建設部長のほうから説明をさせます。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） お答えいたします。

国家資格である土地家屋調査士、土地改良換地士、または土地区画整理士の国家資格を持ってある方は入札に参加できるということになっております。

それとですね、あと第一点は国家試験ではございませんけれども、地籍調査主任という資格も、特別に講習を受けた後に一応試験等が実施されまして、その修了試験に合格した方につきましても資格要件がございます。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 五島市の場合をちょっと私、同僚議員から、五島の場合はかなりハードルが低いということで電話入れて聞いたんですが、土地家屋調査士、地籍調査管理士、さっき言います三つの資格のいずれかを持っておればよいと。いずれかを。そういうふうなことで五島市がこの事業を実施しておると。これ契約課のほうに電話入れまして。

対馬の中でこの事業は30年も、場合によっては40年も継続する事業でございます。地元にとりだけのいわゆる業者を育成する、あるいはその何と申しますか、厳し過ぎるといふよりはある程度緩和するといふふうなことも含めて検討をしていただきたいと思います。

現在、きのう小宮議員が言ってましたが3業者おるそうですね。そういうふうなことでひとつ、島内での対応ができるような格好にひとつこのことについても、私は指導をしていきたいというふうなことを市役所側をお願いをいたします。

それと地元業者の育成、このことがきのうから、ある議員、きょうもそういうふうなことを言っています。

そのなかで私、業者の肩を持つわけじゃございませんがこういうふうな声が出ております。

一つは、競争力の弱いA・B・C・DのうちのCとDのランクの業者の一般指名競争がきつ過ぎりゃせんかというふうなことで、例えば下地区、上地区を一つの範囲としたなかで、指名の選定をやむを得ずやることもその時期に来てるんじゃないかろうかというふうな御意見がございますが、市長その辺はどう思われますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのブロック別の話の前に、今の入札に関するひとつの国の方向っていうのを皆さんに、皆さんも御承知かとは思いますがちょっと話させていただきます。

今、国のほうからずっと市のほうに言われておりますのは、品質確保に関する法律でしたかね、品確法っていうのがあります、その中で総合評価落札方式を導入をしてくださいというふうにやもらって来ております。何度もこちらに説明に来てあります。県のほうは既に取り入れられておりますが、これは品質を、工事完成時の品質を保証できるような、ある意味主任技術者とかさまざまな資格を持った方々がいるようなところを、高くてもそこに出すべきではないかという今までの逆の発想です。

しかし、よくよく考えますと、そのような技術者を抱え込む、抱え込んで企業をやっていると、ころっていうところはほとんどないんじゃないかと。ある意味ですね。ハードルをどんどん高くしております。国のほうは、で、そうなると島外からの方しか、極端に言えば入れないような状況に陥るんじゃないかというふうに思っております。

そういうなかで私ども、実はそういうふうなお話がずっと来るなかで、今の現行制度でいくんだというふうに逆に説明を申し上げてるような状況です。もしその方向っていうのを容認をしてしまいますと、今対馬の中にいらっしゃいます零細な事業所等がこれから先、生き残っていけないんじゃないかというふうな、私は危惧しながらそれを断ってる状況っていうのを、まずもって御理解をいただきたいなあというふうに思います。

そういうなかで、ブロック別のお話でございますが、少なくとも災害等に関しまして、災害等が発生し、災害工事等が発生した場合は、ブロック別で物事を早急に対応をしていきたいというふうな、当然指名でですね、やっていきたいというふうな考えはもう既に、この20年度、方針としては決めておるところです。たまたま今年度はそういう災害に関するものが発生しなかったと

いうふうなことでございます。

大浦議員さんのおっしゃられるように、災害にかかわるすべての案件について、そのようなことも研究してはどうかということでございますが、これから先の対馬の経済状況等も見ながら研究には値することだというふうには考えております。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） そういうふうな声があることを私も耳にしたなかで検討をいただきたいと、今後、そういうふうな要望をいたします。

もう1点。地元業者に対し準地元、いわゆる営業所を対馬にあるいは出張所を構え、長い間その実績のある方もおるでしょうがそうでないところもあるでしょう。いわゆるそういうふうな業者の実績として、19年度が約2億1,000万、8.6%前後の落札率。本年度段階で1億6,000万、5%弱というふうなことで、地元の業者の思いからすれば、隣の島からあるいは県内の島からやってきて、いろいろ不平をおっしゃられること耳にしますが、そういう方々の取り扱いについても、こういう不景気な時期に少し遠慮してもらったらどうかというような厳しい御意見もございますが、市長はこの辺についてどう受けとめられますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 最近とみに経済不況の風が強くなるなかで、そのような声が島内の至るところで上ってきているということは重々感じております。おりますが、先ほど言いました国のほうの示しております大企業優先の落札方式等のことも、そういう風もある。そういうなかで、今の入札方式を変更していくとか、軽微な変更とはいえ変更をしていこうとした際に、そのような大きな波が一気にその隙間から入ってくる可能性もあるというふうな、そういう心配も片やしているところでありますので、なかなか今すぐにそれをどうのこうのということは決めかねるような問題だというふうに思っています。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） そういう声があるというふうなことで業界のほうが、地元があっぴあっぷして倒産もそのわずか4年のうちに30社足らず、土木も建築も倒産という言葉は失礼ですが廃業されたと。登録されておらない、いう現実のなかで検討の課題ではないかということでひとつ御検討をお願いしたいということで、この件は済めます。

きのうの小宮議員の質問と全く、きょう私ダブっております。その中で、4月18日の入札執行、ごみの収集の件につきまして二、三点お伺いしたいと思います。

当初の財部市長の前の段階で、これは職務代理のなかで3月11日、中島部長のほうから出した執行通知。この要件の中にあつたこととは別に、新市長の名前の中に、「入札においては一地区を落札した者は他の地区の入札には参加できないものとする」と、この要件を新しく上げとる

わけです。これについてどういうふうなことでそうなったのか。ひとつその辺を、そのときの指名委員長は副市長ではございませんが、市長もしその辺を、対比してどういうふうな考えで行ったのか。まず1点。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、昨日、公平・公正に行われたかっていう質問がこの件についてありました。私、公平・公正に物事をやったつもりなんですけども、何回もこの問題について質問を受けるなかで、何か不思議だなあといつも思っております。皆さん、11ブロックに対して15の資格を持った方々がいらっしゃると。たまたま白ナンバー、青ナンバーですかね。これに分けたときに、5に対して7の事業所さん、それから6に対して8の事業所さんがいらっしゃるといふ状況のなかで、今までそれを業としてやってこられた方々が存在をしている。そして既にその方々に長年にわたり資格、許可を与えてきているわけですね。この方々は先ほど言いましたように生業とされてるなかで、極力皆さんがそういう形で住民のために一生懸命汗を流してされてきたことにも報いるためにも、そして住民生活が安心して市民が送られるような形をとるために、あえて1地区1事業者というふうなことをこのときは決めた次第でございまして、何も他意はないんですけども、何度もこのことについて質問を受けるのが、どうも私自身が釈然としないというふうな部分を感じてなりません。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） きのは質問、同じようなことがありましたかね。きのうの話の中で。小宮議員。なかったでしょう。ありましたかね。（発言する者あり）同じことがありましたか。今の質問。

○議長（波田 政和君） 大浦さん。ちょっと進行してください。そちらはいいですから。はい。

○議員（13番 大浦 孝司君） いや、同じことだというふうなことは（「同じふうなしたですよ」と呼ぶ者あり）いや、僕は…

○議長（波田 政和君） はい。進行してください。

○議員（13番 大浦 孝司君） 僕はまだ話は聞いた覚えはないんですがね。だからダブリやせん格好でこの問題についてはどうですかと言ってる。

実は、このことを質問することにしとったんですよ。ごみの関係を。ところがこちらがやったもんだから、それ以外のことの部分だけをしますよということで断ってやりよるんです。で、ダブリやないと僕は思いますよ。

それと、これも少しきのう言った話なんですけど、もちろん契約の規定により指名においての業者の選定は5名を原則とすると。それで2名も3名もなつたと。

しかし、この中に1カ所も入札においては仕方ないかもしれんけども1業者でやって98%の

金額で落札と。これには私は問題があるような気がします、そういう仕組みになっておるでしょうけども、その辺について1名の業者の入札を認めた、やむを得なかったのか。で、これは私は落札しておらない業者から見ればいろいろ意見もあろうと思うんですが、その辺は執行するうえにおいてこれでよかったのか、これをひとつ私は直接聞きたいと思うんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、入札の結果報告書を見させていただいたときに、数日後に——出張中だったもんですから数日後に見させていただきましたが、そのときにある地区で1社だけ、ほかの人方がすべて辞退をされてたということで1社で入札が終了してるというのは事実でございます。

そういうなかで、どういう判断のもとでまずそれが競争性があるのかということになるかと思えますけども、これは私どもの行政側の手落ちだったとは思いますが、入札執行通知書の中に、辞退を想定する中で、1社になった場合は無効ですよというふうな一文を入れておいたら、それは入札として成立はしてないというふうに後で報告は受けました。

しかし、私どもの不勉強により、また、数社のうちすべての方々が辞退をされるっていう正直言って想定を、想定外のことだったもんですから、執行通知書にその一文を入れてないために今大浦議員がおっしゃられるような疑義が生じてしまってるということで、これについては深くおわびしなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、私どもが通知書の中に一文を入れてなかったために、逆に入札としては成立をするということが、一応実務提要等をひもといた中で出てきたわけでございます。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） この問題は、普通であれば1回この時点で打ち切って再度執行するうえにおいて、残った工区といいますか地区といいますか、これは再度やり直す必要があったんじゃないかと私はそういう判断をしております。

それと、そのことはいろいろ解釈が今、そういう入札要件の中に入れとらんやったからそれでやったんだということでしょうが、この問題について最後に一言。

3年間の期間を設定した。そしてそれを選考したと。この欠点について、指名委員会の判断なのか市長の判断なのか、あるいは第三者を含めた判断なのか、このことをお伺いします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どちらの判断なのかということですが、この案件については指名委員会のほうにはかけていない案件でございます。そういうなかで、私のほうの判断というふうに解釈をしていただいて結構でございます。

この判断をするに当たりましては、何度も申し上げますが、平成17年3月の議会の請願を受

けた報告に基づいて、それに近づけたいという思いで私はやったつもりでございます。そういうなかで、今のような一文を入れてないとか、さらに区分けがその3年間の間に、行政の不作為によりなされてないということが起こっているわけですが、どうかしてよりよい方向に、皆さんの協議された内容をすべてを網羅できなかったわけですが、そういう方向に持っていきたいという思いでこういう入札にあえて取り組んだというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 私もその風の便りをこういう場所で申し上げるのはいささかよくないというふうな気もするんですが、そういうことが社会の一つの話として上って、私も確認せん話をこの場所でするわけはいかんとですが、やはり外部からのそういう進めもあったというふうなことがあったんじゃないかなというふうなことを聞いたなかで、非常に無理なことを急がしたなあという気持ちがしております。それを市長、それを聞いてどうのこうの言う——きょうはですよ——もう言うことをやめまして、もう少しやはり最初のスタートですから、そのころの実施は。もう少し慎重にやってよかったですと思います。

で、最後に……

○議長（波田 政和君） 大浦さん。時間が来てますが。

○議員（13番 大浦 孝司君） はい。（笑声）いいですか。

○議長（波田 政和君） そしたら、簡単明瞭にお願いします。

○議員（13番 大浦 孝司君） いいですか。

○議長（波田 政和君） はい。

○議員（13番 大浦 孝司君） 法定外公共物の条例の運用は、あの答弁どおりで私はいいと思います。まともなことでございまして、これを実施することは場合によっては難しいところあるでしょうが、責任を持ってその担当部署のほうには今後そういうことが出てくるとお思いますので、ひとつその指導を、やはり三役なり担当部長に任せるなりだけじゃなくて、その現実の把握に努めながらこの解決を、いろんなことがあれば責任持ってやっていただくというふうなことでお願いいたしまして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（波田 政和君） これで大浦孝司君の質問を終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 昼食休憩とします。開会は13時から。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 議長の許しをいただきましたので、さきに通告をいたしておりました2項目について、市長に質問をいたします。

市長、ラストでありますのでもうしばらく辛抱をお願いします。（笑声）いいこと言うでしょう。

対馬市が誕生して4年9カ月が今過ぎようとしております。641億という莫大な借金を6町が持ち寄り、その莫大な借金を背負って水船、いわゆる沈没寸前で対馬丸は出航いたしました。初代船長も大変な苦労をされたことと思います。しかしながら、4年間で約40億強の借金の返済がなされたのもまた事実でございます。それには乗組員、つまり職員の皆様方の給料カットを始めとするさまざまな削減に削減を重ね、痛みを分かち合って何とか航海してこられ御苦労だったことと思います。そして、対馬の将来を任せてください、立派にやり遂げて見せますと志願をされた2代目の船長である財部市長が誕生し9カ月目に入りました。新市長が誕生しどれだけの借金の償還ができるかと期待をしておりましたところですが、この世界的な大恐慌、大不況の中で、償還どころかあしたの日もわからないような状態が今対馬市に続いております。私は、代がかわればつきも変わるのではないかとそのような思いでございました。

ところで、この借金の問題は市長がまいた種ではありませんが、借金を返そうにも対馬に雇用の場所がなく、働き盛りの方々が島外への流出を増大しているばかりであります。また、4年9カ月前からいろいろな企業誘致とかいう話を首長がされておりますが、市が誕生してからも全くそういう傾向がない。途中で終わってしまうというような状態が続いております。

この現状を市長はどのように感じておられるのか、またどんな対策をとって歯止めをされる考えかお聞かせください。

次に、2項目の漂着ごみの問題であります。またまたこの問題であります。

対馬の海岸の漂着ごみを市民の皆様方に拾ってもらい、雇用につなげたいという気持ちはないのかの問題についてであります。

6月議会での一般質問の中で、私と市長とのやり取りの中で、私は国に働きをかけ、市民の皆さんにこの漂着ごみを拾ってもらい、雇用の一端につなげてほしいと要望したことに対して、市長は、確約はできませんが頑張ると言われました。今頑張ってもらっておられるかそれをお聞きします。

また、8月の11日、長崎での陳情の成果は上っているのでしょうか。

さらに、今回、議長や国境離島対策活性化特別委員会の委員長、副委員長と一緒に行かれた東京での陳情状況をお聞かせ願えれば幸いです。答弁をよろしくお願いします。あとは一問一答でお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮政利議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに志願兵であります、私は。私が志願をしたときと世界的な状況ちゅうのはもう正直言いまして一変したとっております。しかし、一変した状況であってもそれに向かって、当然立ち向かっていかなければならないという気持ちは重々持っております。

借金返済を確かにしていきたいという思いも全く変わりませんし、それについては粛々と計画どおり減らしていったと考えて私自身はおります。このような不況のなかで市民の方が、御質問の中で、いつ出ていこうかというふうな相談をされているということは私の近いところの方も、上対馬の方ですが先だって福岡のほうに夫婦で出ていかれました。いつかは、七、八年後は帰ってきたいという思いで出ていかれまして、私見送りに行きました。そのとき通常の別れ、港の別れ以上に自分が今この立場にいて、その人をこういう形で見送らなければいけない思いが自分自身情けなく、涙がほおを伝った次第です。

そのときも、早くにこの状況から脱するように頑張っていかなければならないと改めて心に念じたところでございます。しっかりその点については取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、いかんせん今のこの状態というなかで、まずもってこの年末をどのように越すかということに関しまして、先日からの御質問の中でもお答えさせていただきましたが、10月に銀行さんを市役所のほうに来ていただきまして、支店長さんに向かって、今倒産等が起こっている。そういう一つの原因の中に金融機関が自分たちが生き残るために貸し渋り、もしくは貸しはがし等を行っている部分があるんじゃないかと。地域の経済を回すのはやはり金融機関の担うところが大きいところがあるんだから、それについてはしっかりと対馬経済を守ってほしいと、いうふうにお願いをしたところであります。

私ども対馬市のほうで取り組める部分っていうのは大変財政的にも少のうございます。やれる範囲も限られております。そういうなかで9月議会に中原議員のほうから御提案がありました。小規模企業振興資金の融資の件について、現在運転資金300万、設備資金500万という一つの枠を持ちながら融資制度を行ってきたわけでございますが、その枠を外してしまうという御提案がありましたから、早速、金融機関並びに保証協会等にその協議に入り、その枠を撤廃することを了承していただき、先月の18日ですかね、に商工会のほうにも通知をし、こういう制度でまずもってやりくりをしていただきたいというお願いをしたところでもあります。

さらに、県のほうも今回の大不況を受けまして、中小企業経営緊急安定化対策資金という名のもとで、融資限度額2,000万円で、この20年度融資枠として50億円の予算を確保し、県もその対策を始めたところでもあります。

この年末の対策についてはそういうところで、わずかではありますけども自分らの対馬市とし

て今、現段階でできる範囲、一生懸命やっただけでございます。

小宮議員のお話は、この年末のみならずこれから先のことだというふうに思いますが、この雇用を創出するっていうのは、正直言いまして並大抵のことではないというふうに思っています。既存の企業、事業というものが元気になっていただかなければならないということと、当然外から入ってきて新しい地で島を活性化してもらいたいというふうな二通りで考えておりますけども、今のこの経済不況のなか、外から入ってくるというのはなかなか難しい状況にさらになってきております。そういうなかで、地元の企業が元気になるようにという思いで、この1月から3月までの間に、その事業所についていいですか、私どものまずもって第三セクターで試行的に物事をやっていきたいということで、豊玉の振興公社を舞台に水産物の加工品等の技術供与を、東京の事業を営んである方を呼んで試行的に始める予定です。そして、その品物は、向こうのある意味一定の合格が出ればの話ですけども、品物を全量を買取りをしていただくという方向でその公社等に元気を出していただく。さらに、その技術供与については、ほかの島内の事業所においても使ってもらっていいんですよというふうなお話を東京の方からもいただいております。そういうなかで、皆さんが新たなことに取り組んでいながら、ちっちゃい事業所ながらも一人でも二人でも雇用が新たに生まれるようにしたいという思いであります。

さらに、昨日も質問がありましたが、福岡事務所を開設をするということでどんどん動いておりますけども、そのような加工品等を福岡の市場に向けてつないでいくと、福岡事務所がつないでいくということによって、私ども対馬は、今まで捕った物をそのまま流し込んでいくということをずっとやっておりましたが、そればかりではなく、5%でも10%でも、生産物を加工して変えていかなければいけないと。そして、本来の産品が高い値で向こうで取り引きされるような状況をつくっていく。それを目指して福岡事務所も立ち上げたところでございます。

島内の雇用というものに対して、すぐにつながるという施策ではございませんが、しかし、地道にそれは続けていかねばならないというふうな考えです。

しかし、私はよくよく考えますと、この対馬っていうのは豊かだと思いますし、これちょっと若干余談になりますが、先だって太宰府にある九州国立博物館に勉強のために足を伸ばしました。そのときにさまざまな時代の遺物が展示されておりましたが、縄文時代の土器というのはすばらしいデザインで伸び伸びと、今の現在においても多くの芸術家はその時代生きてたんだなあというのがわかるぐらいの伸びやかなものでした。

その後、弥生時代に入ったときに、一つの集落が形成されコミュニティができ上がっていくなかで、さまざまなシステムが、システムの中に物事が入れ込まれたときに、その土器の形っていうのは合理的ではあるもののデザイン性にはすごく劣ってきてるというふうに思います。そういうなか、この対馬っていうののよさは、私はもしかすると荒々しくも人間の素地をそのまま継続

している、私はあの縄文時代の姿をまだまだ私どもは保っているんじゃないかと思ってます。子どもへの対馬人のよさを、これから先外部の人たちにわかってもらう。対馬の地域資源のよさを外に見せていく、都会と違う際立たせ方をすることによって、外部からの交流人口等もふえていくというふうに私は思っております。ほかの地域と同じようなことではなく、新たな対馬らしい生き方をこれから先求めていくことが、私はひいては対馬の活性化になり、そして雇用の増進につながるものだというふうに確信をしておるところであります。

次に、漂着ごみの件ですが、市民の皆さんに捨ててもらい雇用につなげられないかということで、このことにつきまして確かに小宮政利議員のほうから以前質問をいただいたときに、頑張りますというふうにお伝えしました。

この件につきましても、国境離島の特別委員会との陳情の際に、国境離島の項目の中にも当然この項目は上げられて取り組んで、特別委員会としても取り組んでいただいとるところでございますので、項目としてきちんと各省庁に回り、特に環境省につきまして、そして水産庁についても物事を伝えてきたところでもあります。

そういうなかで、漁業集落再生交付金等について水産庁を訪ねた際に、役職はちょっと私も今覚えてませんが、部長さんだっと思いますけども部長さんのほうにはっきり言いました。使い勝手が悪過ぎると。こういう漂着、うちが起こってる問題はわかってあると思うがというなかで、もっと使いやすい補助制度に変えてもらうとかいうことをきちんと取り組んでいただきたいということの水産庁のほうにも伝えましたし、環境省につきましてもその旨をお伝えしてきたところでもあります。

そういうなかで、すぐにそう言ったからといって成果が上っているかっていうと、確かにまだ上っておりませんが、国境離島新法のひとつの中、枠の中に入れながら、私はきちんとこのことは取り組んでいかねばならないと思いますし、永遠にこの問題は、国際間の取り決めがきちんとできるまでの間はですね、永遠に漂着するものだと思っております。そういうなかで新法の枠組の中に項目として入れられるように、精いっぱい今後も頑張っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） その話の中身は大体理解はできるんですが、今、一昨日、昨日からずっと話を聞いておりますと、長いスパンでのその考え、また地道にじっくりと足を地に踏みしめながら歩いていくという姿は私にもよく理解ができます。

しかし、先ほど市長も言われましたように、この正月をどうして迎えられるやろうかというような状態のなかで、私はもうちょっと何ていいますか起爆剤を考えてほしいなあと。て言います

のも、この数日の間雇用の問題で、この数日の報道を見ておりますと、最近の不況で企業がどんどん人員の削減をしておる。そこに今、今まで先ほど言われましたようにそういう方々が島外に出ておられる。またこれはこの人たちがUターンをしてくるというような可能性がなきにしもあらずなんです。そのときに帰ってこられても全く仕事がない。そういうなかで市長は、今ここでカンフル剤を打ち込んで、どういうふうなものを考えてあるのか。わかります。長いスパンでの考えはよくわかります。

しかし、今そういう暇と時間がないというのが私は現状であろうとそのように思いますが、市長はそのところをよく把握してあるのかなあと私、昨日、一昨日からずっと聞いておいてですね、そりゃあわかってあると思いますが、何かじゃあ手だてを打とうやというようなことを、このすばらしいスタッフがおられますなかで相談をどんどんしていただいているのかなあとと思いますが、そしてまた、一昨日の同僚議員の質問の中で、税金の問題が出まして25.6%という滞納率だということですが、これは市長の話聞いておりますとそれよりずっと下だそうであります。

しかし、またこういうことが、もうどうしようもないというところに、私は限界に来ておると思えます。

市長は、この滞納の原因を何だと思っておられるか、また、この数字は上がると思っておられるのか下がると思っておられるのかひとつお聞かせください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 正直言いまして、派遣社員の今、言葉はよろしくないかも知れませんが首切りが一気に行われ、正規職員までもそのような状況が日本全国に吹き荒れ始めております。今は私、正直言いまして始まりだろうと思っております。1929年の大恐慌のよく映像でアメリカのウォール街とかいうところの映像がよく流れますが、あのような状況がこの日本に来るのではないかというふうな危惧を正直持っております。当然、この対馬にもその波は一番先に訪れるのかなあと。好景気は半年も後に、1年も後に対馬には来ますが、不景気については一番最初に来るのかなというふうな思いは持ってきちんと考えておるところであります。

さらに、派遣された派遣社員であった方々、対馬出身の方々ですね。そういう方が帰省されてくるのも想像はできるところであります。

で、じゃあその対策どうするかという話がございますが、糸瀬議員の質問のときにも答えさせていただきましたが、私ども単独市で今の状況を一変させるような施策というのは今の預金を、貯金を使い果たしたとしても私は効果はないと、正直言って思っております。国のほうがなかなか先に進んでおりませんが、第二次補正を考えておられるということで、恐らく1月の中旬ぐらいまでに取りまとめがあるかと思うんですけども、そちらのほうには私、本市としてはありとあらゆる形で手を挙げて取り組んでいきたい。それが対馬圏経済のカンフル剤となり雇用対

策となるのではなかろうかと思っ、この補正予算にはしっかりと対応していきたいというふうな思いであります。

もう1点の滞納税に関する原因等についてはどのように考えているか、また今後のある意味収納率ですね、収納率の方向はどんなふうと考えているかということですが、滞納がやはり起こった原因というのは経済が落ち込んでいくなかで滞納がふえていると。当然これには景気と連動してるといふふうに私自身は思っております。市政への不満というのもあるかと、なかにはあるかと思いますが、ほとんどが経済との兼ね合いだろうというふうに思っております。

しかし、今のこの経済の原動力、島内のみならず原動力となっておるのは国の施策、もしくは日銀の金融政策、そういうマクロ的な部分で景気は変わってきてると思いますが、そこに私どもはササ舟のごとく浮かんでおるといふ状態だと思っております。

この景気に国もやっと今までの小泉路線から新たな方向っていいですか、方向に踏み出そうとしておりますので、私どももその方向で同じように歩んでいきたいというふうに思っています。単独市でそのあたりの対策については正直言いまして打てないのが現状であります。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 今、市長の答弁の中で、中を聞いておりますと、これは少なくなるという現状はでき上がらないと思うんですね。で、そのときですね、私はこのカンフル剤というのはないに等しいと。国の施策、そういうものにのっとってやるしかないというのが市長のちょっと答弁のようにありましたが、それではですよ、身近なところで対馬市CATVですか、テレビ。この問題がこれがまたずっとでき上がりまして、そしてこの受信料、こういうものは滞納をするというようなことになった場合に、一昨日の話で保険証をもらえない、もらってないと、もらえないというような人たちのような話がこうずっとまだ出てくると思っています。そのときにこのCATVのテレビの滞納があれば送信はストップするんですか。ちょっとそこを聞かせてください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） CATVの受信を滞納したときにとめるのかということですが、今現在水道の滞納ですね、滞納についてもストップをかけてる状態です。悪質っていいですか、長期になったケースにつきましてはですね。そのような状況が生まれましたらストップをせざるを得ないということになるかと思います。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） じゃあ事業が今推進してあるわけですが、そうすることによって事業ができなくなるといいますか、負担が大きくなって、例えば今委託でもされるようなところがストップをする可能性もあるというふうに私は感じておりますが、当然委託する会社が、その

徴収率がもらえなければやることができないですよ。じゃあ市と契約をしましたけどこれから先どうすればいいんですかということになりかねないんじゃないかなあとと思います。この問題はちょっと通告以外ですから、この次の回にゆっくりと質問をしてみたいと思います。

ところで、市長、以前、麻生総理大臣が総理になられたときに、報道関係の方が、テレビレポーターの方たちが、カップラーメンは幾らするんですかという話をされたときに、600円ぐらいだという話をされました。まあわずか100円か100数十円のカップラーメンを600円という話をされて、国民の失笑を受けたのでありますが、記憶しておりますが、財部市長は、今現在の対馬市での建設業作業員の日当が幾らかわかっておられますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 設計上は恐らく1万四、五千円から超えてるんじゃないかと思いますが、実際支払われてる金額については男女それぞれ差があると。それで、以前であれば女性で六、七千円とか聞いたこともございますし、男性で1万円前後でというふうな話は聞いておりますが、正直言いまして現時点における金額というのは私自身は把握はしておりません。申しわけありません。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） その1万円でもいいんですよ。で、20日ぐらい仕事に行きますよね。月に。それから、そのなかで子供2人3人育てながら、そしてその学費、給食費いろんなもろもろをした後で、捻出した後で、出費した後で生活をしておられます。で、それも6カ月なんですよねその人たちの仕事はですね。私の計算では。そうならば当然、1万円という話はちょっと、今は現在はないと思います。そのなかで約100万前後の収入を得た人たちが生活しておる。人夫さんたちがですよ。

そうなったときに、市長が単純に考えられてですね、6カ月しかそういう仕事がない。で、それからいろんなもの出費した後で税金を、税金が早いかみんな出費したものが早いかそれはわかりませんが払えると思いますかね。だから、これが今から先、またさっきも私が言いましたようにUターンとかみんな帰ってくるかすれば、これがものすごく増えてくるわけですよ。私はそういう問題をどこで解決されるのか。やっぱり首長であるその、この対馬を担おうと、頑張っで私がリーダーシップをとりますよと言われたわけですから、何かのカンフル剤を皆さんと競合して、一緒になって話し合いをして入れていくのが私は市長の役目ではないかなあと。で、国の姿、いろんな制約をそのまま進行してきて、そのままやるということになれば、またずうっといつまでも水船で、いつまでたっても喫水に上ってこないような状態でいくしかないと思いますが、市長はもうそのままずっとそういう長いこの低迷した姿を描いてあるんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 長い低迷を描いて施策をやっておるのかという御質問ですが、正直言いまして長い低迷は全く描かずに一時我慢をしてもらい次の施策、次に向かってそのときに物事をやれば浮上できるという思いで私は立候補しました。その後こういう形の大不況が来たわけですが、最初の思いのときとは状況が確かに変わっております。その分は御理解をいただければと思いますが、この低迷のままでよいのかということですが、決してそのような思いは全く持っておりません。どうかしなければいけないというのは当然であります。

ところが、今の手持ちの金の中でどのようにやっていくかというふうな、このわずかな金でどうやっていけばいいのかと。外からの企業誘致等もままならない。描いておりましたゴルフ場もこの大不況のなかで事業を凍結をさせてくれと言ってこられると、いうまさしく私にとっては予想外のことが次から次にこれから先起こってくるんだろうというふうに思います。

今、職員と一緒に、どのようにこの状況を打破すればいいかということも内部でも考えておりますが、職員自身も地域に入って考えていこうとしております。実際小宮議員さんのお住まいの佐護地区においても、この11月の25日でしたか26だったか定かではありませんが、いずれかに私自身も入って、地域の人たちと今後の方向性、事業の進め方等について協議をしたところであります。今こそ私だけではなく、市民みんなと一緒に浮上の方向を模索、汗をかきながら見つけ出さねばならないということだろうというふうに私は考えております。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 私は、今ずっと話を聞いて、さっきの佐護の地区での話は私も伺っております。

で、ここはやっぱり即座に大きな大なたを振るっていただいて、大きな英断をしていただかなければいけないというふうに思います。市長ができることもあるんですよ。例えば島外業者は入れませんよと、島内の方たちだけでやらしてもらいますよと。そういうこともできるわけです。市長のやっぱり権限っていうのは私にはそこにあると思うんですよ。そういうことにも手を触れてほしいと、力を知恵を削ってほしいと。そういうことでもなければ、もう今から先、今一遍とおりの行政の上から順番で下がってくる、そのものに頼っていて、そして地元では地域マネジャー制度かそういうものを今発足されておりますが、それはずっと長いスパンでの、今もうきょうあしたっていうことを考えるときに、市長も私は大きな英断をしていただきたいなあ。

昨日、12番議員の話の中で、どげえかしょうやという話がある。また、そしたらどうげもならんばい。私は、帰ってからそういうことして、まあ市長もそうだと思いますが、眠られんじやないですか。そして、しかしどげえかせんといかん。

私はこのことに市長は一生懸命になってほしい。そして市長、今、対馬の経済の一端を大きな

ウェートを占めているのが経済的なもの、経済はだれが握っていると思いますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 経済は個々の市民が握っているというふうには思います。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 私はある程度大きなウェートを占めているのは、韓国の大亜興産じゃないかなあとと思います。大亜高速ですか。

これだけの観光客が来て、その人たちもそれだけの大きな利益をっていいですか、そういうものが上っておるのに、何でここに私は市長もそういう気持ちを持っておられないかなあ。と言いますのはね、でもわかりますよね。観光客がこれだけ来るってことは経済効果があるっていうことは。ですから、この人たちがその人を運んでくる。韓国の観光客を運んでくる。そのことによって各ホテル・旅館、そういうものが潤ってきた。そしてまた、いろんな経済効果も上ってきた。

ところが今、円高ウォン安ですか、そういうものでびたっととまってしまった。私はここに市長が目をつけていただきたいなあと。じゃあどうするか。対馬から船でも出して、高速船でも出してというような考えを持って前に進んでほしいなあとと思いますが、いかがでしょうか。難しいですかね。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 韓国からの観光客、それから円高ウォン安の中で今激減しております。

そういうなかで私どもとしましては、その状況をただ見てるだけではありませんで、向こうの大邱とか大田とか、そちらのエージェント等にも誘致活動し、一昨日も答えさせていただきましたが、修学旅行生等を引っ張り込んでくるというふうな活動もしておるところであります。こちらが船をというお話がありましたが、少なくとも今の状態では大亜さんの約300名乗れる船が満杯になってないという状況ですので、その余った席というのを埋めることがまずもって当座必要かというふうに思っておりますので、そのようなエージェント等に働きかけをしていきたいというふうに思っています。

そして、一昨日も実は大亜さんのほうがうちの観光協会のほうにお見えになりまして、向こうからのエージェントを連れてこられました。で、私ども観光協会のほうも観光物産協会のほうも、そちらへの対応についても一生懸命今取り組んでおるところであります。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 私が言いたいことは、その韓国の人たちがいかにやっぱりこちらに入ることによって経済効果が生まれたじゃないですか。ということは、我々も対馬市も、今燃油高騰とかの問題でジェットfoilとかが余っておるっていいですか、九州郵船との話し合

いができるんじゃないかなあと私は思います。そこで、そういうものをそういう船を何とか市長の英断で、向こうからエージェントもそりゃみんな連れてくるのもわかりますが、そういう準備をして、即座にこの即効性を高めていってはどうかということ言ってるわけです。

ですから、私の言い回しが悪いのかもしれませんが、船をつけると言ってるんじゃないんですよ。今一番対馬にその即効性である韓国の人たちを呼び込むための、今さっきも言った円高ウォン安っていうのもありますが、これがまた何ていいますかね、高騰したり下がったりいろいろなこう可動をしてますよね、レートはですね。そういうことも含めて、もうすぐここにカンフル剤がある、特効薬がある、その特効薬としてそういうものにつなげていってほしいなあ。そういう考えはないのかって言うことを言ってるわけです。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現在、そういう船っていうのは九州郵船さんにしましても、確かにJRさんにしても余裕っていいですか、あるのはあるとは思いますが。実際JRさんも今まで恐らく、記憶違いだったら申しわけないんですが、7杯ぐらい持ってあったんじゃないかと思いますが、それで実際運行してるは2杯しか運行してないという状況で、余裕はあるとは思いますが、このウォン安の中でウォンが急激に下がり、恐らく倍、2分の1まではいきませんが2分の1近いぐらいの下落がしてる状況です。で、大亜さんのほうもツアー料金等の設定に苦しんでると。若干上げたらいいんですけども、それで人は今引いてしまったというふうな、それは原油との兼ね合いが当然ありますけども、どうしてもウォンがこういう形で安くなった場合、そういうふうな余波を隣接する私どもは受けてしまうと。今それは仮にJRさん、九州郵船さんに話を持ちかけたとして、乗ってこられるかどうか大変難しい問題かなというふうに私自身は思いますが、今小宮議員がおっしゃってあることはいろんなアイデアをみんなが持ち寄って、今の状況を早く打開しようじゃないかというお話だろうというふうに理解をしておきます。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） 大なたを振るってくれということです。一生懸命この打開してほしいなということですよね。私の考えとしては、私の意見はそういうことを市長に強く要望したいわけです。

次に、もう時間がありませんので漂着ごみの問題ですけど、いろんなハードルをクリアしなければいけないその規制を、これはやっぱり市長が足を運んで、何度も何度もそうすることによって、運ぶことによって少しずつクリアかけていく、メッキが——物がはげていくと私は思うんですよ。

で、やっぱりこの漂着ごみは宝とは言いませんが、やっぱりこれは大きな雇用につかながると私は思います。ですから、予算をいかに取ってくるのが市長だというふうに私はそういうふうな

考えを持っておりますので、市長は家の中でも働く人、で副市長さんたちが女房役として、この対馬をいろんな形で話し合いをしながらいろんなところに出席する人、というふうには私は思っておりますので、市長はぜひそのいろんなところに省庁に働きかけて、この漂着ごみを拾ってほしいなと思いますが、いろんなとこに今行っておられると思います。で、成果はどこら辺までその張れたんですか。例えば、もう多分予算がおりそうにあるよお金が来そうにあるよとか、いやどうもまだ途中だよとか、幾らいつても何%しかないですよとかいう、そういうところをちょっと聞かせてくれませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この漂着ごみの問題に関しまして、今どこまでの成果が上っているのかという御質問ですが、正直言いますと私自身がどこまで今来てるというふうな判断はしかねるほどまだまだ先は見えてません。はっきり言います。その両環境省にしましても水産庁にしても理解はしてくださってますけども、それについてどのように具体的に来年度、もしくは第二次補正でこのような形でやろうという姿はまだ示していただけていないのが現状であります。これから先もしかしずっと頑張っていかなければいけない問題だというふうにはとらえております。

○議長（波田 政和君） 7番、小宮政利君。

○議員（7番 小宮 政利君） わかりました。そういうことはゼロに等しいとは言いませんが、せつかく国境離島、そういう対策特別委員会とかもありますので、議会も一緒になって、市長もそこの一生懸命尽くしていただきたいなあと。

私は、これは大きな経済効果ついていきますか、雇用につながる問題だと思います。再生支援交付金であの一日だけでも相当なやっぱり数字が出ております。私のスタイルとあの再生支援交付金はちょっと違いますが、ごみを拾うことができないからああいうものにすがっておるような状態だと各集落が思っておりますので、何とか本当のこのごみに対する、これは予算だけですよということで一生懸命働きかけていただいて、一日でも早く獲得ができますようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（波田 政和君） これで小宮政利君の質問は終わりました。

---

○議長（波田 政和君） 本日予定しておりました登壇者3名の市政一般質問はすべて終了しました。

以上で、市政一般質問を終わります。お疲れさまでした。

なお、議員におかれましては14時5分から全員協議会をこの場で行いますのでよろしくお願ひします。

午後1時49分散会

---

議事日程(第5号)

平成20年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第4号)  
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入  
歳出は、第1表中 1款・議会費、2款・総務費  
9款・消防費、10款・教育費  
13款・諸支出金
- 議案第84号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第85号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第  
2号)
- 議案第86号 対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議案第87号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について
- 議案第95号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の  
指定について
- 議案第96号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第97号 真珠の湯の指定管理者の指定について
- 議案第98号 ほたるの湯の指定管理者の指定について
- 議案第99号 渚の湯の指定管理者の指定について
- 議案第100号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 議案第101号 国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について
- 議案第111号 対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第4号)  
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入

歳出は、第1表中 3款・民生費、4款・衛生費

- 議案第79号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 議案第103号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第104号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 議案第105号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 議案第106号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 議案第107号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 議案第108号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 議案第109号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 議案第110号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第3 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）

歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入

歳出は、第1表中 6款・農林水産業費、7款・商工費  
8款・土木費

議案第83号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

- 議案第92号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 発議第16号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 請願第2号 中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について
- 日程第6 陳情第9号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情について
- 日程第7 発議第17号 交通安全都市宣言の決議について
- 日程第8 議案第112号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）  
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入  
歳出は、第1表中 1款・議会費、2款・総務費  
9款・消防費、10款・教育費  
13款・諸支出金
- 議案第84号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について
- 議案第95号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 議案第96号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第97号 真珠の湯の指定管理者の指定について

- 議案第98号 ほたるの湯の指定管理者の指定について
- 議案第99号 渚の湯の指定管理者の指定について
- 議案第100号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 議案第101号 国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について
- 議案第111号 対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）  
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入  
歳出は、第1表中 3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第79号 平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 議案第103号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第104号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 議案第105号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 議案第106号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 議案第107号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 議案第108号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 議案第109号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 議案第110号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定

について

- 日程第3 議案第78号 平成20年度対馬市一般会計補正予算(第4号)  
歳入は、第1表中 所管委員会にかかる歳入  
歳出は、第1表中 6款・農林水産業費、7款・商工費  
8款・土木費
- 議案第83号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第92号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定につ  
いて
- 日程第4 発議第16号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 請願第2号 中小漁業関連資金融通円滑化事業(漁業・地域維持対策事  
業)の推進に必要な措置に関する請願について
- 日程第6 陳情第9号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情に  
ついて
- 日程第7 発議第17号 交通安全都市宣言の決議について
- 日程第8 議案第112号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の  
全部改正について
- 追加日程第1 発議第18号 介護療養病床廃止中止を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第19号 中小漁業関連資金融通円滑化事業(漁業・地域維持対  
策事業)の推進に必要な措置に関する意見書について

---

出席議員(25名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 齋藤 久光君  | 2番 堀江 政武君  |
| 3番 小西 明範君  | 4番 小宮 教義君  |
| 5番 阿比留光雄君  | 6番 三山 幸男君  |
| 7番 小宮 政利君  | 8番 初村 久藏君  |
| 9番 吉見 優子君  | 10番 糸瀬 一彦君 |
| 11番 桐谷 徹君  | 12番 宮原 五男君 |
| 13番 大浦 孝司君 | 14番 小川 廣康君 |
| 15番 大部 初幸君 | 16番 兵頭 榮君  |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |

19番 黒岩 美俊君  
21番 武本 哲勇君  
24番 畑島 孝吉君  
26番 波田 政和君

20番 島居 邦嗣君  
22番 中原 康博君  
25番 扇 作工門君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 永留 光君 次長 洪江 雄司君  
参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 國分 幸和君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	橋本 政次君
福祉保健部長	勝見 未利君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	一宮 英久君
教育長	河合 徹君
教育部長	永留 秀幸君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	松井 雅美君
峰地域活性化センター部長	阿比留博幸君
上県地域活性化センター部長	原田 義則君

上対馬地域活性化センター部長	近藤 義則君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	扇 照幸君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） 皆様、おはようございます。これからお手元に配付の議事日程第5号により本日の会議を開きます。

**日程第1. 議案第78号・第84号～第89号・第94号～第101号・第111号**

○議長（波田 政和君） 日程第1、総務文教常任委員会に審査を付託しております議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から、議案第111号、対馬市美津島総合公園の指定管理の指定についてまでの16件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括して審議することにいたしますので、御了承願います。

各案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は、第1表中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金、議案第84号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、議案第88号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第89号、対馬市公園等施設条例の一部を改正する条例について、議案第94号、公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について、議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、議案第96号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、議案第97号、真珠の湯の指定管理者の指定について、議案第98号、ほたるの湯の指定管理者の指定

について、議案第99号、渚の湯の指定管理者の指定について、議案第100号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、議案第101号、国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について、議案第111号、対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定についての計16件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は、12月12日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、松原地域再生推進本部長、永尾総務企画部長、橋本市民生活部長、阿比留消防長、河合教育長、永留教育部長、豊玉地域活性化センター松井部長、上県地域活性化センター原田部長並びに各担当課長、次長、副本部長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は、第1表中1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金。

まず、歳入の主なものは、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金は149万4,000円、9款地方特例交付金3項地方税等減収補てん臨時交付金は305万1,000円をそれぞれ額の確定により増額しています。また、10款地方交付税は、普通交付税2億1,809万2,000円の増額であります。13款使用料及び手数料におきましては、11月から対馬市CATVの運営が指定管理者に移行したことによる有線テレビ使用料5カ月の1,738万2,000円の減額であります。15款県支出金では、長崎県コミュニティ・ビジネス振興事業補助金100万円の追加募集の公募があり、1件の申請を見込み計上されています。20款諸収入におきましては、教育費関係分が92万9,000円計上されておりますが、このうち落雷被害による5校6件の施設、備品の修理代に対する保険料が80万9,000円でありまして、この保険料は小学校管理費及び中学校管理費の修繕料に充当されております。

次に、歳出の主なものは、1款議会費では、印刷製本費に10万5,000円増、これは議会だよりのページ数を4ページ増やして12ページにするものです。2款総務費におきましては、有線テレビ放送委託料1,234万円の減額、これは11月から対馬市CATVの運営を（株）コミュニティメディアへ移行することによりまして、これまでの長崎映像社との5カ月分の放送委託料の減額であります。負担金補助及び交付金では、対馬交通への地方バス路線維持費補助金1億1,868万円、ORC機体重整備補助金として988万9,000円の増額となっております。それから、本年度から地域を元気にするための起業を応援する制度として「コミュニティ・ビジネス振興事業補助金」が新設され、150万円が計上されています。また、住基カードの購入代に52万5,000円、窓口証明発行機使用料に147万2,000円の増額です。9款消防費におきましては、2,045万6,000円の減額でございます。これは退職等による職員数の減少

によるものです。また、各消防団の光熱水費に100万円が増額されております。10款教育費では、小学校費、中学校費、幼稚園費ともに、嘱託用務員の時間外手当相当額に伴う不足分、美津島管内の対馬市CATVを利用した外部ネットワーク切り替え工事費が増額されております。また厳原中学校グラウンド整備工事費に800万円、九州大会出場者増によるスポーツ活動振興補助金の不足額の210万6,000円が計上されています。13款諸支出金は、一般会計から旅客定期航路事業特別会計へ351万8,000円の繰り出しをするものであります。また、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費の各款共通事項として、人件費カット並びに人事異動による給料、職員手当、共済費の減額補正及び予算の組み替えが計上されています。

議案第84号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では航路事業国庫補助金326万5,000円の増、県補助金の交付額決定による292万9,000円の減額、一般会計からの繰入金351万8,000円でございます。歳入におきましては、燃油高騰に伴い燃料費が150万円の増額となっております。

議案第85号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では風力発電事業基金からの繰入金124万円、歳出においては2号機の制御装置の故障により早急な対応が必要なため92万円の修繕料を増額、また点検委託料に42万円が計上されております。

議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成20年12月1日施行されました。この法律第199条の規定による地方自治法の改正において、認可地縁団体に係る規定が改められ、今回改められた地方自治法にあわせて改正を行うものであります。

議案第87号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例につきましては、これまで真珠の湯温泉から対馬グランドホテルへ無料で提供していたものを、平成21年度から有料とするため条例の改正をするものであり、真珠の湯温泉に売泉料金の条項を加える条例の一部を改正しようとするものです。

議案第88号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総務省において補助金交付要綱が改正されたことにより、電気通信事業者の負担割合が改正されたため、対馬市分担金徴収条例の中の移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の改正をするものです。このことにより、国の補助金の率が高くなることから、県及び市の負担も軽減されることになるそうです。

議案第89号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成16年度から19年度にかけて実施されました街なみ環境整備事業により公園整備が完了したため、「中村

ふれあい公園」と「大歳神社前公園」を追加するものです。

議案第94号、公平委員会の事務の委託に関する規約の変更につきましては、対馬市の公平委員会の事務については、長崎県との協議のうえ、合併後5年の期間、平成21年2月28日まで事務委託がなされております。その後対馬市においては、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合の6団体で公平委員会を共同設置することで協議が整っております。そして、共同設置日を平成21年4月1日とすることとなりました。そのため、長崎県との公平委員会事務委託期間を平成21年2月28日としていたものを、平成21年3月31日まで1カ月延長しようとするものであります。

議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定につきましては、平成18年9月1日より、特定非営利活動法人・対馬郷宿を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、「対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の公募によらない候補者の選定等により引き続き特定非営利活動法人対馬郷宿を指定管理者とするものです。

議案第96号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定につきましては、平成18年10月1日より「株式会社まちづくり厳原」を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例による公募によらない候補者の選定等により引き続き「株式会社まちづくり厳原」を指定管理者として指定するものです。

議案第97号、真珠の湯の指定管理者の指定につきましては、本施設の管理運営につきましては、平成16年4月1日より財団法人美津島町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので公募を行ったところ、2団体からの申請があり、選定の結果、株式会社対馬グランドホテルを指定管理者として指定するものです。

議案第98号、ほたるの湯の指定管理者の指定につきましては、平成17年3月1日開設以来、直営経営を行っていますが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の削減を図ることを目的に、関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、社会福祉法人梅仁会を指定管理者として指定するものです。

議案第99号、渚の湯の指定管理者の指定につきましては、平成16年4月1日より財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として指定するものです。

議案第100号、あそうベイパークの指定管理者の指定につきましては、平成16年4月1日より財団法人美津島町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年

3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、4団体からの申請があり、選定の結果、グリーンアイランド合同会社を指定管理者として指定するものです。

議案第101号、国民宿舍上対馬荘の指定管理者の指定につきましては、平成16年4月1日より財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として指定するものです。

議案第111号、対馬市美津島総合公園の指定管理者の指定につきましては、平成21年3月31日をもって契約期間満了となりますので、関係条例により公募を行ったところ、3団体からの申請があり、選定の結果、財団法人美津島町振興公社を指定管理者として指定するものです。

以上、議案第78号、議案第84号、議案第85号、議案第86号から議案第89号、議案第94号から議案第101号、議案第111号までの計16議案につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、議案第78号を除く15件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 議案第100号について聞きたいと思いますが、指定管理者を外された振興公社の従事者及び運営については、委員会でどのような審議がなされたかお聞かせください。（発言する者あり）議案第100号です。一応美津島振興公社ですね。これが指定管理者を外されとるですたいね。この振興公社の今までの従事者、それと振興公社の運営、これを委員会でどのような審議がなされたかお聞かせください。

○議長（波田 政和君） 総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 100号の美津島振興公社を指定管理者として運営しておりますけれども、内部的にはあそふベイパークの——ちょっと待ってください。休憩をとっていいですか。資料をとりますから。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 従事者とその詳細な内容は委員会としては検討しておりません。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） これはなぜかといいますと、対馬市が運営する振興公社であります。これで累積赤字が300万以上の累積赤字を今抱えているということであります。それを、その累積赤字を持っている振興公社を外して新しい今度民間団体に指定管理者ということで行政のほうが決められているんですが、この先々に対して委員会で振興公社をなぜ外したか、今後の振興公社のあり方ということまでの、その委員の皆さんの意見が出なかったのが私は不思議に思っているんです。先々になれば、これはどうせ対馬市が抱えなければならない状況に陥るといえるのは考えられるわけです。それに対して委員会で何もそういう審議がなされなかったというのが私は不思議なんです、そここのところ、委員長、何らかの答えがあればお聞かせください。

○議長（波田 政和君） 総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 今、12番議員の質問ですけれども、執行部のほうで選定されたほうの選考委員会の中での報告の中では、慎重に審査していった結果、今のこのグリーンアイランドのほうがいろんな意味で、これから先は熱意とか誠意は認められるということで選考したそうです。

○議長（波田 政和君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、議案第88号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第89号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、議案第94号、公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について、議案第95号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、議案第96号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、議案第97号、真珠の湯の指定管理者の指定について、議案第98号、ほたるの湯の指定管理者の指定について、議案第99号、渚の湯の指定管理者の指定について、議案第100号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、議案第101号、国民宿舎上対馬荘の指定管理者の指定について、議案第111号、対馬市

美津島総合公園の指定管理者の指定についてまでの15件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第78号～第82号・第90号・第91号・第102号～第110号

○議長（波田 政和君） 日程第2、厚生常任委員会に審査を付託しております議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から、議案第110号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの16件を一括して議題とします。

各案について厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） 改めましておはようございます。厚生常任委員会審査報告書、平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、3款民生費、4款衛生費、議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第80号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第90号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第91号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第102号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、議案第107号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、議案第108号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、議案第110号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、以上、補正予算5件、条例改正2件及び指定管理者の指定9件の審査の経過と結果を同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、12月12日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のも

と、市長部局より橋本市民生活部長、勝見福祉保健部長、中村理事並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。補正の主なものは、歳入として、国庫負担金、県負担金であります。

歳出の主なものとして3款民生費1項1目20節扶助費5,107万4,000円は、自立支援給付費、障害者福祉医療費で、23節償還金利子及び割引料4,747万7,000円は、平成19年度の国費、県費の精算返還金で、2目社会福祉施設費11節需用費ははたるの湯の燃料費等であり、13節委託料は、浅藻生活館のシロアリ駆除委託料で、5目老人福祉費28節の繰出金1,930万3,000円は、特別会計への繰り出し金、2項2目584万5,000円は、保育所嘱託職員報酬、臨時職員賃金であります。3項2目20節扶助費7,905万2,000円は、住宅、介護、医療等扶助費であります。

4款衛生費1項1目1,006万9,000円の減額は、職員2名減によるもので、4目15節工事請負費122万7,000円は、豊玉斎場機械室屋根の雨漏り補修であります。5目診療所費1,707万7,000円の減額は、診療所特別会計に組み替えるためであります。

また、2項2目塵芥処理費11節需用費5,169万1,000円は、対馬クリーンセンターの燃料費等であり、燃油高騰による補正であります。13節委託料1,396万1,000円の減額は、北部・中部のごみ積替輸送委託料の入札執行残等であります。18節備品購入費199万5,000円は、対馬クリーンセンターのフォークリフト故障による購入費、3目し尿処理費11節需用費1,167万1,000円は、厳美清華苑・中部、北部クリーンセンターの燃料費等であります。

委員から、塵芥処理施設等の燃料費の入札はどのような方法で執行されているのかという質問に、各施設の所在地を基準とする2町単位のブロックごとに指名入札を行っており、対馬クリーンセンターは5業者により年2回、6カ月ごとに入札を執行し、また市場価格変動4%以上により、契約単価の変更を行っているとの説明がありました。その他、ごみ搬出時に生ごみは特に水切りの徹底指導を行えば燃料費の削減につながるのではないかとの意見も出ました。

議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金であり、歳出の主なものは嘱託職員報酬と正職員の給与、職員手当等及び職員共済費、嘱託職員雇用保険料であります。

議案第80号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出それぞれ5,230万4,000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、所得の確定により、保険料、国・県の負担金であります。歳出の主なものは、1款1項1目550万5,000円の職員1名減による減額、2款1項の居宅介護サービス給付費負担金504万円と特例介護サービス給付費480万円であり、2項介護予防サービス等諸費2,835万6,000円、5項特定入所者介護サービス等費1,412万8,000円が主なものであります。

議案第81号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ139万5,000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金で、歳出の主なものは、人事異動による人件費の増額であります。

議案第82号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ1,005万2,000円を追加するものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金762万6,000円と前年度繰越金242万6,000円であります。歳出の主なものは、特養浅芽の丘、特養日吉の里の嘱託職員それぞれ1名増と職員の人事異動による人件費の増額であります。

議案第90号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、厳美清華苑及び北部衛生センターの両施設で生産されている汚泥堆肥は、現在、農家の方など190名程度の方が利用され、無料で配付されているのを有料化し、袋の製作費等の経費負担として1袋当たり100円で販売するものであります。

議案第91号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の取り扱いの変更に伴った対馬市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第102号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定についての4議案につきましては、原則公募となっておりますが、入所施設であり、施設管理者と入所者の間に長継続的な人間・人的関係が構築されるべきであり、管理者が替わると入所者に精神的不安を含め、介護上でも非常に不安な状況になり得る観点から、非公募で、4施設とも引き続き現指定管理者で選定し、対馬市養護老人ホーム丸山は社会福祉法人梅仁会、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームは、社会福祉法人米寿会、対馬市特別養護老人ホームいづはらは、社会福祉法人長崎厚生福祉団、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごは、社会福祉法人幸生会を指定管理者として指定するものであります。

議案第106号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、議案

第107号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、議案第108号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定についての4議案につきましては、公募を行ったところ、現指定管理者のみの申請で、今後の事業計画等にも問題がないようであり、実績等十分であるので、対馬市デイサービスセンター合歓の木園と対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者は社会福祉法人慶長会、対馬市デイサービスセンター御嶽の里は社会福祉法人対馬市社会福祉協議会、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」は社会福祉法人あすか福祉会を指定管理者として指定するものであります。

議案第110号、対馬市子どもデイサービスセンターの指定管理者の指定については、指定管理者が替われば児童に接する担当者が替わることになり、安心して精神的に落ちついた状態で訓練するための現指定管理者が継続したほうが利用者の利益の向上になると思われるので、非公募とし、現指定管理者の社会福祉法人米寿会を指定管理者に指定するものであります。

議案第102号から議案第110号につきましては、いずれも平成21年3月31日をもって契約期間満了となるものであります。

以上、議案第78号から議案第110号までの16議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから議案第78号を除く15件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 委員長にお尋ねいたします。

議案第102号、103号、104号、105号、これは継続的な見地から、4施設とも公募なしということですが、その下の106号、107号、108号、109号、これは公募を行ったというようなことですが、同じ福祉施設の中で、継続的なサービスを行う、そういう意味もわかりますけど、やはりどこかでいろんなサービスの低下とか苦情とかこういうものがあった場合には、幾らかの検討材料があつてしかるべきと私は思いますけど、そのような意見は出ませんでしたでしょうか。

○議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） お答えいたします。

いろいろ意見は出ましたけど、この4施設については今までの継続ということで、なかなかほかの人を公募といってもなかなか切り替えができないんじゃないかというような意見であります。それで、後のデイサービス関係は一応公募をしましたけど、応募者がなかったというようなことでございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号、平成20年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第80号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第90号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第91号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第102号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、議案第107号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、議案第108号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、議案第110号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの15件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時から。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

### 日程第3. 議案第78号・第83号・第92号・第93号

○議長（波田 政和君） 日程第3、産業建設常任委員会に審査を付託しております議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から、議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてまでの4件を一括して議題とします。

各案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 皆様、改めましておはようございます。産業建設常任委員会審査報告書、平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第83号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）、議案第92号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についての計4議案でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月12日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、市長部局より永尾総務企画部長、小島農林水産部長、川上建設部長、一宮水道局長並びに各担当課長の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、歳入の主なものでは、雑入で対馬グランドホテルが真珠の湯温泉から引き込んでいる源泉の平成20年度分燃油代相当金として324万8,000円を受け入れるものです。

市債で、水産業債は漁港整備事業債として280万円を追加するもので、これは主に事業費の増加によるものです。

都市計画債の増額は、厳原今屋敷地区の街路整備事業負担金に伴う県工事街路事業債200万円と、今屋敷交流広場整備事業費の増加によるまちづくり交付金事業債930万円であります。

歳出の主なものは、6款農林水産業費では、農業費のうち農業振興費の負担金補助及び交付金で、ソバ生産出荷奨励事業補助金に66万1,000円、米需給調整システム推進事業補助金に30万7,000円の、合わせて96万8,000円の増額、林業費のうち林業振興費の工事請負費において、維持補修工事に167万8,000円、林道トタテ線及び林道狩尾青海線は委託料などから工事請負費への組み替えで、合わせて249万7,000円の増額です。

7款商工費では、観光費の委託料で、渚の湯施設管理委託料185万4,000円と、真珠の湯施設管理委託料に324万8,000円の増額であります。

8款土木費では、道路橋梁費のうち道路新設改良費の工事請負費は、和板糸瀬線道路改良工事

が完了することにより1,669万9,000円を減額し、赤島線道路改良工事に追加するもので、赤島線を含む7路線において、路線ごとに用地委託料などに組み替えを行い、差し引き399万9,000円を増額するものです。港湾費のうち、港湾管理費の工事請負費は、比田勝港国際ターミナルの出入り口の変更等に伴い、C I Qによる出入国検査を行う上で施設の改良要望があり、今回300万円を追加するものです。都市計画費のまちづくり事業費におきまして、委託料692万6,000円の増額は、主に今屋敷公園測量設計費などの減額と、今屋敷交流広場整備工事、上裏町美装化工事等に係る測量設計費の追加によるもので、公有財産購入費の増額2,521万7,000円は、今屋敷交流広場用地の取得費であります。

議案第83号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）の歳入の主なものは、他会計繰入金97万8,000円の追加、繰越金220万2,000円、これは前年度決算剰余金の追加であります。雑入で28万円の減額は、水道加入金の見込み件数修正によるものであります。歳出の主なものは、施設管理費の需用費で、光熱水費40万円、ブローアポンプ修繕料200万円の追加、役務費の汲み取り料の50万円の追加であります。

議案第92号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、本市の道路占用料につきましては、道路法施行令第19条の規定を準用していますが、道路法施行令が平成8年に改正されて以降、道路占用料の見直しが行われておらず、今回、平成20年1月に道路法施行令が改正され平成20年4月1日より施行されており、対馬市においても、現状の町としての区域の丙地から、市の区域となる乙地への適用となることもあわせて改正するもので、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。

議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、この条例は、生鮮水産物及び加工品の製造、保管、販売体制の確立を図り、水産加工の振興に資するため、対馬市加工施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるもので、この条例は平成21年1月1日から施行するものです。

以上、本委員会に付託されました議案第78号、議案第83号、議案第92号及び議案第93号までの計4議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから議案第78号を除く3件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）、議案第92号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第93号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して審査付託しております議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 今回の補正予算の総務費7目企画費19節負担金補助及び交付金のうち、ORC機体重整備補助金998万9,000円についての予算計上を私は認めることができないので、反対いたします。

このことは、11月25日、議会全員協議会で理事者より説明を受けたところではありますが、対馬—長崎間はエア—ニッポン社のボーイング737が平成15年8月まで1日2往復就航していたところでもあります。その間、五島—壱岐間のエア—ニッポン撤退により、旧長崎航空社はセスナ機に変えて現在の機種を2機確保したのでありますが、航路を拡大し、鹿児島—宮崎間の就航を試みたのであります。当時、長崎—対馬間は、エア—ニッポンは就航を続行する方針でありましたが、これを無理やりORC社に就航させたのであります。黒字路線の確保が目的であることは言うまでもありません。当時、対馬—長崎間には迷惑をかけないとのことでありましたが、19年度の決算段階で、壱岐間6,087万3,000円の赤字、福江間9,806万8,000円の赤字、鹿児島間9,226万2,000円の赤字、宮崎間6,289万8,000円の赤字であります。そのうち対馬間は5,817万8,000円の黒字であります。単年度決算では2億5,492万3,000円が赤字となっております、19年度決算段階で。この累積によりますと、8億4,000万円の赤字ということになっております。

このたびの再編計画では、20年度は航空機2機分の整備費8,900万円に対し県が70%の負担をし、残り3市が3分の1ずつ負担するということでもあります。しかし、以前からも方針、

約束事が今後の見直しを含め、私は当社が健全な航空運行が見込めないと思います。また、今回の対馬間の黒字から見ても、当然3分の1の負担ということは認められないものと思います。よって、今回計上された予算措置について反対をいたします。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第78号は可決されました。

---

#### 日程第4. 発議第16号

○議長（波田 政和君） 日程第4、総務文教常任委員会に審査を付託しております発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） ただいまより、総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての審査の結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月12日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと提出者の小宮教義議員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例は、指定文化財整備事業の項中、「市負担額の20.0%」を「市負担金額の10.0%」に改めるものであります。

対馬市には、大陸文化の玄関口として、また国境の島として、国、県指定の文化財が多数存在しております。対馬の歴史、文化を知るうえでの貴重な財産であり、対馬の宝物であります。このような貴重な文化財を保存、整備し、後世へ伝え継承することは現代に生きる我々の責務であろうかと思われまふ。今日の経済状況や他の分担金とのバランスを考慮してみますと、指定文化財整備事業負担額の改正の趣旨は十分理解できるものでございます。

よって、発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第16号は可決されました。

---

#### 日程第5. 請願第2号

○議長（波田 政和君） 日程第5、産業建設常任委員会に審査を付託しております請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告書、平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願についての審査の経過及び結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月8日、本会議終了後、3階会議室において、小宮政利委員は欠席でありましたが、委員会を開催し、審査の日時と請願者である対馬市漁業協同組合長会棧原会長に請願の詳細な内容を聞くため委員会への出席をお願いする決議をして会議を閉じました。

12月12日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、市長部局より小島農林水産部長を始め担当課長等の出席を求めるとともに、請願内容の説明のために出席をお願いした棧原会長の委任を受けた美津島町漁協の小島組合長、豊玉町漁協の根津組合長、峰東部漁協井上組合長及び担当職員、長崎県信用漁業協同組合対馬地区事務所の小田所長と担当職員、本請願に係る紹介議員を代表して上野議員の出席をいただき、審査をいたしました。

まず、紹介議員である上野議員より、現在、イカ釣り漁業者は燃油の高騰と魚価の低迷で、燃油高騰分を魚価に転嫁できない漁業者は大幅な赤字経営によって漁業経営は破綻という危機的な状況に至り、これに伴い、漁協の経営にも大きな影響を及ぼすことを理解してほしい。ぜひとも

本請願を採択していただくようお願いいたしますとの説明がありました。

続いて、中小漁業関連資金融通円滑化事業について、長崎県信用漁業協同組合対馬地区事務所の小田所長の説明を受けました。3漁協で現時点の借り入れ希望者が19名であり、この19名の借入金総額は4億4,900万円で、水揚げ額は5億2,400万円とのこととあります。この事業は、単に補助金を受けるとか負債を一本化して長期返済するという事業や融資保証ではなく、1、省エネ創業への転換や省エネ機器設置等の省エネ計画の策定と実行をすること。2、10年以内をめどに、借入金を確実に返済する漁業者であること。3、漁協、市町村が当該漁業者を「担い手として地域で支える」ことを認定すること。等の要件があること、借り入れ期間は10年以内で、借り入れ限度額は8,000万円等の詳細な説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、今まで市の事業として漁業者個人に対する債務保証はなく、漁協がすべきものと思う。そうでないと返済がうまく進まない。現在の対馬の経済状況からして、市民の理解を得るのは難しい。他の産業界からも、同様の制度資金があれば請願が出てくる可能性もあり、厳しい本市の財政状況では難しいのではないかな等の質疑がありました。

漁協側からは、19名のここ1年から3年の返済が大変厳しいときであり連帯保証人の連鎖倒産が出てくる可能性があり、さらに、約250名の連帯保証人の水揚げ総額は約26億円で、もし連鎖倒産することになると今後の水産業に大きく影響する。対馬の基幹産業に力を貸してほしいとの要望を含めた説明がありました。

その後、説明者に退席をしていただき、審査に入りました。

このような深刻な現状において、今回の請願の趣旨は十分理解できるが、重要・重大な問題なので慎重に対応すべきとの意見が多く、また本請願に対する市の基本的な考え方や見解を伺いたいとのことで、市長部局の出席を求め、再度委員会を招集することにして会議を閉じました。

12月16日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、波田議長及び全委員出席のもと、市長部局より齋藤副市長を始め担当課長等の出席を求め、再度委員会を開催いたしました。

冒頭、本請願に対する市の考え方について、今後の予算編成について、どのように推移していくのか不透明な状況のなかで、将来にわたる予算配分を考えた場合、本事業が緊急かつ重要な施策であるかどうか、国の制度とはいえ、市民に理解していただけるものにとらえていくべきか、また他の分野とのバランス等を検討する必要がある等の説明を受け、その後協議に入りました。

そのなかで、賛成意見として、対馬の第一次産業の振興策として本請願を前向きにとらえるべきではないか。また、反対意見としては、このような制度は結果的に個人保証の形になり、果たして公的資金に値するものかなどさまざまな意見が出ました。

採決の結果、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

た。

なお、請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について、に対する審査において、会議規則第101条の規定により、少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書が議長に提出されたことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） 次に、請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について、会議規則第101条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 少数意見報告書、対馬市議会議長、波田政和様、産業建設常任委員小西明範、賛成者、畑島孝吉。

12月16日の産業建設常任委員会において留保した少数意見を、会議規則第101条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1、件名、請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願について。

2、意見の要旨、今回、中小漁業関連資金融通円滑化事業の推進に必要な措置に関する請願が対馬市漁業協同組合長会長より提出され、先ほどの委員長報告のとおり、委員会では採択することで可決されました。しかし、この制度自体の問題点として、結果的に漁業者個人の保証を市が行う形になることに疑念を持っております。対馬市の予算を個人の保証に充てることに市民の理解が得られるかということでもあります。

今、経営が厳しいのは用船事業だけではありません。対馬島内のあらゆる産業に従事する人たちは歯を食いしばって頑張っております。助けを求めている数多くの市民がいるのです。公共予算の使い方として問題があり、今回の請願に対しては、不採択すべきと判断し、反対するものがあります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） この請願が提出された時点では、漁協長会長の棧原さんの名前を出ておりましたけれども、関係者の話を聞きますと、組合長会でこのことが決定した問題じゃないということでした。委員長報告にはそのことに触れてはおられませんが、その後16日に議運がありまして、その中でもその問題が出たわけです。そしたら、その16日の日に組合長会を開くという話があったおりましたが、そのことはどうなっておるのか。そして組合長会で決まっていなかったことを特定の組合長名でこういうことが請願として出てくることに対して、委員の中では

何ら問題は出なかったのかお尋ねします。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 武本議員の質問にお答えをいたします。

確かに私も審査に入る前まではそういうお話を聞いておりました。昨日、事務局を通じまして組合長会へ電話をして確認をさせていただきました。そのなかで、今回の請願は緊急を要することであったので、組合長会の同意は得ていない。さらに、おとついでしたか、16日の組合長会でこの問題の同意をいただいたという報告を受けております。

委員会の中では、説明者の質問が終わりまして、質疑の冒頭、私が確認をいたしました。その時点では、受けてないが緊急を要することなので3組合長と二、三の組合長の同意をいただいて榎原会長名で提出をさせていただいたという報告を受けております。委員会の中で、例えば本請願が組合長会の同意を得てなかったので審査を云々というような、そういう意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） その点についても不明瞭な感じがします。

もう一点は、これは確かに大型イカ釣り漁船が対象になっているようではございますけれども、いろんな分野に、特に水産に関してでも真珠養殖とかその他業種があります。こういう問題とのバランスの問題もありますので、それについては委員会の中では協議をされましたか。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 確かに委員会の中で、例えば資金といいますか、制度資金ですけれども、こういうことをもしすると、そういう例えばイカ釣り以外の他の産業あるいは他の漁業の加工業とか真珠とかあるとは思いますが、そういう点でも慎重に審査は行ったつもりです。

○議長（波田 政和君） 11番、桐谷徹君。

○議員（11番 桐谷 徹君） この請願の対象者が3漁協で19名ということですが、この19名の個人個人の19年度の水揚げ高、それに借入金の返済状況、そういうものは委員会では審査をされましたか。そして、対馬市の財政状況の中で債務保証の肩がわりをするようになったときに、対馬市の財源がそれが可能であるか、それは理事側には尋ねられましたか、その辺を審査をしてあげればお願いします。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 桐谷議員の質問にお答えをいたします。

最初の19名の方の水揚げ額あるいは現在の借入金などについての審査は行っておりません。ただ、12日の委員会の終了間際に、市のこの請願に対する考え方を聞くということで、市長部

局の方には出席を求めて、さっき委員長報告で述べたとおりです。

○議長（波田 政和君） 11番、桐谷徹君。

○議員（11番 桐谷 徹君） 現在の借り入れの返済状況を確認をされてないということは、今の段階で借り入れの返済が滞っているかもわからないということでもあるんですか、その辺はどうですか。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 確かに、私が先ほど報告の中でも述べましたように、ここ1年から3年の間の返済が難しいという状況は、委員会の中で審査の中で明らかになっております。

○議長（波田 政和君） 11番、桐谷徹君。

○議員（11番 桐谷 徹君） この問題は重要な問題ですが、仮に、今、返済が滞っているということであれば、対馬市が債務負担をした段階で、早速、そういう行為になったときに、対馬市が代払いをするということになってくるんですが、委員会はそういうことも確認しなくて賛成をしたということになりますか、そういうことでいいんですか。もう少しその辺は厳しく審査して結論を出すべきじゃなかったんでしょうかね。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） ただいまの御指摘のような意見は、委員会の中でも委員から出ました。

ただ、12日の委員会の中で、漁協側の説明の中では、それを各漁協、3漁協ですけども、3漁協が指導するなかで経営改善といますか、例えばイカ釣りに対する燃油の削減方法とか、経営内容の指導、あるいは返済財源の確保を漁協がするというような漁協側からは説明があっておりました。

で、確かに指摘されるように私ども委員会が、例えば、個人個人のそういう状況を一つ一つ調査するようなことは、委員会としては私はできないのではないかと考えています。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） 委員長報告によりますと、市長部局は、本事業が緊急かつ重要な政策であるのかどうかというところの文言が入っております。

私も、12日に少しだけ傍聴させてもらいましたけれども、委員会をですね、その中におきまして、組合長さん方からは、緊急を要するというような話もあっておりましたけれども、どうかまだ、理事者側にはその辺がまだよく伝わっていないのかなと、この委員長報告によりますと。

それで、この報告によりますと、行政側の仮に本議会で可決されますならば、文言からいけば、行政側は消極的であると受けとめられます。そういった理事者側との協議内容をもう少し委員長、教えてもらいたいと思います。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） その辺の確認をしたいということで、16日の委員会に市長部局より齋藤副市長、そして橘水産振興課長に御出席をいただきました。

で、齋藤副市長の説明内容も、私、ちょっと書きましたが、現状では大変予算編成、例えば、平成21年度の予算編成は現在進めているが、長期にわたっての予算編成は不透明であるという話のなかで、最終的に個人補償につながるようなことは、現在の時期では厳しい状況にあるという報告です。そういうことは、私ども委員会で説明を受けました。

○議長（波田 政和君） 22番、中原康博君。

○議員（22番 中原 康博君） ORCの989万ですかね、それはすぐさま出おったような状況にありますけれども、今後、どのように理事者側がしていかれるのか、もう少し緊急かつ重要な政策であるというふうな委員長報告のように受けましたので、今後の考え方を見きわめたいと思います。

○議長（波田 政和君） 19番、黒岩美俊君。

○議員（19番 黒岩 美俊君） 委員長にお尋ねしますが、先ほど11番議員の桐谷議員から、水揚げ高も聞かない、それで今までどのぐらい償還しているかも知らない、そのようなことで委員長として、あなたも少しやっぱり責任ある態度をとってもらわんと、怠慢な考えでようございませうじゃ私は済まんですよ。

これは、今、この議会で通過したときは議員に責任があるんですよ、みんな議員に責任があるんですよ、これは、市じゃないとですよ。

19名が大事だ、それから小さな漁民がようけおるわけですよ。何百人ておる、漁業者は。それに、真珠組合あたりも瀕死状態ですよ。これが次々にこんなふうに市にお願いに来たときはどのような市が対応するか、そこまで検討もなさつとらんとでしようが、ちょっとそこば回答をお願いします。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 黒岩議員の質問にお答えをいたします。

御指摘は真摯に受けとめたいと思います。ただ、委員会の中で、例えば個人名を挙げてどうこう審査するとはいかなものかというような委員の判断がありました。

で、確かにさっきも桐谷議員の質問にもお答えしましたが、私ども、決して無責任な態度でどうこうしたつもりは毛頭持っておりません。で、そのなかで、漁協側の説明では、緊急かつ重要なことでぜひ本定例会で採決をお願いしたいというような申し出でありました。

で、重要な問題なので委員の中からは、例えば、会期を終えて閉会中に継続審査もしてもどうかという話も、意見も出ましたが、漁協側の説明の趣旨を受けると、それが果たして漁協側にプ

ラスになるのか、マイナスになるのか判断が難しかったので、委員会に諮り、本委員会で結論を出すということで委員会では一致いたしました。

そういう結果で審査をし、決して委員会が無責任な審査をしたとは私は思っておりません。

○議長（波田 政和君） 19番、黒岩美俊君。

○議員（19番 黒岩 美俊君） わかりました。

それじゃ、今後、この小さなやっぱり5トン未満とか10トン未満の漁業者が、借り入れはしとるけど返済にちょっとしきらないといったときには、やっぱりそれとか真珠関係がこの問題が起こってきたときは、あなた、やっぱり誠心誠意で、委員長ですから、適正なそのような間違っただことのないような公平な審議をしていただきますことをお願いしておきますよ。

○議長（波田 政和君） 9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） このことは、市民の方もよくわからない方もおられるかと思うんですけど、大体のことで私もお尋ねしますが、大体今、この19名、3漁協の方の19名の方が、4億4,900万円を長崎県の信用漁業組合から借りられていると。これを今度できました中小漁業関連資金融通円滑化事業に借りかえたいという事業なんですよね、そうですね。

じゃあそれで、もしこれをこのように借りかえると、今まで保証人になっておられます市民の方ですよね、漁業関係の方、その方も連帯保証が抜けて、全部市のほうにこの保証が市のほうに変わるといことなんですよ。

ということは、市民の大事な血税の中の税金をこの信漁連に借りとったお金をこちらに、担保を市に変えるちゅことだけですよ、保証を変えるちゅことにするのは、もう大変なことだと私は思うんですよ。で、そういうことをおきまして、この19人の方の税金の滞納関係、調べられましたか。

それともう一つは、ここにも今、委員長報告がありましたように、連帯保証人の連鎖倒産が出てくると。そして、250名の連帯保証人とかいうことにいろいろ書いてありますが、この請願を出されました紹介議員の皆様、6人いらっしゃいますが、この方たちが、この保証人に入っているかどうか審査されていたら教えてください。

○議長（波田 政和君） 先ほどから話がありますように、個人のプライバシーに関することは委員長としてできませんと報告があつていますので、それは、もう答弁させませんよ、よろしいですか。

○議員（9番 吉見 優子君） どの部分になりますか。

○議長（波田 政和君） 個人にかかわること。納税しておったか、しておらんとかね。

○議員（9番 吉見 優子君） いや、それを調べられたかどうかというのは、また必要じゃないですかね。この市民の税金を使うわけですから、確認だけでいいんですよ。

○議長（波田 政和君）　そうですか。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君）　吉見議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の今現在、借入れをされている方、これは基金協会じゃなくて漁協が金融窓口ですので、あくまでも基金協会というのは保証をするということだと考えていただきたいと思えます。

で、先ほど言いましたように、紹介議員とかなどの関係者が保証人になっているということは調べておりません。そして、その後何でしたかね。（発言する者あり）保証割合ですね。で、これは国の制度資金で、国が9分の2、県が9… …。

○議員（9番 吉見 優子君）　じゃあ、市の税金でしている。

○議員（6番 三山 幸男君）　いや。

○議員（9番 吉見 優子君）　それで納税が、滞納者の。

○議員（6番 三山 幸男君）　いや、滞納も先ほども言いましたように、そのことは調べておりません。審査に出しておりません。

で、言ったように、この制度資金は、以前からあったそうです。ただ、今年度、長崎県が初めてこの制度資金を取り入れたと、燃油高騰に伴って。で、国の負担、県の負担、市の負担、協会の負担がありまして、対馬市の負担は9分の2です。

以上です。

○議長（波田 政和君）　9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君）　税金の保証人の分は今、9分の2ということがわかっているんですが、そこを今まで質疑いろいろされている人のことで、今現に、言葉の言いようが悪いかもしれませんが、焦げついているというんですか、要するに返済が滞っているということなんですよ。

そんな方、そんなことがわかっとして、市のほうに保証を求めるといのはどうかなと私も思うんですよね。そういう点からして、ちょっとこの審議された中身で、私もちょっと合点がいかないんですが、あくまでも市の、市民の皆様の税金の中から、これは保証するということ。現に焦げついている、返済が滞っている人たちの保証を市にしてくださいよというこの請願なんですから、そういうことを市民の皆さんもわかっていただいとけばなと思っております。

○議長（波田 政和君）　産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君）　そのあたりは、委員長報告の中でも12日の委員会の中で私ども指摘をしたつもりです。

で、委員会は、現在8人の委員がいます。で、16日のときに最終的に採決を行って、結果的には賛成多数でしたけれども、もちろん少数意見の留保をされた方、あるいは私も採択・不採択

は別として、委員長としての立場からも、その辺は委員の皆さんの中に提案をして審議は十分尽くした。ただ、この請願を採択する委員が結果的に多かったというような、私はそういう答えしか現在ではできません。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 二、三点お尋ねいたします。

武本議員のほうからもありましたように、委員長報告の中には、緊急を要して、しかも重要だということの報告がありましたが、それ以上に議会議員は慎重であるべきと私は思っております。

委員会のほうで、本来、組合長会が決定もしていないものを後日決定した、これは本末転倒ですよ。組合長会で決まって、総意で請願でもあったなら紹介議員もそれはいいでしょうけど、十分日にちはあるじゃないですか。11月21日が受付になっておりますね。きょうは何日ですか、18日でしょう。十分日にちがあるじゃないですか。そしたら、あなた方で1回差し返して、私は納得いきませんと、委員に説明もできませんと、こうあるべきでしょう。

それからもう一点、2ページ、この委員長の報告の中で、小田さんかな、小田さんの説明によると、これから先の問題、1項目、2項目、3項目、書いてありますよね。省エネ操業への転換、省エネ機器設置のためとか、10年以内めに借入金を確実に返済できる漁業者であるとか、このような人が対象になると思いますよ。

だけど、そうじゃないじゃないですか。私のところに資料がありますよ。経営改善等支援事業、これは負債整理を除く資金と書いてあるんですけど、これじゃないほうであれば、これから先の問題に8,000万の融資を認めようということでしょう。そしたら、あなたの報告は返済に滞るような状態だから、今、吉見議員が言われたように、この際、県、それから市・国、これで保証してもらえば、信連は出そうかという話でしょう。いや、おかしいですよ。

それから、もう一点、お尋ねします。

保証審査の厳格化、保証の引き受け決定に先立って、県等で構成する保証審査委員会の審査を経ることが必要であると、こうなっています。市が入るかどうかが尋ねられましたか。市は、該当市町村は、審査に入るかどうか尋ねられましたか。

それから、当該者の該当する組合、この単位組合の方々から、市に対して組合長もしくは理事者、こういう連帯保証でも通るような話ありましたか。委員会の中で、そこまでやっぱり石橋をたたいて提案してもらわんと、我々は判断材料に非常に困りますよ。

以上。

○議長（波田 政和君） 念のために申し上げます。

議会としまして、請願はおかしくなかったととらえております。私どもは受け付ける以上、中身を精査して受け付けるわけでありませんので、議会としては、念のために請願受け付けは正し

かったととらえております。その後は別ですよ。

10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） いや、ちょっとちょっと、そこまで議長は慎重を期すべきじゃないですか、事務局でも。組合長会の判が押してあるようであれば、電話でもいいやないですか、これは間違いありませんでしょうか。そしたら受け付けてもいいでしょうよ。だけど、現にこのようなことが起こったやないですか。

間違いがないということじゃなくて。

○議長（波田 政和君） だから、私が言っているのはそれじゃなくて、受け付けたことに対しては、その後の話はそれから聞きますよ。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） いやだから、あなたとしては、若干、慎重を期してない点があったとかなんか言うならいいけど、間違いじゃないというような言い方を私はおかしいと思います。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） ちょっと待ってください。その件ですか。

○議員（5番 阿比留光雄君） さっき紹介議員の話が出ていましたから。（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） わかりました。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）続行します。

ほかにありますか。

はい、そしたら暫時休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後0時06分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

それでは、昼食休憩を認めます。（「それがいい」と呼ぶ者あり）開会は13時10分から。

午後0時06分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

午前中に引き続き質疑をとりたいと思います。質疑ありませんか。6番、産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 午前中、糸瀬議員より質問がありましたので、その件について、私で答えられる範囲でお答えをいたします。

まず、2ページ目の数字で1、2、3と上げております。このことについては、省エネ操業への転換や省エネ機器などの設置ということは、既に漁民の方が行っているそうです。

で、2項目めになりますけども、10年以内に借入金を確実に返済できる漁業者であることは、これは漁協でそういうような審査をして、例えば19の方が借り入れを申し込んでも、すべて対象になるとは今現段階ではわかりませんので、そういうことをして申請を行うそうです。

で、審査委員会に市が入っているのかということですけども、市は入っておりません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 私がお尋ねしたことは3点ぐらいありましたけど、2ページの後段のほうに、償還がどうのこうの書いてあるじゃないですか。多分、審査の段階で、償還が非常に厳しいとか、こういう状況のなかで、連鎖倒産の危機にあると書いてあるわけですから、この機会に、今回、漁業地域維持対策事業ということですから、これは1、2、3が条件ですよということなんですよ。いいですか。

そしたら、その後段のほうの話もわからんでもないんですけど、わからんでもないんですけど、すべてが今回、市に保証になるわけですから、市が審査委員に入るべきじゃないかと、委員会としては注文つけるべきじゃないですか。該当市町村は当然、入るべきじゃないかと私はそう思いますよ。

それだけ慎重に、しかも審議をされて、そして結論出されたなら、私たちも、ああ、そこまでしてくれたかという思いは持ちますよ。

それから、私が言いましたように、この負債整理を除く資金という項目に該当するという説明ですから、そうだろうと思うんですけど、文章的にはそうになっていないということを私は指摘しておるわけですよ。どうですか。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私の報告文書が的確でないと言われれば、それは私の不手際ですので、それはもうそのとおり私も申し上げます。

で、保証協会に市が入るべきだというような委員会での審査というのは、正直言ってそこまで注文はつけませんでした。

それで、確かに上段に書いてあります、例えば、ここ1年から3年の返済が大変厳しい人を対象にするようなことを入れておりますけれども、これは私ども説明で伺って、このことについては当然、委員会でもそういうような人に対する個人保証につながるようなことはできないんじゃないかということは、委員会ではそういう意見は出ています。

以上です。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） それから、私、質問をいたしました件は、市に対して、市はこ

ういうことを話が進むにつれて予算化、そして責任の帰属はどこにするのかということに多分なってくると思いますよ。

そうなった場合に、第三者機関が審査したものについて市長が予算化できると思いますか。やっぱり私は該当市が審査機関として、審査機関に顔を出して、そして厳しく審査をするというのが私はプロセスだと思いますけどね、どうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） それは、当然そのようなことを委員会の中で、そういう発言なり気がついた委員がいらっしやれば、そういう注文はつけたと思います。で、さっきも申しましたように、そういうことでは特に、委員会での審査はいたしておりません。

で、私が委員会の中でただだこう言うようですけど、例えば、市長部局に対して8月のうちに、この件は要望が既に上がっているわけですね。8月のぐらいに要望として榎原会長を始め3漁協の組合長さん方が、財部市長を訪ねて陳情を行っているはずですよ。

で、その結果が、例えばこの時期までに返答をもらえなかったということで、議会のほうに請願が上がったものと委員会ではとらえております。

で、当然、予算を執行するのは市長ですけども、委員会の中で論議があったのは、例えば、16日の委員会には齋藤副市長に出席をいただいて、齋藤副市長の中で、先ほど私が副市長はこういうことをおっしゃいましたと言いましたが、それで足りない分は齋藤副市長のお話では現状は先ほど言ったとおりですけれども、内容としては非常に、市の対応としては厳しいととらえていますというような言葉がありました。私が、委員長報告の文書で、その厳しさというのは入れてはおりませんでした、そういうお話は齋藤副市長はされました。

ただ、委員会の中で、例えば議会と市執行部との見解が異なることもあるというような委員の意見もあったことも事実です。

例えば、幾ら予算措置、私たちが委員会で採択をして。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 簡単に言うてください。市の考え方を聞かれたわけでしょう。

○議員（6番 三山 幸男君） いや、うん、市の考え方は厳しいということでした。

そして、委員会として一次産業の振興の観点から、こういうことも必要だというような委員会の結果です。

以上です。

○議長（波田 政和君） これで質疑を終わりたいと思いますが、12番、宮原五男君、どうぞ。

○議員（12番 宮原 五男君） 今、8月に組合長会が、組合員何人か知りませんが、要望に行政のほうに行かれたということですね。

まず、この組合長会というもののあり方というのが、私はおかしいんじゃないかなと思

いますが、3漁協、今、ここに書かれてあります3漁協、これに対して理事会に対してこの問題を諮られたかですよ、さきに、そうでしょう。

それか組合長が率先して、我がたちで決めて我がたちでこの請願の行動に移られたか、ここを御存知であれば答えていただきたい。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私ども委員会で確認をしたのは、3漁協については、理事会で同意をとっているということです。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） それでは、理事会で間違いなく同意をとってあるとですね。これは確認されましたか。

ちょっと待ってください。それで、私の進め方としては、まず、これは組合長会内で、そのあり方検討会なり、緊急は要しますけど、まずそこで審議するべきやなかろうかと思うんですよ。それで審議をし、また理事長会に諮り、理事の同意を得て行政と今度は話すべきやなかろうかなと思うわけですよ。幾ら議会で決定しても、行政にそれだけの財源がない、執行力がないなら、我々は何の採決にもならんとですよ。

だから、我々が先じゃなくて、やっぱり行政、執行側に先に話を持って行って、それを議会に提案する。これがもともとの進め方やなかろうかなと思いますけどね。そやから、その理事、3漁協の理事の皆さんの同意があるか、同意書があるなら提出願いたいですね。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私ども委員会に3漁協の組合長を出席いただいたとき、3漁協の組合長がそろって口頭で理事会の承認は得ています。そして、ある組合長はここに議事録も持ってきていますということでした。

私どもの手元には議事録はありませんので、私がどうこうそれを提出できるできないはお答えはできません。そして、組合長会のことについては、私どもその辺のことは委員会では調査いたしておりません。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） やっぱり委員会は、付託事項を、委員会に付託するということは、そこでやっぱり研究する必要があると思うわけですよ。

そやから、こういう重要案件、これは市に債務負担を、よろしくっていう対馬物産と同じようなやり方ですよ、もともとが。最終的には市が債務負担せないかん状態が今度は生まれてくるわけですよ。

それならば、やっぱり慎重にこれは調査して、期間をある程度つくるべきですよ、委員会も。

これは大事な問題ですよ。金額的にも、今、財政の厳しいときに、これだけの先々、どれぐらいまだ増えるかわかりませんよ。それを市に今度は債務負担をお願いしますというわけですよ、それも1業種ですよ。

対馬はまだいっぱい業種がおって苦しんどつですよ、それをどうして、議会も認められるわけがないやないですか、これね。やっぱりそのところをよく考えられて、委員会というもののやっぱり価値、審議、これ、真剣に考えてもらわんといかんと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私ども委員会で主に、先ほど宮原議員の質問の事項についても慎重に考えたつもりです。

で、最終的には、例えば対馬の基幹産業であれ、水産業に力を差し伸べられるのか、あるいは個人保証にもつながりかねないこの国の制度資金とはいえ、この資金に対して市が債務保証の形でできるのか、その点が論議の中心でした。

先ほども言いましたように、その件で、委員会でも、まあ時間的にはかなりの時間を費やしたつもりです。ですので、決して市の財務状況、あるいは財源の厳しさというのは、私ども手にとるように知っているつもりですので、そういうことは十分論議したつもりです。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） その理事会で諮られたそういう分の提出は無理ですかね、理事会の同意書か何かあれば確認したいんですが。

○議長（波田 政和君） その件はちょっと向こうに確認してみたら後の答えになると思いますけど。

○議員（12番 宮原 五男君） いや、採決に対して重要な問題になりますけど、そこは。

やっぱりその確認は、今、口頭では確認しましたって言いますが、そこに本当にその確認が見られるっていうもんがならんところが、採決に対しての慎重論に問題があると思います。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後1時35分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

質疑はほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 委員長報告に対する反対討論を行います。

今回の中小漁業関連資金融通円滑化事業の推進に必要な措置に関する請願は、そもそも当初の提出段階で不適切な事務処理がなされていたことが、委員会の審査途中で明らかになりました。このような行為は、市議会を冒瀆するものであり、私自身、強い憤りを感じております。請願者におかれては強い反省をお願いするものであります。

本資金は、行政が対象となる漁業者を担い手として地域で支えることを認定し、予算措置をすることが必要であります。しかし、対象となる漁業者がどのような経営状況にあるか全く知らされず、さらに、何をもちて地域で支える担い手とするのか、判断材料も基準もありません。ただ、予算措置だけを求めているのであります。

そういうなかで、予算措置を実施することは大きなリスクを伴うものであり、とても危険な行為であります。仮に事故が発生すると市に対しての担保設定はなく、市民の血税は泡と消えてしまいます。

隣の市におきましても同じように、壱岐漁業協同組合長会長より、8月22日、請願書が提出され、9月定例会に諮られました。16日に委員会で採択が決定され、19日の本会議で可決されております。

しかし、予算措置については、12月の定例会にも議案として提案されておらず、いまだにめどが立っていないのが現状であります。

さらに、最近になって、該当漁協より債務者が負担することとなっている保証料や利子補給の要請があつているとの担当者の説明でありましたので、ますます予算化は難しいものと思われま

す。

壱岐市は、対象となる漁業者は17名、額にして約2億弱、1名の平均は1,176万円であります。対馬市は19名、額にして約4億5,000万円、1名平均では2,368万円となっており、実に壱岐市の2倍以上となっているのであります。ますますリスクは大きくなるものと危惧されます。

また、委員会審査の中で、理事者側の考えを聞く機会がありましたが、そこでは、対馬市として現在の財政状況では厳しく、予算化は難しいとのことでありました。請願の採択基準として、実現の可能性というのがあります。実現の可能性とは、その年度なり、また翌年度のように、ごく近い将来に実現可能なものに限定し、狭く解釈するのが通例であります。

ましてや今回のように、10年間の長期に及ぶものについては、実現の可能性の判断基準からして問題があります。さらに、執行機関側に、その意思なり考慮がないもの等は不採択とするほ

かないとあります。

以上のことからして、今回の中小漁業関連資金融通円滑化事業の推進に必要な措置に関する請願は不採択とすべきであり、委員長報告に反対するものであります。

そもそも今回の制度資金は、燃料高騰によるところが始まりであります。けさのNHKニュースでも報道されておりましたが、県内の燃料価格は既に平成16年の8月時点の水準まで値下がりしているとのことであります。

したがって、この機に及んで燃料高騰は、もはや採択の理由の一因にはなり得ないと考えます。議員の皆さんの妥当な判断をお願いするものです。

○議長（波田 政和君） 続きまして、賛成討論をとりたいと思います。17番、上野洋次郎君。

○議員（17番 上野洋次郎君） 私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

対馬において水産業は重要な産業であり、漁業の衰退は地域経済そのものの衰退につながると認識しているのは私だけではなく、議員各位も同じ認識だと思っております。

しかしながら、今日の水産業の現状は、平成18年度以降、漁業用燃油高騰のあおりで、18、19、20年と3カ年にわたって漁業経営に大きな打撃を与えております。

こういうなか、国は8月、燃油高騰緊急対策として小規模漁業構造改革促進事業として用船事業及び省燃油対策事業等を実施したわけであります。また、県におかれましても、このような水産業の現状を踏まえ、本資金に対して初めて予算措置をしております。

本維持対策事業は、燃油価格の高騰によって経営が危機的な状況に陥っている漁業者を救済するものであり、具体的には現在の借入金を1つに集約し、長期資金に借りかえることによって毎年の負担軽減を行い、経営の維持再建を図るものであります。また、このことによって、漁業経営の安定化を図るものでもあります。

また、本資金は国・県・市町村が所要の負担を行う制度資金であり、当市も緊急な措置として所要の負担、予算措置をいたし、本制度が速やかに活用できる体制を構築するものを私は望みます。

まず、今回、小西議員より少数意見の留保がっております。要旨といたしましては、制度自体のまず問題点があるということと、そのことに対しては、漁業者個人の保証を市が行う形になるので、対馬市の予算を個人の保証に充てることは市民の理解が得られないということと、また、漁業ばかりではなく多くの産業に従事する人たちが歯を食いしばって頑張っており、公共予算の使い方としては問題があるというこの2点の点で留保しておられますけれども、私としては、まず、この制度は個人に対する債務保証ではなく、基金協会に対する助成であります。また、本制度は国が創設した制度であり、支援することについては全く問題がないと私は思っております。

それと次に、なぜ、この用船事業ばかりやるのかという指摘もありますけれども、私はそう

じゃなく、今、長崎県では中小企業の資金繰りを運転資金で支援するというような立場で、中小企業経営安定対策資金を行っております。この資金も県独自の資金であります。

今、50億円では足りないということで、県は100億、150億でも出すという県の姿勢であります。そのことに対して、県議会は何ら反対もしない、まだやれという姿勢を持っております。

このようなことから、今、できることから、できるのをやるのが私たち議会じゃないでしょうか。私は強くそう思っています。

それと、今、19人という方だけの対象だということでもありますけれども、確かに19名でありますけれども、例えば、この19名が、もし破綻するという状況になれば、その人の連帯保証人がおり、また、その人の連帯保証人がおり、合計約250名の連帯保証人がおるという話を聞いております。

今、そのなかで、その合計を合わせますと、水揚げ高約16億円になります。この水揚げ16億円というのは、大型漁業が1規模ぐらいあると思います。このように、対馬の経済が悪化するなか、確かに対馬市の財政面においてもダメージを受けることがあるかもしれませんが、私は、ここで救済するところは、救済していただくということが重要であると思います。

今、財政的なことを話しておられますけれども、少し私が調べたことを話したいと思いますけれども、今、この維持対策事業が、これは15年から行っております。この15年から19年までの間に、件数でいったら530件あります。金額は約36億円であります。その間、件数の530件というのは、そこそこの市町村が対応しているということです。まず、皆さんにそれをわかってもらいたい。

そういうなかで、代位弁済は件数で2件、金額で6,300万円しかありません。これは実績です。これから計算しますと、代位弁済を行われた件数でいうと0.3%、金額でいいますと1.7%です。これを例えば、今、対馬市に要請がっております4億5,000万を当てはめますと、この数字でいけば、代位弁済は170万円であります。私はそのことも、市当局がそこまで調べているのかという疑問も私はあります。

これは全国の実績でありますけれども、もう一つ聞いてもらいたいと思います。これは長崎県であります。長崎県で基金協会の保証が創立してから55年になりますけれども、保証が1,958億円、その中で回収不能が46億円あります。パーセントで2.34%。これを見ますと、維持資金の、皆さん審査のことをいろいろ御心配をされておりますけれども、この維持資金のほうの審査が、大変審査が厳しいということも私はあると思います。

確かに、市の財政も大変なのは私も十分わかっております。しかし皆さん、できるところから助けてやるのが、私たち議員の使命じゃないでしょうか。

こういう制度の趣旨をよく御理解いただき、御賛同することを心から願っております。よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 私は、非常に重要な案件ですので、投票によって決定をしていただきたいと思ひます。

○議長（波田 政和君） ただいま議長の宣告に対し、投票による採決の要求がありました。会議規則第70条第2項の規定により3人以上の賛成者が必要であります。無記名投票採決を求める方の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立3人以上であります。要求は成立しました。したがって、請願第2号については無記名投票で行います。

なお、投票にあたり一言お話をしておきますが、先ほどから議員から関係ある議員がおられましたら退場をとの意見もあつておりますので、御配慮よろしくお願ひしておきます。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（波田 政和君） ただいまの出席議員は24人です。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異常のない旨を議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

○議長（波田 政和君） 異常なしと認めます。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（波田 政和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に対する委員長の報告は採択であります。したがって、本案について無記名投票で採決を行います。

本案を採択の方は採択とお書きください。不採択の方は不採択とお書きください。

終わりましたら、1番議員より順に投票をお願いします。

なお、投票中、採択または不採択を表明しない票、及び採択または不採択の明らかではない票は、会議規則第73条第2項の規定によって不採択とみなします。なお、投票を棄権する場合も不採択とみなします。

もう一度言います。なお、投票中、採択または不採択を表明しない票、及び採択または不採択の明らかではない票は、会議規則第73条第2項の規定によって不採択とみなします。なお、投票を棄権する場合も不採択とみなします。

以上です。よろしくをお願いします。

投票を1番からお願いします。

[議員投票]

○議長（波田 政和君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（波田 政和君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（波田 政和君） それでは開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によって立会人に小宮政利君及び吉見優子君を指名します。両議員の立会をお願いします。

[開票]

○議長（波田 政和君） 投票の結果を報告します。

投票数24票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票24票、無効投票ゼロ、棄権ゼロ。有効投票中、採択14、不採択10。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

## 日程第6. 陳情第9号

○議長（波田 政和君） 日程第6、厚生常任委員会に審査を付託しております、陳情第9号、介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情についてを議題とします。

本案について厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告書、平成20年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第9号、介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情についての審査の結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月12日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のも

と委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

この陳情は、医療制度改革関連法の成立で、医療と介護が区分されてしまい、地域住民が必要な医療や介護が受けられず、介護難民の増大など現代社会に深刻な影響を及ぼすため、介護療養病床廃止の中止を求めるものであります。

今後、高齢者が全国的に増加し、本市としても高い高齢化率であり、介護療養病床廃止になれば、本市においても介護難民が増えることは明らかであります。

よって、陳情第9号、介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号、介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第9号は採択することに決定しました。

---

## 日程第7. 発議第17号

○議長（波田 政和君） 日程第7、発議第17号、交通安全都市宣言の決議についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 発議第17号、平成20年12月18日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員小西明範、賛成者、同上野洋次郎、賛成者、同小川廣康、賛成者、同初村久藏、賛成者、同阿比留光雄、賛成者、同大浦孝司。

交通安全都市宣言の決議について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

交通安全都市宣言の決議について（案）

地域住民が安心して暮らせる対馬市を構築することは、市民の付託を受けた我々の責務であります。近年、対馬市の道路交通網も年ごとに整備が進み、便利になった反面、交通事故も多発しているのが現状であります。本年は既に6人の方が交通事故により尊い人命を失うという悲しい結果となっております。県全体の傾向として、近年の交通事故死亡者数は格段に減少傾向にある中で、本市は逆の結果となっており、まさに憂慮すべき事態であります。

また、今後におきましても、島内の道路事情は現在建設中の御嶽トンネルや、城岳トンネルが本年度中の供用開始に向けて急ピッチで工事が進められており、交通難所の解消が図られているところでありますが、開通に伴い交通事故の発生も心配されるところです。

対馬市の運転免許人口は、10月末現在で2万584人となっており、県全体のわずか2.4%であります。しかし、交通事故死亡者数の割合は17.1%となり、信じがたい数字となっております。今こそ全市民が一丸となって真剣に交通安全対策に取り組むときではないでしょうか。

対馬市が発足いたしまして、まもなく5年を迎えようとしております。しかし、現在まで交通安全都市や飲酒運転追放等の宣言や決議が一切行われておりません。ここで、全市民が協力して交通事故のない安全かつ安心していきいきと暮らせる元気なまちづくりを実現するために、対馬市を「交通安全都市宣言市」とすることを宣言します。

以上、決議します。

平成20年12月18日、長崎県対馬市議会。

よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第17号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議17号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第17号、交通安全都市宣言の決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第17号は可決されました。

---

### 日程第8. 議案第112号

○議長（波田 政和君） 日程第8、議案第112号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題になりました議案第112号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定により、対馬市豊玉町和板323番地、佐伯敏治氏を請求代表者とし、提出のありました対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改廃請求を平成20年12月11日に受理しましたので、同条第3項の規定により、別紙意見書をつけて議会に付議しようとするものであります。

改正の内容でございますが、現条例対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部を改正しようとするものであります。

改正条例は対馬市議員報酬及び費用弁償に関する条例とし、第1条は趣旨でございまして、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めようとするものでございます。

第2条は報酬の額でございまして、日額として3万円にしようとするものでございます。

第3条は支給方法について。

第4条は費用弁償について。

第5条は規則への委任について。

附則で、本条例は平成21年4月1日からの施行と定めようとするものであります。

次に、市長としての意見でございますが、請求代表者は条例改正請求の要旨として600億円近くの負債を抱える厳しい財政状況の中、公共事業の削減、住民サービスの停滞、漁業不振、燃油高騰、人口の減少から疲弊している現状を少しでも緩和するため、議員報酬を日当制にし、約4億円の節約で苦しい状況を少しでも緩和解消したいとしています。

確かに市の財政は非常に厳しい状況にありますし、最近の社会情勢を見ると更なる景気の悪化、低迷等が予測され、財政運営を考えると、一層の緊縮財政を進めながら施策を進めていく必要があります。

市民の皆さんが、このように対馬市の市政に関心を寄せ、財政状況を憂い、立ち上がられたことに対し敬服し、非常に重く受け止めているところでございますが、分権時代を迎えた今日、二元代表制の一翼を担う存在である議会の役割は急激に拡大しており、住民の代表として施策の策定または決定する議事機関としての機能と、執行機関の監視機関としての機能を有し、住民自治制度を確立する上で必要不可欠な存在であります。

地方議会のあり方等については、地方制度調査会や全国市議会議長会、全国町村議会議長会などの会議においてもさまざまな協議がなされており、地方自治体を取り巻く環境が急速に変化し、住民の抱える課題や要望等、住民サービスにおいても複雑で多種多様化している現状から、住民自治の根幹を成す機関である議会の役割と民意を吸収し、議会活動に反映させるための議員活動の必要性が強く唱えられております。

本年6月の地方自治法の改正では、「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるものとされたこと」と、「議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員長の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたこと」が改正の内容となっておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中、地方議会の果たすべき役割と責任がますます重要となり、地方議員に求められる活動領域が拡大するなどの地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置づけの明確化が必要であるため、改正されたものであります。

これにより、議会議員は本会議や委員会などの議会活動以外の議員としての活動等も認知されるようになり、報酬についても他の行政委員会の委員等と別に規定されることで、今まで以上に議員活動が期待されるなど、議員報酬の位置づけは大変重要なものとなっております。

今回の議会議員の報酬を日当制にする条例案については、議会活動以外の議員活動や幅広い人材の確保にも支障を及ぼす懸念があることから、従来どおりの対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による支給が妥当と考える次第です。

以上で市長の意見も含め、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 次に、本案の審議に当たって地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例改廃請求代表者に対し本会議での意見陳述の機会を与えるため、本会議への出席通知をいたしましたところ、請求代表者から体調が悪いために出席できないとの通知を受けております。

なお、診断書が添付されております。申し付け加えておきます。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第112号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私は、討論に入る前にただいま議長から説明がありましたように、請求代表者の方の陳述が聞けなかった、非常に残念に思っております。

私は、本案に反対の立場から討論を行います。

本案は申すまでもなく、通常の市長提案の条例とは違って、市民皆様方からの、議員報酬が高すぎる、日当制にすべきだという市民運動を経て、法律に基づき市長が提案されたものであります。

私は、このような運動が起こる背景、つまり対馬市の社会経済状況を十分理解したうえで、議員報酬はいかにあるべきかを市議としての4年9カ月の活動を踏まえて研究、学習を重ねてまいりました。その結果、以下のとおりの結論に達したわけであります。

まず、今回の市民運動が起こる原因、冒頭に申しましたように雇用等の社会不安や漁業不振等の経済状況の悪化をはじめ、一向に改善しない対馬市財政の問題等があると思っております。一方では、我々議員に対する不信、不満があることも十分理解できます。この2つの要因が重なって批判が増幅している、そのように思っております。

議員報酬の基準らしきものは、法律にも、また国や県の指導基準、そういったものはありません。したがって、各自治体や類似団体、このような団体を参考にしながら、または報酬等審議会などの第三者機関を設けて、その答申を経て、そして、首長が議会に諮り決定するというシステムをとっております。この場合でも市民感情や市民生活の実態を反映する、このことはもちろんであります。

では、対馬市の実態はといいますと、19年4月から27万3,600円であります。その時点で県下でも最下位であり、人口こそ13市中10番目という少ない人口でありますけれども、面積は五島市の1.68倍、断トツ1位であります。議会活動は非常に厳しいものがあります。

そこで私は、議員報酬の目安はその地方の勤労者の平均的な賃金と、議会活動をするうえで支障をきたさない程度の配慮をして決めるべきであると、このように考えているところであります。しかし、その条件として、議員としての活動が伴うことが前提であります。

では、日当制になるとどんな弊害が起こるかということでもあります。まず、議員は議会開会中

だけ活動すればよいというものではもちろんありません。日常、普段に住民の声を聞き、調査研究、学習に努めなければなりません。そうでなければ、日常、普段にこのことに集中している市当局と対等に論戦をしたり、政策を提言するなど到底できるはずがありません。市議会の権能は、市民の声を市当局に届け、そのことによってよりよいまちづくりに資すること。もう1点は、市政の行き過ぎや過ちや、または不十分なところなどをチェックする、この機能を果たす役割があるわけであります。議員に十分な研究の時間と一定の経済的保証をしないと、市民と議員とのパイプが細くなり、ひいては市民の声が市政に反映しにくくなる、つまり議会制民主主義が十分機能しなくなると考えるものであります。

日当制にすれば、選挙費用もかからないとか、いろんな分野から、また、いろんな階層から議会に出やすくなるといった意見もあります。私はそうは思いません。選挙費用は使う側と一部の市民に問題があるわけで、いろんな分野、いろんな階層から出やすくなるというのは本会議や委員会等だけ出席すれば事足りるとする、そういう立場ならそうかもわかりません。それではまともな議員活動はできません。有権者の皆さんも議員を選ぶ権利と同時に、その後の責任も一定あるわけでございます。議員と有権者の皆さんとの、文字通り共働の力を発揮し、そのような議会と市民と理想の関係を作り上げていくべきだと考えます。

今回の条例案の提案に至る流れに思いをいたし、今後の市議選、さらには対馬市のまちづくりのために真剣に取り組むべきとの自戒の念をこめて、反対討論をいたします。

最後に、この条例を提案されるにあたって、財部市長の見解は、私は非常に議会と理事者との関係、そして今後いかにあるべきかという示唆に富んだ意見書だと感謝を申し上げます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） これで討論を終わります。

これから、議案第112号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。——起立者なし。したがって、議案第112号は否決されました。

暫時休憩します。

午後3時09分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1. 発議第18号

○議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第18号、介護療養病床廃止中止を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。8番、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） 発議第18号、平成20年12月18日、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員初村久藏、賛成者、同、大部初幸、賛成者、同、三山幸男。

介護療養病床廃止中止を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）。

政府は第164通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、2012年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、2006年現在、23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を15万床に削減することとした。

しかし、一昨年、厚生労働省がまとめた都道府県の「療養病床アンケート調査」では、日中、夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が「医療療養病床（54.3%）」、「介護療養病床（61.4%）」にものぼっている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分の1のうち、最低でも59.7%の患者が「都道府県が例示した医療措置」を実施しており、介護療養病床における医療区分の1のうち、最低でも58.4%が「都道府県が例示した医療措置」を実施していることが判明している。

こうした中で、医療療養病床については、今年、都道府県が策定した2012年度の療養病床の目標数は、現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床となり、医療現場や患者の状況を踏まえて、政府はこれを追認することとしている。

しかし、介護療養病床についても、現場や患者からは廃止中止を求める声が大きく広がっているにもかかわらず、いまだに中止には至っていない。介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設などが示されているが、介護療養型老人保健施設は、夜間の医師や看護職員の配置が手薄になるなど、現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難である。

このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」、「介

「護難民」が各地であふれることは明らかである。

については、地域住民がいつでも、どこでも、安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記、1、介護療養病床廃止の計画を中止すること。

平成20年12月18日、長崎県対馬市議会、提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第18号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第18号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第18号、介護療養病床廃止中止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第18号は可決されました。

---

## 追加日程第2. 発議第19号

○議長（波田 政和君） 追加日程第2、発議第19号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。17番、上野洋次郎君。

○議員（17番 上野洋次郎君） 発議第19号、平成20年12月18日、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員、上野洋二郎、賛成者、同、兵頭榮、賛成者、同、作元義文、賛成者、同、阿比留光雄、賛成者、同、小川廣康、賛成者、同、大部初幸。

中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条

の規定により提出いたします。

中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する意見書（案）。

今日の水産業会の現状は、燃油価格の高騰及び魚価の低迷等により、漁家経営は危機的な状況にあります。

現在、国の燃油高騰緊急対策として、小規模漁業構造改革促進事業として、用船事業及び省燃油対策事業等が実施されています。これに加え、今回の地域維持対策事業は、金融面から支えていこうという事業であります。このことにより、漁業の事業継続を図り、地域経済を支え、抜本的に個々の漁業経営を改革するための支援措置であります。

具体的には、国の対策等を活用し、漁家経営の改革に確実に取り組む漁業者と、これを営漁指導という観点でその実践を支援する漁協を対象とし、当該漁業者の経営改革のために必要な対策を本資金で取り扱うものであります。

なお、本資金取り扱い漁協は、国対策の実務対応を含め、漁業者個別の経営指導を行う専従職員を配置し、主任者・組合長を含め、漁業者ごとの経営指導を行う体制を構築することになっております。

また、本資金は行政が本資金に対する所要の負担を行うことが必要であり、かつ維持資金制度要件にも合致する必要があります。

加えて、対象漁業者を自己経営の改善に専念させ、確実に経営再建を達成させるため、保証能力を有する対象漁業者同士の保証引き受けによる今後の保証債務履行による連鎖倒産等の不安定要素を極力取り除く必要があります。

当事業の創設により、燃油高騰の継続があっても、漁業者本人が省エネ計画を実施し、着実な経営が実現できるよう、金融面での融資円滑化を目指すものでございます。

よって、対馬市におかれましては、この水産業の危機を御理解いただき、「中小漁業関連資金融通円滑化事業」に係る予算措置に早急に取り組まれるよう、強く要望いたします。

平成20年12月18日、長崎県対馬市議会、提出先、対馬市長、財部能成様。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議19号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第19号は委員会への付託を省

略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第19号、中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）の推進に必要な措置に関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第19号は可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものはあるのではないかと思料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

暫時休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。進行上、時間を延長します。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会のあいさつに先立ちまして、先日15日に第6回長崎県離島航空路線再生協議会が開催され、ORCの再生スキームが決定されましたので、その内容につきまして御説明させていただきます。

説明に入る前に、先ほどお配りいたしました資料の中に、一部訂正がありますので、申し訳ございませんが訂正方よろしく願います。

訂正箇所につきましては、1枚目のA4版の表のほうでございますが、その表の下にですね、表の下に矢印が2カ所ございます。その矢印と矢印の間に「県負担70%」と書いてあります。そのさらに下に、「7万2,276」という数字が入っておりますが、この数字が誤りでございまして、「7万5,632」、表の中の、右から4つ目の列になります、県70%っていう列の

ところの、網掛けをしております、上から4つ目の数字であります、「7万5,632」と、これと符号するものでありますので、申し訳ございませんがそのように訂正をお願いいたします。

では、続きまして説明を申し上げます。

去る12月11日開催の議員全員協議会におきまして、ORC再生検討状況の報告と、市の方向性について御理解をいただいたところでございますが、その後、先ほど言いました12月15日に第6回長崎県離島航空路線再生協議会が開催され、長崎・対馬線においては増便することによって、負担額が増額するという対馬市からの要望を受け、現行のとおり週4.3便に、また、長崎・福江線は利便性を確保するために現行の3便運行の維持、鹿児島線の1便減便、宮崎線の廃止、福江・福岡線2便運行についての見直しがなされ、関係市においてはORCの存続、ひいては離島航空路線の存続のためやむを得ないと了解をいたしております。

その結果、お手元に配付いたしております資料の1ページの第6回長崎県離島航空路線再生協議会資料の、平成21年度補助に係る利用率に基づく補てん額の試算表のとおり、往復便数の変更と目標利用率の一律60%に設定が変更され、県、関係市の負担につきましては、ごらんとおりの金額が想定をされております。利用率不足分につきましては、壱岐市、五島市の負担の増額が想定され、特に五島市におきましては限度額の2,000万円の負担額が想定されておりますが、対馬市の場合、議員全員協議会の説明のとおり、補てん金額が5,000万円を超えた場合でも、固定分の500万円の負担だけとなっております。

以上のとおり、第6回長崎県航空路線再生協議会でORC再生スキームの決定がなされましたので、議員の皆様には御理解を賜りたいと存じます。

また、議員全員協議会において運賃の算出根拠等についての御質問がございましたので、次のページの、資料の2ページに説明資料として添付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

本定例会におきましては、12月8日から11日間の長きにわたり、慎重に御審議をいただき大変ありがとうございました。本定例会にて議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めて、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、年末休暇の29、30日、この不況の波が押し寄せ、市民の皆様、とりわけ事業経営の皆様が波に飲み込まれないようにと、セーフティーネットの受付業務が行える体制を整えて対処していきますので、今後とも議員皆様方の御指導、御協力方よろしくをお願いいたします。

さて、平成20年も余すところわずかになってまいりました。平成21年の新年を御家族とともに健やかに迎えていただき、来る年が皆様にとりまして最高の年となりますよう祈念いたします。

また、年末年始を控え何かと無理が生じる時期ではございますが、議員皆様には御健勝にて、

ますます御活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（波田 政和君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月8日に開会いたしました平成20年第4回定例会は、11日間の会期中で各議案等、終始熱心に御審議していただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長を始め市幹部職員の皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な意見が、今後の行政運営に十分反映されることを期待いたします。

さて、平成20年も残すところ13日間となりました。平成21年の新春も御家族ともども健やかにお迎えいただき、来る年が皆様にとりまして最高の年となりますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

会議を閉じます。

平成20年第4回対馬市議会定例会を閉会します。本日は大変お疲れ様でした。

午後3時38分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

署名議員 三山 幸男

署名議員 初村 久藏

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員